

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年9月18日（火） 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤	信一	君	副委員長	塩井川	幸生	君
委員	宮本	明彦	君	委員	脇元	敬	君
委員	仮屋	国治	君	委員	脇元	操	君
委員	植山	利博	君	委員	久保	史郎	君
委員	下深迫	孝二	君				

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口	剛	君	危機管理監	宇都	克枝	君
総務課長	塩川	剛	君	税務課長	満留	寛	君
安心安全課長	酒元	博	君	人事研修G長	橋口	洋平	君
固定資産税G長	江口	元幸	君	防災G長	石神	修	君
企画部長	川村	直人	君	企画政策課長	山口	昌樹	君
企画政策G長	西田	正志	君				
生活環境部長	平野	貴志	君	環境衛生課長	川路	和幸	君
環境衛生課主幹	林	康治	君	生活環境政策G長	小柳	陽一	君
農林水産部長	中村	功	君	農林水産政策課長	木野田	隆	君
土木課長	馬場	義光	君	河川港湾G長	西元	剛	君
消防局長	田中	義春	君	消防局次長	蔵元	悟	君
総務課長	木佐貫	誠	君	警防課長	木佐木	勝	君
情報司令課長	吉村	茂樹	君	中央署長	塚田	修二	君
北署長	喜聞	浩志	君	総務課主幹	細山田	孝美	君
警防課主幹	竹ノ内	優	君	予防課主幹	兒玉	良一	君
経理・装備係長	野崎	勇一	君	消防団係長	矢野	敏朗	君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

【議案審査】

議案第52号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

議案第54号 霧島市防災条例の一部改正について

議案第59号 財産の取得について

議案第60号 財産の取得について

陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

【所管事務調査】

(1) 市職員の不祥事等の再発防止に向けた取り組みについて

(2) 天降川の洪水に備えての防災訓練及び防災の観点からの河川管理について

(3) 国・県の補助事業等に対する要望について

[開会 09:00]

○委員長（常盤信一君）

ただ今から、総務常任会を開会いたします。本日は、去る9月11日の本会議で当委員会に付託されました。議案4件及び継続審査となっております陳情1件についての審査を行います。また、審査終了後は、所管事務調査を行います。ここで皆様方にお諮りをいたします。本日の会議は、お手元に配付しました式次第に基づき進めさせていただきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにさせていただきます。ただ今、仮屋委員が欠席になっておりますけれども、議長公務の打ち合わせで少し遅れるということですのでご了解ください。

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の休止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

それではまず、議案審査等を行います。初めに、陳情第17号、陳情書、川内原発増設計画の休止などを求める意見書の採択についてを審査します。陳情書の意見書案に、「社会全体の省エネを促進し、ガスなどのエネルギーの多様化を促進すること」の項目が含まれておりましたので、本日は執行部の関係各部においていただき、霧島市のエネルギー政策についてお聞きしたいと思います。なお、概要説明については、先日の一般質問で配付した資料のとおりご答弁されておりますので省略をし、さっそく質疑に入ります。この件について質疑はございませんか。

○委員（宮本明彦君）

霧島市再生可能エネルギー庁内検討委員会、これは、今のところまだ1回だけでしょうか。

○環境衛生課長（川路和幸君）

庁内の検討委員会は、8月に委員会を1回、専門部会を1回で、委員会のほうが副市長を委員長として各関係部長でございます。専門部会のほうが関係課長で構成しております、これを1回開催しているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

どのような内容をというのが、おのおの1回の内容がわかりましたら、若干でも報告をお願いします。あと松元深委員長、環福の委員長が出席されたと思うんですけれども、そのほかに議員の方々も出席されておるのかどうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

庁内の検討委員会でございますけれども、一般質問でも御答弁申し上げたんですけれども、次世代のエネルギービジョンがまだ策定しておりませんので、そういう策定の検討を行うということと、それと民間の事業者が今年度から、今年7月から始めました固定買取制度のスタートに伴いまして、様々な本市においても動きをされているというようなことで、そういうものに対応するがために設置をしたものでございます。先ほど、それぞれ検討委員会自体は1回ずつでございますが、そのほかに8月23日に農林水産省の課長補佐をお呼びしまして、特に木質系のバイオマス発電についての勉強会というようなことで、職員それから森林組合あるいは林業の事業者といますか、関わっておられる方々、それから議員は環福の委員長にご連絡をして出席していただきました。また、先日の金曜日でございますけれども、金曜日は平成25年度の国の概算要求等が明らかになったというようなことで、小里衆議院議員にお越しいただきまして、これも主に木質系のバイオマス発電関係のお話を、これは職員と、それから議員が2名出席されていたようでございます。

○委員（宮本明彦君）

最終的にどのようなところを目指しているかと言いますと、霧島市の再生エネルギーの割合をどれぐらいに持っていこうか。またあとは地質であれ、太陽光であれ、水力であれ、その辺をど

のように持っていこうかというところまで目標を掲げての委員会とする予定なのかどうかというところをちょっとお聞かせもらえませんか。

○生活環境部長（平野貴志君）

具体的にどの程度の自給率を目指すかといいますか、そういうものを査定をするということは考えていません。と申しますのは、市が率先して発電、再生可能エネルギーに関するその事業者となっていくということにはなっていませんので、あくまでも民間の事業者が発電事業所等の設置をされる場合に側面から支援をするというようなことをございますので、そのところは、今のところは目標値を持っていないということをございます。

○委員（宮本明彦君）

松元さん、環福の委員長一人でよろしいということですよ。ということは、民間からの申し出があったら委員会を開くよというようなイメージに考えていたらよろしいでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

民間から申し出があった場合というよりも、民間事業者が、例えばメガソーラーでありますと、広い敷地が必要になってまいりますので、そういう敷地を市が、あるいは市の土地開発公社が所有する土地のそういう場所的なものは紹介してもらえないかということがあった場合に、その土地を事業者に対して売却するのか、あるいは賃貸するのかといったような、そういうものを決めていくときの、市内のそういう協議をするというものが主なものになってまいりますので、その事業者が適切であるかどうかというのは、また別な問題でありますし、どういうものというようなところにもまだ委員会自体を方向づけていくというにはなっていません。あくまでもまだ今のところは、民間の事業者が来られるものを受けて、その相手が示される条件とこちらのほうの条件とを調整するような形のもの部分になっていこうかと思ひます。

○委員（宮本明彦君）

そういう方向づけをするようなものには、今はなっていないという理解でよろしいのでしょうか。ですから、今後そういった、ある程度のこういったエネルギーを霧島市に、これも誘致といったら誘致になると思うんですけども、そういう考えまであつてのことと考えてよろしいでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

非常にお答えしにくいんですけど、積極的に誘致をするというものではないと、現在のところはですね。ですから民生用で今賄っているのは 52.1%ということをご答弁申し上げましたけれども、それを例えば、いくらに引き上げていこうというようなもので設定をしておりますと、例えば、どのような事業者が来られるのが一番いいかというようなことになっていこうかと思ひますけれども、その数値のところの目標設定はまだしておりませんので、先ほど申しましたように現在のところまだどういうものを、例えば、再生可能なエネルギーの事業者のどういうエネルギーを使ってされる方を積極的に呼ぼうかなというそういうものにはなっていないと。ですから、メガソーラーをされることでもありましようし、あるいは小水力の部分もありましようし、あるいは風力の部分もあると、そういうような方々が来られた時の一定の、来ていただくための条件整備をする中に、市も少し関わっていくというようなそういう捉え方の部分でございます。

○委員（宮本明彦君）

この中では、新エネルギーの普及啓発、省エネルギーの啓発ということは、基本的にはそういった発電事業プラスもう一つ省電力、家庭、事業所という部分の省エネの普及ということも一緒にという、そういう2極で考える委員会だという理解でよろしいですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

再生可能エネルギーを使う、そういうものもありますけど、一方ではやはり電力の使用を抑えるという関係で、例えば照明のLED化でありますとか、あるいはこういうような節電の方法もありますよとか、そういうものを市民の方々に普及をしていく。その一端としましては、一番身近なものでは緑のカーテンモデル事業とかいったようなものも行ってありますので、そういうようなもの等の取り組みを今後も引き続き進めていこうという中の位置付け、他にまた、省エネルギーにつながるようなものがあれば、それも積極的に市民の方々に普及をしていこうと、啓発し

ていこうというようなことでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

前田市政はですね、ほかの市町村に比べて、この自然エネルギーにすごく消極的なんですよ。あの京セラさんだソニーさんだ、こういう大手企業さんに来ていただいているながら、本当にこれでいいのかなと。私、前に一回、一般質問をしましたがけれども、ガーデンシティというところですか。あそこに太陽光を設置したらどうだというような質問もしましたがけれども、全く反応なしで、そして現在、地熱発電にしても凍結状態。話し合いをしてくださいますかというふうなことで、市が積極的に関わっているというふうにはちっとも見えないわけですよ。もう少しやはり霧島市も、観光に力を入れておられるぐらいの、もう少しこのエネルギー問題も力を入れていかないと、やはり原発は、おそらく新設することは難しい。あるいは民主党政権でも廃止の方向ということを今、言っているわけですね。そうした時には、自然エネルギーあるいは、そういうところに頼っていかなくちゃいけないと思うんですけども、もう少し庁議などで積極的に市が関与してやるという話は出ていないのですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

先ほども申したように、民間事業者が事業を行われようとする場合に、やはり事業の採算性がございまして、市が保有している土地でありまして、変電所まで遠くなりますと、当然そこにまた新たなコストが発生するわけでございますので、そういうものを、初期投資を取り戻すには、やっぱりある程度の事業計画との整合性も必要でございますので、なかなかそういう部分については、事業者のほうも手を挙げられていないというのが現状であろうかと思っております。それから、全国的にいろいろされている中では、やはり景観といったようなものもありますので、その広大な土地があったとしても、それが再生可能エネルギーのためであっても、景観を損なうようなものではあってはならないということもありますので、そういう点からもなかなか場所が適切な、適当な場所がないというのが現状ではないかと思っております。それで、市が積極的に関わっていないのではないかとということでございまして、霧島市としましては、先ほど申しましたように民事の5割以上が現在賄っているわけございまして、あとこの市内にある事業所で、それぞれでは取り組みをされているようございまして、それをまた大々的にされるというようなところの考えは、現在のところは持っておられないようございまして、私どもとしまして、そういう事業がその事業所の中にふさわしいかどうかというところ部分は、それぞれの企業の方々のお考えもあろうかと思っておりますので、そういうところまではまだ調査を、お話を聞きしていないというのが現状でございます。ですから、市が積極的に関与すべきでないかということにつきましては、先ほど申しましたように、あくまでも市としては側面からの支援をしていくという。また、申し上げておりますように、事業者が関係の権利者等と調整をされる、そういうものが前提となりますので、そういうものがちゃんと見通せるような状態のところ、市のほうも後方支援をしていくということに関与しているところでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

○企画部長（川村直人君）

ガーデンシティの件と地熱の件が出ました。まず、ガーデンシティにつきましては一度、売却について公募したわけですが、残念ながら公募された企業はなかったということで、再度条件などを現在見直しをして、募集をしようということになっております。その中で、その業種ですね。その中にこういった再生可能エネルギー、そういうのを活用するというのも今度、つけ加えるような形で現在検討を進めておりますので、その点についてはご理解いただきたいと思っております。それから地熱につきましては、これは一般質問でもずっと答弁いたしているわけですが、国などもガイドラインを示しておりますが、これにつきましては、再生可能エネルギーの促進というのは間違いはないわけですが、温泉とのあくまでも共存ということが前提ということでございます。地熱をして、温泉が出なくなったというようなことが、科学的に議論できればいいんでしょうけれども、今回の一般質問でもございましたけれども、なかなか地下のこ

とでありますので、その辺のことが非常に難しいということもありますが、現在非常に技術も進歩しておりますので、科学的な根拠に基づいた議論というのが非常に大事ではないかということで、国のほうも言っております。また、先般のガイドラインでは、協議会等の設置をして関係者で議論を深めたり、相互信頼を深め進めないといけないというようなことも出ておりますので、現在も開発予定事業者の方、あるいはそれに慎重な方反対な方、それぞれ市と協議もずっと続けておまして、そういった信頼構築の状況を見守っているという状況でございますので、そこについてもご理解いただきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

私が言っているのは、地熱発電を即始めなさいと言うことじゃなくて、やはり環境調査ですか、それで影響があるようであれば、何も無理して地熱発電をすることもないわけです。やはり、ホテル関係そういう皆さん方は、枯れてしまったら本も子もないわけですので、ただ環境調査もまだやっていないというのはいかがなものかなと。この霧島市になって、もうすぐ8年目に入ろうとしているわけですので、前田市政の間はできないだろうなど、来年の選挙あたりが大きなかぎになるだろうと私は思っているわけですが、それとアルバック、いろんなああいうところは今、正社員の半分以上を削減すると、そういう状況に来ているわけです。そこになってばたばたするんじゃないかと、京セラさん辺りは稲森会長が、鹿児島島の工場は撤退する事はないと言っているわけだから、それで安心していいんじゃないかと、義理でもですね、いくらか太陽光パネル等も作っていらっしゃるわけだから、誘致企業者に対して霧島市が敬意を示すということでやれば、それなりに感謝も伝わるんだという気がするんですけども、全くそういうものに手を付けないということは、やはり霧島市というのは鈍感になり過ぎているなど、私は個人的には思っています。ですから、観光には言わなくてもどこかで金をつぎ込んでやっていく、そういう偏ったやり方じゃなくて、もっと大局的に、全体的に目を向けていくということが私は大事じゃないかと思うんですが、再度部長、今の質問に際してご答弁をお願いします。

○生活環境部長（平野貴志君）

例えば、太陽光発電に特化して申し上げますと、住宅用の太陽光発電の設置に対して補助を行っておりますけれども、合併前から合併後を合わせますと約7.8メガに相当する太陽光が設置をされております。これについては、地元の企業の方は、非常に積極的にそういう個人向けの住宅の設置に対しての営業活動をされております。それから公共施設につきましても、すべてではありませんけれども、現在整備を進めてきているところにつきましても、屋根に太陽光発電を設置した形で取り組みを行っておりますので、市が事業主体となっている大規模なものはございませんけれども、地元にある企業と連携というものを、そういうものを調整しながら促進をしているというようなことですので、ご理解賜りたいと思っております。

○委員（植山利博君）

庁内の検討委員会、これに環境福祉の委員長が参加をされているということなんですけれども、このような検討委員会に議員が関わっている。先ほど何人とおっしゃいましたか、そこを確認してください。環境福祉の委員長が参加をされているというのは何なんですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

庁内の検討委員会は、生活環境部を所管する南田副市長が委員長でございますけど、副市長、教育長、関係の部長ということでございます。そして、環境福祉の常任委員長が出席をされましたのは、8月23日に勉強会をしたときに、市の職員それから民間の事業者、森林組合等も含めてでございますけれども、そういう中に環境福祉の委員長にも参加、こういう会議を行いますけどということでお話し申し上げたら、参加をしていただいたということでございます。

○委員（植山利博君）

ちょっと聞き違いをしておりました。それで、その検討委員会の中で、エネルギー法によるビジョン策定を行うということだろうと思うんですけども、先ほど宮本委員の質疑の中で、将来的なその再生可能エネルギーの比率とか割合とか、こうあるべきだというようなところまでをするものではないというようなふうにお答えになっていたと思うんですけども、ビジョン策定のビジョンというのは、どのようなそのビジョンを想定されているのか。この新しいエネルギー法に

関わって、霧島市の将来的なエネルギーのビジョンを策定されようとしているわけですよ。それは、どういうことを目指す、どういうようなことをしばっていくものを想定されているのか、お尋ねしたいんですけども。

○生活環境部長（平野貴志君）

現在の状況を申しますと、その都度その都度対応をしている状況でございますので、それは上位計画の総合計画がございますし、また環境基本計画もございますので、そういう中にあるのは、エネルギーというものが直接的に位置付けられているものではないですけども、地球温暖化を防止するという大きな観点の中では、やはりエネルギーを位置付けて、特にこの脚光を浴びてきた再生可能エネルギーを中心とした取り組みをしていかなければならないと思いますけれども、市がエネルギーの数字的なものを挙げるのはなかなか難しいのではないかと。ですから、国がビジョンを、概要を示しておりますけれども、そういう中にある、霧島市の特性をいかしたものはどのようなものがふさわしいだろうかと言うようなことになっていこうかと思っております。ですから、民間事業所がこの固定買取制度の3年間の間に、どのような取り組みをしていただくか、不透明な部分もございますけれども、現在のところでは、直接的には関わりませんが、事業者が来られる、そういうものに対しては、市としてはバックアップしていくという、そういう積極的なバックアップをしていくというのには変わりはないと。ただ、数値目標と言われますと、なかなかそこは現在のところは難しいですし、ビジョンの中でも、そのところが明記できるようなふうにはちょっと難しいのかなと思っております。

○委員（植山利博君）

何を聞きたいかという、この窓口が移管をされた。企画が持っていたものを環境福祉のほうに移管をされて、当分の間は、バイオマスと地熱の分は、これまで所管していたところが持っているという話です。これまで持っていたところが所管、当分の間はということ、近い将来はこれを全部一本化するという理解でいいんですか。

○企画部長（川村直人君）

所管が変わったわけですけども、これはエネルギー、非常にこの再生可能エネルギーというのが、環境問題と非常に密接があるというようなことで、他の自治体の所管をしている組織なども参考にして、今年の4月から環境のほうにエネルギーの所管ということで、事務分掌の移管をしたわけです。今、委員のほうからもございましたように、当分の間ということでございますので、この当分の間というのがどの程度かわかりませんが、今非常にこの国のエネルギー政策の転換期で、非常に国も揺れているような状況でございます。市のほうもエネルギービジョンの策定というようなことも念頭に入れながら、現在、様々な協議が進められているわけですけども、こういった国のエネルギー政策がある程度固まっていけば、本市としてもとるべき道というのはおのずから決まっていくと思います。また地熱につきましては非常に、このエネルギーだけではなくて、先ほども申しましたように、本市あるいは鹿児島県にとって非常に大事な観光産業にも欠かすことのできない、温泉という非常に難しい問題もございます。また、小水力につきましても今、農林水産のほうで所管しておりますけれども、これにつきましても非常に霧島市は、可能性というのが強いわけですね。これが自然環境とどういった共生をしていくのかという問題もございますので、その辺の見極めがある程度つけば、将来的には一本化していくということになろうかと思っております。

○委員（植山利博君）

私は、できるだけ早い時期にやはり一本化すべきであろうと思っているわけです。というのも、新エネルギー法によるビジョンの策定というのは、単に電力だけの問題じゃなくて、今おっしゃったCO₂をどう削減していくか。それから、化石エネルギー全体をどういう形で、将来持続可能なエネルギー政策にソフトランディングさせていくかということをお考えたときには、例えば、ガソリンの消費の在り方とか、天然ガスの消費の在り方とか、そういうものも含めて総合的にエネルギー政策がどうあるべきかということ、もちろんこれは国が大きくは指示すべきですけども、今おっしゃったように国が、今非常に揺れている状態ですから、これが方向性が見えてくれば、それに従って、霧島市としてはどうあるべきかということ、霧島市の地域特性を考慮し

ながら、あるべき姿を目指すというのがこういう政策だろうと思うんですよ。そうなった場合には、農林であるとか、それから地熱はどこだったか、別々にやるのではなくて、やはり生活環境という視点で所管をして、総合的なエネルギーのあるべき姿というのを求めていくべきだと思うんですが、そういう状況の中で、単に電力だけではなくて、例えば、私は以前から一般質問の中でも言っていましたけれども、交通体系をどう作って、いかにガソリンの消費を抑えるかというようなことも含めてですね、議論をしていくべきだと思うんですけど、そういうことについては今は無理だというような表現なんですけど、できるだけ早くそういう方向に持っていくべきだと思うんですけど、いかがですか。

○企画部長（川村直人君）

先ほども申しましたように、エネルギーだけの問題ではないと、いわゆる環境問題と歩調を合わせていくべきだという観点でございます。しかしながら、エネルギーの将来的に環境のほうを取りまとめをするにつきましても、それぞれ例えば、バイオマスなどにつきましての様々な補助事業等を所管しておりますのは農林水産省であつたりいたしますので、個々の事業については、やはり所管するところに残っていく可能性が強いと思うんですけども、エネルギー全般に対する所管というのは、将来的には先ほど申しましたように、一本化をしていくのが望ましいと考えます。

○委員（久保史郎君）

先ほど企画部長が言われたガーデンシティの、そういうソーラー関係のあれで、公募をしたけれどもいなかったと。これは指摘ですけれども、求めていらっしゃる方がいらっしゃらないところを、測量なんかをしてお金を掛けたりして公募したと。結局、入札する人はいなかったと。それはまるで無駄ですので、そういうことは今後大いに十分注意をして取り組みをしていただきたいと思います。一般質問でも言いましたけれども、求めている方がいらっしゃるところは、非常に難しい対応等をしていて、ガーデンシティのところを測量されたんでしょ、これも市のお金を持ち出して、測量をして分筆をたぶんされたと思うんですけども、そういう一たんの無駄なことは、今後は大いに控えていただきたいということをまず1点指摘をしておきます。それから、今回は陳情に関しての、それぞれ内容をお伺いするんですけども、こういう電力利用、新エネルギーに対してのそういう専門的な職員さんはまずいらっしゃるのかどうか。それで、今回所管を変えたということでございますが、庁内の中で、例えば太陽光に関しては詳しい職員がいらっしゃる。地熱に関してはこういうこと、バイオマスに関してはこういうこと、そういう職員いらっしゃるんですか。

○企画部長（川村直人君）

まず、あとのご質問の、専門の職員がいるかということでございますけれども。これはもうエネルギーの専門の知識を有する職員というのがいるかということについては、一般事務でございますのでおりません。それから、ガーデンシティの件ですけれども、ガーデンシティについては、これは市の土地開発公社は我々が担当で、市のほうでも一緒に進めておりますけれども、引き合いがあったから公募をしたわけです。全然ないところで測量したわけではなくて、引き合いがあったんですけども、さまざまな条件が噛み合わなかったものですから、公募までには至らなかったということでございます。

○委員（久保史郎君）

今、それぞれグリーンエネルギーやらその地熱やら、お伺いしたいんですけども、私どももそのバイオマスについては大分のほうですか、現場を見てきました。やはり、している中でも大分では木材林業が非常に、確か大分だと思うんですけども、違ったら後で訂正しますが、大変だと、材料集めが。だから、都市部の住宅の取り壊した、そういう木材等まで運んできて発電をしているというような現状がありました。こちらの霧島市としましても、たくさんの分野はあるんですけども、小水力発電も見てきました。しかし、これも家の2・3件分に匹敵する電力ですよ、若干のものはちょっと広がってあったと思うんですけども。しかし、掛る費用対効果を見ると、とてもじゃないけれどもどうか。国からの補助をいただいて、ほとんど100%補助ということを言われましたけれども、そうであれば、当然採算性はまた合うんでしょうけれども、

ただし、実施事業者やあるいは行政が手出しをしてやった場合に、採算性は当初から計画の中に合わないということは出てくるんじゃないかと思います。そうしますと、当然、霧島市においては例えば、水力発電それから地熱発電それから太陽光そこら辺の限られた、先ほど言われたように環境にも配慮した、そういう対策が求められていくと思うんですよ。ある程度は霧島市としては、こういうものを取り組んでいくんだという基本的なものは大きな太枠的なものはですね、出していただかないと。相対的に今お話を聞いていると、とりあえずそれはそうですよ。国の基準が決まってからと。国の政策が決まってからということになりますけれども、やはり霧島市は霧島市の独自のものがあるわけですから、1つの大きな骨子的なものはですね、そこで何本か柱を出しておいていただいて、そのほかに国のビジョン等が決まって、まだこれも含めたほうがよりいいんじゃないかというのは含めていくというような感じに、私は捉えていくほうがいいんだと思いますけれども、いかがですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

私どもが取り組みを本格的に行ってきたのは、やはり7月からの固定買取制度が始まった、電力を主としたエネルギーの取り組みでございまして、先ほどから委員の方々から言われております、総合的なエネルギーの考え方というのは、やはりある程度、国あるいは県もそうですけれども、その辺のところを示していただいたほうが、個々の自治体で小さな取り組みをするよりも、そういう大枠の中で取り組みをしたほうがいいのではないかというようなことで、私どもとしては現在のところでは、目標値なるものをまだ設定していないというのは、これまでも申し上げておいてございまして。ただ、小水力のことでお話がありました、現在霧島市で進められようとしている小水力発電はですね、960kWのものでございまして、大体2,000戸、一般家庭が2,000戸程度のものであるとお伺いしております。それから、重久地区という名称でございしますが、手籠川の関の坂を中心としたものでございまして。落差が105mありまして、純粹の高さとしては100m程度であると伺っております。県道を地中埋設していくというようなことでございまして、地権者等と現在協議を進められておまして、そういうところが順調に行きますと、年内にというようなことでございまして。ただ、責任管理者といいますか、そういうものを置かなければならないというような法的なものがあるようでございまして、そういうものがクリアされていくことになると、年内になっていくのではいかと。ですから、事業費等のお話もお伺いしましたが、20年間の固定買い取りでございまして、採算性は十分あるということと事業者のほうからはお話をお伺いしているところとございまして、私どもとしましてはこの小水力発電に関しましては、地権者の方々がこちらにいらっしゃるのかどうかというような情報提供あるいは水利権はどういうようなところがあるのかという、そういうものに対しての情報提供といったようなところで関与しているというので、先ほど申しました後方的なバックアップを行っているというようなことでございまして。

○委員（久保史郎君）

先ほどの、これまでの庁舎内の取り組みの中で、小里議員も来られてそういうことを、お話をされたというようなお話を聞いたんですが、その内容をちょっとお示しいただけますか。どのような内容だったのか。

○生活環境部長（平野貴志君）

まず、8月27日に農林水産省の課長補佐にお越しいただきまして、再生可能エネルギーの研修会ということで、開催をしたというふうに私は申し上げましたが、農林水産省の食料産業局の再生可能エネルギーグループの課長補佐でございまして。農水省の再生可能エネルギーの取りまとめをされているというところのものでございまして。また、固定買取制度の農水省のほうの総合的な窓口でもあるということとお話をお聞きいたしましたけれども、特にこの中で、木質系のバイオマスの発電に関するお話をお伺いいたしました。このときはまだ、平成25年度の概算要求のそういう内容等が明らかでございまして、課長補佐もお帰りなる際に、次年度の予算等、そういうものが具体的なお話ができればよかったです。現時点ではまだまとめられておりませんので、この点については残念ながら話ができません、ということでお帰りになったところ

でございます。それを受けまして、今回、平成 25 年度の概算要求が明らかになったので、その内容について小里代議員にお話を伺ったところでございます。平成 25 年度の中では、あくまでも概算要求のものでございますけれども、木質バイオマス産業化促進整備事業という新たな事業を設けて進めようということで、地域における木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマス利用活用、施設等の整備や新たな利用システムの開発を支援しますというような、そういう事業内容になっているというようなことでございました。この中では、未利用間伐材を活用した資機材の購入、整備に要する事業でありますとか、あるいは木質バイオマスの関連施設の整備でありますとかいったような、そういう予算が要求をしてありますと。補助率は2分の1が考えられておりますと。それから、木質バイオマスの関連施設の整備に 82 億円が要求されていまして、トータルでは 135 億 7,000 万円というような、そういう具体的なお話でございました。それから、個々の内容でございませけれども、木質バイオマスの関係で、5,000kW の発電施設を整備する場合に、売電収入が大体 12 億から 13 億円であると。それから材料の調達でございませ、原木換算で 10 万立米必要であると。この場合に、原木の調達にかかる費用が 7 億円から 9 億円程度かかるというようなことでございました。そして、これは山本あるいはチップの加工施設、あるいは運搬関係者等が支払われる金額でございませるので、こういったものが地域に還元できますということではございました。また雇用につきましても、発電所の運営で 10 名程度。それから原料の入手、そういうものを含めれば 50 人以上の雇用が創出されるのではないかとというようなことで、発電はもとよりでございませけれども、森林整備の推進でありますとか、あるいは山村の活性化に寄与するのではないかと、こういうような支出をした場合に、収益的には年間 1 億円程度であろうということではございました。収益率として 8 パーセント程度であると、こういうような内容でございませ、2分の1の補助がありますけれども、あとの補助裏の2分の1の資金調達について市民ファンドとか、そういうような複数の企業とかいったようなものが投資をして、そういうので事業的には採算が十分とれるのではないかと、こういう取り組みも積極的に進めてほしいというようなお話のことでございましたので、8月23日のものと先週の9月14日のものと関連した中での勉強をさせていただいたということではございます。

○委員（久保史郎君）

一応、そういう専門の方がこられて、そうやって採算性についてはそんないいものではないと、トントンでいって、それだけの働く場が出てきたり、それはいいんですけども、多分そういう事業は無理だろうと、こちらではですね。燃料となるそういう木材等をそれだけ確保できるかという。大分が非常に林業が盛んなところであってさえ、そのような現状があった。それはそれで別にいいんですけども、実質的に聞ききたいのは、国会議員が来られまして、一番問題になるのはこの再生エネルギーをどんなに地元で作ろうとどうしようと、福島原発のあれがいい例ですけども、その電力会社の発送電分離についてなどはどなたも質問されないし、していなかったのかどうか、その点についてはまた代議員のほうからも説明はなかったのか。なぜかといいますと、地元で電力を作っても地元でそれが使えないというのが現状なんですよね、これが分離されない以上はですね。そういう現実があったわけですので、ですから東電の今回、国が国のお金を投入して、予算化するときに、これ非常に今、発送電量をやるいい機会なんです。それがないと、やっぱりその権利を有した電力会社が勝手に、電話会社と一緒に、通信網を民間事業者には、その使用料を取るということで、今後の一番大きな、これがどんどん地域がそういう電力需要をしますと、これが一番の今後の問題になってくると思うので、そのような話は全然国会の議員としてお話はなかったのかどうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

その部分までのお話はございませんですが、国が 14 日に革新的エネルギー環境戦略というものをエネルギー環境会議が決定しております。その中には、原発に依存しない社会の 1 日も早い実現、グリーンエネルギー改革の実現、エネルギーの安定供給というような項目が柱に上がっておりますが、今委員が言われる電力システム改革の断行という中で、送配電部門の中立化・広域化ということも明記されているようではございますので、今後、そういうものが具体的にになっていくのではないかと思います。

○委員（植山利博君）

先ほどから、再生可能エネルギーに対して支援をするという話は出るわけですけど、後方支援という言い方をされてるんですね。民間の住宅がソーラーシステムを導入する場合は、国も、市も補助をしているわけですけども、事業者が、そのソーラーシステムであるとか、今、小水力の場合は、予算がついて2分の1の補助が可能になったということなんですけれども、市として、例えばその事業者のメガソーラーであったり、ちょっと規模の小さいソーラーシステムであったりとか、それからその他の再生可能な発電の事業を取り組もうとしたときに、市が直接的に補助をしたり、もしくは国の補助を導入したりするような形にはなっていないという理解でいいんですか、現在のところは。

○生活環境部長（平野貴志君）

小水力の発電事業者のお話では、国の補助事業も制度化をされておるといことでございますが、その制度を使って補助事業を使った場合には、売電価格に反映して、固定買取制度のものには馴染まないような単価になるので、それを使わないほうが、自前でしたほうがいいというお話でございましたので、なかなか今回の3か年に限った固定買取制度の価格の設定の部分については、事業者としては馴染まないのではないかと判断しています。それと、市がそういう方々に対して補助をするというようなことでございますが、事業者としてはあくまでも、それぞれの地域の資源を使った形での再生可能エネルギーの発掘をするというようなことでございますし、また、それらについては、それぞれの地域に貢献をしようというお考えもあるようでございます。小水力発電についてもそういうお話がございましたけれども、ただ、そこに特定の部分のところでございますので、そこに補助するのが馴染むのかどうかというところが、例えば発電事業者はたくさんあるわけでございますので、それが小さいから補助するのか、あるいは大きいからしないのかということになってまいりますので、そのところは現段階では補助をするかどうかというのは、補助をすることは考えていないところです。

○委員（植山利博君）

この前の一般質問の中でも、企業誘致として捉えられないかということで、いやその雇用が発生しない事業だと考えているので、企業誘致という観点からは支援はできないという答弁だったわけですね。今、現在がそういう状況だろうと思うんですけども。こういう今、環境というか電力の事情、様々な原発のことも含めてですね、再生可能エネルギーの推進ということも国も地方自治体も積極的に支援をしていくという方向であれば、今後、条例を見直しながら、そういう発電の事業者に対してもメガソーラーにしてもそう、様々なほかの発電についても、企業誘致という視点での捉え方とか、もしくは条件もそれぞれ今おっしゃったように、事業規模がどうか、土地の利用がどのくらいの面積なのか。雇用についても今、一定の制限があるわけですけども、それを緩和するとかですね。そういうようなことも含めて、このビジョン策定の中で検討する考えがあるんですか。今のこの庁内検討委員会の中で、そのようなことも含めて検討するというような考えはないんですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

今、再生エネルギーを使って発電をするというところに、重点を置いてご説明申し上げますと、この価格が24年度、25年度、26年度の3か年間にこういう事業を初められる方々の売電価格については、20年間とかですね、規模によって違いますが、24年間同じ価格で買取しますよということでございます。その3か年を過ぎますと、どうなのかというところが全く見えない状況でございますので、先ほど申しましたように、数字的なもの等もなかなか出せないというのが現状でございます。ですから、この結果から言えばまたおかしいのかもかもしれませんが、3か年間のそれぞれの事業者がどのような発電の形態をとって、どれぐらいの発電が可能なのかというところの部分を見極めたほうが一番いいのかなということも現実的には考えておりますが、ただ民間事業者としては、どんどんそういう事業を進められていきますので、ただ黙って見ているというわけにもいかないのではないかと。そうしますと、やはり一定の考え方というものは、市としての考え方を整理した中で、直接的ではございませんけれども、進められていく中に関与をしていくことが望ましいのではないかとという考え方を持っておりますので、なかなかその、今言わ

れるようなところの部分を明確に、ビジョンの中に示せるかといえ、そこはちょっと難しい面があるんじゃないかと、現時点ではですね。考えています。

○委員（植山利博君）

端的に言えば、この固定買取制度の中で、買い取る金額についてその支援をしているので、初期投資の部分については、今のこの3年間、事業開始される方には支援はないですよ。その代わり買い取り価格で向こう20年間については、優遇をしているんですから、その中で採算をしながらやってくださいという理解でよろしいんですね。

○企画部長（川村直人君）

すみません、先ほどの小水力の担当部署の件で、現在本市については農林水産部と言いましてけれども、ちょっと若干その点で補足をしたいと思いますが、小水力を利用するのは様々な施設があります。本市については、農業用水路を活用した小水力発電ということでしたので、今農政サイドのほうを担当しているということを申しましたけれども、あと、例えば河川とか、それから上下水道の施設を利用したりとか、それから既設発電所の放流水とか様々ありますので、今本市では具体的に話があるのが、農業用水路を活用した小水力ということでしたので、農政サイドのほうを担当しているということでございます。仮に、これが一般の河川を使ったりとすれば、またそのときには、担当は検討しなければならないというふうに思います。

○委員（脇元 敬君）

先ほどから検討委員会の話が出ておりますけれども、電力の絡みの話がずっとあって、どういう形で電力を作っていくかという話が主なんですけれども、霧島市として安定した市民生活、企業の安定した生産活動のために、どれだけの電力が必要かというのは把握をされていらっしゃるんですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

民生用だけで申しますと、先ほど申しましたように自給率が52.1%でございますので、水力発電、地熱発電で賄っているものが52.1%でございますので、そういうところのものは、この地域では賄ってはいるという計算になります。ただ、先ほどからありますように、霧島市で発電したものが、霧島市で使われているかどうかというところの部分については全く分かりません。ただ、ここの中にどれぐらいの賦存量があるかどうかというところについては、今のところは調査しておりません。太陽光がいくらあるとか、水力がいくらあるとか、そういうものについては調査しておりません。あくまでも可能性としてのものは調査したのも一部ありますが、それをすべて使えるわけではございませんので、そういうところは調査しておりません。

○委員（脇元 敬君）

どう使っていくかということと、どう確保していくかというお話ですので、この検討委員会の中では、これだけの電力が必要だから、こういう形の発電方法、市内のものを活用してということも検討の一つだろうというふうに思いますので、先ほどありました環境の様々なことに配慮しながら、市全体のエネルギー全体のことも考えるということもありますし、そういうところを考えれば担当の一本化だったり、担当の部署を作ったり、担当の職員さんがいらっしゃるということにもつながっていくんだろうというふうに思います。せっかく農林水産部の方もいらっやっていますので、今バイオマスの関係でバイオマスタウンにもなりました。今どういう状況なのか教えてください。

○農林水産政策課長（木野田 隆君）

バイオマスにつきましては、22年度にバイオマスタウン構想を作って、先ほどからありますように、特に木材関係等の賦存量、その辺の把握をした中で、発電ばかりではないいいんですけれども、木材の発電あるいはマテリアル化ということで、いろんな原材料の中に使える可能性があるということでの方向性はお示しをしたところでした。現在それを受けて、企業関係あるいはNPO関係の方々が様々な形の中で今、自主的な勉強会等を開いていただきながら、特に木材関係については発電までは至っていませんけど、特に木質ボイラーですね、ボイラー関係の中に、先ほどありましたけれども間伐を含めた建設廃材とかいろんな形の中で、ボイラーの導入を霧島市内にできないかという形で検討されております。そこに一緒に我々も参加しながら、ぜひ市として

も、モデル的に市民プール等の公共施設にも導入したいということで、これまで緑の分権事業なんかを使った中で、庁内それから庁外のそういう関係者の方にも集まっていたきながら、木材価格を、じゃあいくらならペレットとかチップにできるかということで検討もしました。そして霧島市の中で、森林組合さんやいろんな関係者の方々とお話をする中で、仮にそういうバイオマス発電なんかの原材料となるチップについては、やはりトン当たり 2,500 円くらいにないと、チップとしては、まず間伐材は製造できないだろうというようなところの結論までは至っております。そして、ペレットの場合はトン当たり 5,000 円というような形で、話を皆さんで決めました。そういったことから、先ほどから出ておりますように、農水省のほうがこれまでそういうことで農産漁村再生可能エネルギー導入事業ということで、特にバイオマス関係の自然エネルギーについて支援をしますよということで盛んに、先ほどからありますように、農水省の職員やいろんなかたちからのアプローチを受けております。そういったことで、なんとか霧島市内においてもそういったものできないかなということをやっておりますが、小水力についても、先ほどありましたように、小水力の中でもまたミニ小水力というところが恐らく水路になると思います。ですので、霧島市内の中には、7つの土地改良区と、それから合計 265 の土地改良区水利組合があるわけですので、その中でそういうミニ発電的なものできないかということも検討を今、してるんですが、なかなか小水力の中で一番問題になるのが、安定した流量の確保と、いわゆる土地の高低差、落差なんです。ですので、水利組合、あるいは土地改良区も今流れている水路の中で、まず渇水期に水がちゃんと取れるかということが一つと、それから落差がある程度ないと発電ができませんので、水路においてはそういったことが、なかなか条件を満たすところが市内の中ではたくさんあるんですけど、条件を満たすところは少ないのかなということでありまして、ただ、霧島のほうの田口土地改良区が1か所だけそのような場所があるということで、これまで補助事業を使って調査もやりました。その中では、大体コンマ2トンぐらいの発電が可能などころがあるんです。そうしたときに、一応、年間 500 万円程度の売電価格が見込めるところがあるんですけど、初期投資が 6,000 万円ぐらいかかるということで、先ほどからありますように、この国の補助事業使った2分の1、3,000 万円は貰えるんですけども、あとの 3,000 万を土地改良区がじゃあ賄えるかというところで、なかなか今話が進んでないというようなことで、現在そのミニ小水力についてはそのようなかたちで進んでないということ。それから木質についても先ほどからありますように、企業の方々に対しても、いろんな形で森林組合とかお話しをしてるんですけど、先ほどあったように、5,000 キロのそういう木質発電をした場合に、約 15 億から 20 億かかるということで、2分の1は補助があるんですけど、例えば残りの 15 億としたなら7億がなかなか資金源に、どういった形でするかというのが難しいもんですから、森林組合さんなんかとも話をするんですけど、ちょっとそこの問題で進まないということで、いずれにしろそういうタウン構想の中で、賦存量を示した中でのバイオマスの賦存量は分かっておりますので、それらを含めて、先ほどから申しますように、緑の分権とかそういった事業の中での導入もいろいろ考えておりますが、何せいい補助事業がある中でも、2分の1の補助ということで、その残りの裏財源を民間の企業の方々がどんな形でうまく作るかということが今、課題になっているということで、まだ具体的に進んでないというようなことで、ちょっと長くなりましたけど、今の詳しい状況としましては、そういった状況にあるということでご理解いただきたいと思います。

○委員（脇元 敬君）

バイオマスタウンになったけれども、まだまだその利活用交付金等を活用して、企業が新しい産業活動を起こしてはいないということでよろしいですか。

○農林水産政策課長（木野田 隆君）

まだ起こしてないということでよろしいかと思います。ただ、また今度 10 月 2 日のほうでも木質ボイラー、そのような形の自主的な勉強会を、民間の方がやられるということで、まだ発電的なものまではいきませんが、そのような利活用の分については、民間の方々が少し動いているというところはあるということでご理解いただきたいと思います。

○委員（脇元 敬君）

分かりました。霧島市としてできること、企業の誘致だったり、そこに係る雇用のことだった

りとかということもあるんですけども、やはり安心した、安定した市民生活のために、電力がこれだけ必要で、それを確保するためにどうしていくかということも大事な1点かというふうには思います。その委員会の中でもぜひそういう観点を持ってやっていただきたいと思うんですけども、そういったことを含めて今回、この夏、九州電力から計画停電のお話もありました。その計画停電がこの日に、この地域であるかもしれないというのは、情報があつたわけですけども、実際その日になって、今日やりますよとか、やりませんよとかいう情報が霧島市のほうに実際入ってくるのかどうか。もし入ってくれば、その情報をどういった形で、市としては対応されて、対処して、広報なりされているのか。そこが分かっていたら教えてください。

○生活環境部長 平野 貴志 君

幸いにも今回はなかったわけですけども、恐らくそういうものが実施するとなったときには私どもの行政も含めて、一般の家庭も事業所も含めて、一斉にされるものというふうには理解しております。ですから、前もって何日前に分かるというものではございませんので、そういうところについては非常に私どもも懸念をしております。ですから、どのような伝達の方法ができるのかということも含めて、幸い今年はありませんでしたけれども、こういうものの対応と言いますか、そういうものをちょっと考えていかなければならないと思いますけれども。まずその前に、やはり先ほどもありましたように、市民の方々に節電を呼びかけるという、そういう地道な取り組みがまず一番必要なのではないかというふうには考えておりますので、今回も示された中では、節電計画に入っていない幹線沿いにあるところが入っていたり、非常にそういうところでは、実際にはございませんでしたけれども、非常に戸惑いもあるじゃないかと。実際はもうしないというのが分かっているけれども、計画停電の中に入ってしまったらとか、いろいろそういう分け方があつたようでございますので、そういうところについても、もうちょっと深く、私どもも勉強していかなければならないと思いますので、今後の課題になってくるのではないかと考えております。

○委員（脇元 敬君）

市民の生活が危うくなるということです。例えば、病気の方々、何かペースメーカー等、電気を使ってらっしゃっている方は命にも関わるということふうにもなります。市として、その情報がどういった形で入ってくるのかというのを、ぜひ積極的に捉えて把握をしていただくようお願いしたいと思います。また、それをどういった形で、九州電力さんから一斉に来るのかもしれないけれども、更にといいますか、まずは市としても広報するべきではないのかなというふうには思うところでございます。

○生活環境部長（平野貴志君）

計画停電に対応するために、私どもは所管をしております国分斎場で、計画停電が予定をされている時間帯がございましたので、その時間帯をすべて外して、今回は対応させていただきました。それで、指定管理業者と私どもと、それから葬祭場の方々と調整をして、一番時間帯に利用が多いところもあるんですけども、敢えてそういうところはもう計画的に入っておりますので、そういうところをすべて外して、そこは営業しないという形でのお願いをずっとしまして、そういう取り扱いをいたしましたので、午前の早い時間に葬儀が始まったり、あるいは遅い時間に始まったりとかいうことで、市民の方々には迷惑をかけましたけれども、そういう対応もしているということでございますので、そのときにすぐ、広報をして済まないものもございまして、そういう対応をさせていただきたいということでございます。

○委員（脇元 敬君）

ちょっと今、確認をさせてください。今のお話、ちょっと私の取り方がおかしいかもしれませんが、計画停電があつた地域のところで、例えばその国分斎場があつたから、国分斎場の営業を少し時間をずらすことで、その地域の電力の消費を抑えたということですか。ちょっと分かりづらかったです、すみません。

○生活環境部長（平野貴志君）

火葬中に停電になってしまいますと大変なことになりますので、そういう時間に2時間程度かかりますので、前後準備を合わせて3時間は計画停電が示されておりますので、その予定の時間

帯をすべて省いたということでございます。

○委員長（常盤信一君）

ここで連絡します。新町の豊さんという方から傍聴の申し入れがありましたので、これを許可しますので、ご了解ください。

○委員（植山利博君）

その計画停電についてなんですけれども、今回はなかったわけですよ。だから、胸を撫で下ろしているわけなんですけれども、私どもが今、議会報告会をする中で、市民の皆さんからそういうご意見が出たわけですよ。もし、本当にあった場合は、ハガキをそれぞれ貰ってるわけですから、小まめにチェックすれば分かるわけなんですけれども、なかなか見ても字が小さかったり、現実には本当に見にくかったりして良く分からなかったと。それで、もし現実になった場合は、市は何らかのお知らせなり広報なりをしてもらえるんだっただらうかというようなご意見なんです。ですから今おっしゃったように、市としては市が管理をする、市の施設公共施設の中で、特に計画停電で影響を受けそうなところ、もし停電になったら困るところについてはきちっとした対応ができたわけですから、それは積極的な対応、前向きな対応であったということは評価するわけなんですけれども、そのことによって、先ほども出たように病院とか、いろんな事業者にはかなり大きな影響が出ているわけですよ。だからそういう場合に、市民生活を守るといえるのか、市の立場として、やはり積極的に九州電力と細かな打ち合わせをされるなり、その日になってみないと分かりませんよねということなんでしょうけれども、過去の例から、どの時間帯の、どういう日のどの時間帯に可能性としてありますよね、前日、前々日の状況みたときに。そういうようなやり取りをされた経緯があったんですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

総務課が、庁舎の節電の委員会を設置しております。総務課のほうに事務局はあるんですけれども、不定期で会議を開催しておりますが、その中で、九電の方に来ていただいて、お話を直接伺いするとかいったようなものもございますけれども、例えば、今年もございましたが、どここの火力発電所が稼働を今中止しているとか、そういう情動的なものもありますけれども、じゃあそれがどの程度のものになって、次の日はどうかというのは、あくまでも電力の供給自給の見通しを九州電力が発表されますので、それに頼らざるを得ないところがございますので、前もって地方公共団体、自治体のほうに連絡が来るといのはちょっと、今の中ではちょっと考えられないのではないかと。あくまでもそういうことにならないような形への市民の方々の節電をお願いするしか今のところ手立てはないのではないかと。それで、計画が示されておりますけれども、九州電力によりますと、各世帯にすべて個別に配付したと。それから、広報誌等が間に合えば、またそういう発行の仕方を広報誌でまた改めてお示しすることも可能になると思いますけれども、そういうところが今度は初めてでございましたので、なかなか時間的な制約の中では対応できなかったというのも、先ほど申しましたように課題をいくつかいただきましたので、そういうものについてまた検討していきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

幸いにして今回はなかったということなんですけれども、天気予報などのメディアの媒体の中で、明日の需要何パーセントくらいで、範囲の中だというようなことが毎日一定の時期に出ていたと思うんですけれども。だから今後も、例えばこの冬、また来年の夏と同じような状況は続くのではないかなど。その川内の原発が再稼働するのがいつかというのも全然もうあてにならない状況です。だから、今後はやはり今年のようなことを踏まえて、その電力需要がどの状況に、レベルにあって、現実には計画停電に踏み切れなければならない状況なのかどうかという、またその一定の地域が踏み切った場合に、どこなのかという細かい情報のやり取りというのは、やはりやるべきではないかと思うんですよ。そこをやった上で、現実にはじゃあ明日の何時頃、計画停電になる可能性があるよと言ったら、もうとてもじゃないけど、広報とかそういうのでは間に合わないわけですから、まだ広報車を出すとか自治会を通じてとか、特定の限定された部署になろうかと思っておりますから、やはり一定の事前に、ただそのメディアとか媒体の情報だけじゃなくて、市として九電とやり取りをしながら、もし可能性が本当に高い場合には、その特定されるその地域に対

して、何らかの形の広報をするというような準備だけはする必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

今回の場合で申し上げますと、公共施設で計画停電の区域に入らないところを事前に調査がございましたので、九州電力のほうにその資料等をお渡ししたんですけれども、結果的にはそのものがあまり反映されておりません。ですから、送電線の関係でそういうのが恐らくできなかったであろうと思えますけれども、曜日によって、日によって全然その計画停電の区域が異なりますので、ある面、逆に市民の方々に不安をあおる面も出てくるんじゃないかというふうに考えております。あと、事業所の方々に対応していただけるのが可能なのは、自家発電を準備していただいてやっていくというのも非常に大事ではあるかと思えますけれども、そういったもの等のいろんな組み合わせの中で防いでいくしかないのではないかと。ただ、事前にその計画停電の可能性があるとあるので、前もって知らせるとするのは、非常に私は現実的にな困難ではないかと思っております。例えば非常に悪いかもかもしれませんが、断水の場合なんかは前もって分かって、それを水を溜めておけばある程度生活ができるわけですが、電気の場合はそれがなかなかできませんので、なかなか難しいので、例えばクールシェアというのがございますが、公共施設とかデパートとかそういう一定のところの冷房等を使って、そこにの集客をして、一般の家庭の電気を使わないといったようなことも可能でありますので、そういうところの部分で対応していくしか、現実問題としてなかなかできないのではないかとというふうに考えております。ですから、そういうのが瞬時に市民の方々に周知する方法ができないものかどうか、今後も重要な検討課題とさせていただきたいと思えます。

○委員（久保史郎君）

その件に関しては、議会報告会の場で市民の皆さん方から出されたご意見なんですけれども、例えば、私は2つの方法があると思うんですよ。一つは九州電力は民間事業者です。ですから、その計画停電にあたっては、すべての電気を使用している家庭に、全部計画表を配布してあるわけですね。ところが、やはりそれが市民の皆さん方があの一覧表を見て、ぱっと何月何日は自分のところは何時から何時まで停電だと分かるかという、なかなか見にくかったり、あるいはそれを貰っていることさえ知らないで、もう処分をしたり、そういうところが結構あるんじゃないかと思うんですよ。ですから、市民のそういう議会報告会で出たのは、九州電力はすると、民間事業者だから。市としてはどのような取り組みをしてくださるんですか、その計画停電に、ということですね、そういう私は質問だったと私自身は捉えたんですよ。であればやはり、民間事業者の九州電力が、ああいうのをきちんとした形で全家庭に配ってくださるわけですから、そういうのは一切紛失しないようにとか、あるいは壁に貼っていただくとか、やはりいろんな各広報等を、前もって分かるわけですので、あれが来る前に、紛失しないようにとか、市民サービスの観点から、まずもってそこら辺は市民に行政として周知をしていただくと。そうであれば、見れば、ある程度分かるわけですから。しかし、もう一旦もう廃棄したものなんかは、自分の家になれば、何月何日の何時から停電されるということは、もう市民は分からないわけですよ。だから、議会でお配りする議会日よりであったり、市でお配りする広報であったり、いろんなアンケートを取るとほとんどの方が、見ていらっしやらない方が結構あるんですよ。ですから、ああいう九州電力から来たのも、大方の人がそのような形できちっと対応されないと。あるいは特に1回目でしたので、真剣に自分の生活に影響を与えるんだということまで感覚を持たなかった人もたくさんいらっしやるんじゃないかと思うんです。だから、まず1点はそこら辺を主として、市民サービスとして、どのような行動を取るのかということをお求められているんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

先ほど課題としてということで申し上げましたが、九州電力のほうであらかじめ時間を持って私どものほうに計画停電等のそういう日程的、あるいは地域的なもの等をお示しをしていただく、それは一般の家庭の方々よりも早く教えていただくことが可能であれば、例えば広報誌でありますとか、あるいはホームページありますとかいったようなもので、事前に把握をしてお知らせを

することは可能であろうと思いますが、今回の場合につきましては、もう同時でございましたので、どうしても広報誌自体に間に合わなかったというものはあります。改めて掲載するということがあったのかもしれませんが、そのところについては、タイミング的なものでも合わなかったということで掲載をしております。それから、2通りの考え方があろうかと思えます。1つは100%にギリギリであるよというようなことの部分でありますと、計画停電がされるのか、されないのかというので非常に市民の方々が不安を持っておられますので、そういうところのものを明日、あさってのものがどうなるんだろうかというような不安のもので、行政のほうが対応できるというのは、先ほど申しましたように非常に難しい面があろうかと思えます。ただ、もう遥かにその供給量を超過して、120%も130%ももうあって、どうしてもこれ以上の節電ができないだよ。ですから、もう計画的にこの地域、この地域というのがもう確定しているんだよというのであれば、事前にいついつの何時から何時までは、この地域は計画停電ですよというようなお知らせ、九電さんもそうですけれども、行政としてもそういう対応することは可能であろうかと思えますけれども、まあ幸いにもそういうところになっていない関係で、非常にその電力の自給の見通しが非常に難しい面があって、対応が異なってくるのではないかと。大幅に上回った場合と、ある程度ギリギリのところと、また今回みたいに80%台もありましたので、そういう状況とで非常に異なってくるのではないかと思いますので、それらを含めて検討させていただければと思います。

○委員（久保史郎君）

それは分かるんですよ。分かりますけれども市民が求めているのは、同時だったからどうのこうのというんじゃなくて、行政として市民にやっぱりそういうのを周知徹底するという行動を取ったのかどうかということをお求めていらっしゃると思うんですよ。実際、そうやって議会報告会に行くと、市民からそう我々が問われたときに、じゃあ市は何をしたんだと言われたときに、例えばこういう、一緒にそういう市民と皆さん方と行政も情報を知ることになりましたので、対策は取れませんでしたよということはいえないでしょう。当然、今回の場合なんかも計画停電があるというのは前もって分かっているわけですから、九州電力に問い合わせをしたり、そういう形の中で、行政としては市民の安心安全を守るためにも前もって連絡もしたいということなのをお話をされたら、たぶん情動的なものも、例えば計画停電にする予定だと、あるいはこういう一覧表で計画をしているということであれば、市はその時点で情報を得られたら、防災無線を使うなり、あるいは各種の公民館の有線放送を使うなり、いろんな形が取れると思うんですよ。ですから、そういう取ろうという思いあるのかどうかというのが、やはり市民から問われているんじゃないかと思うんですよ。ですから、今回1回目でしたので、もちろんそのいろんな形で、手探り状態もいっぱいあったでしょう。しかし、今後、また冬、また来年の夏とかいう形ですと進んでいくわけですので、やっぱりそこら辺は行政としては、取れるだけの最大限の努力はしましたと、最大のお知らせできることは市民にもお知らせしましたという対策をやはり取っていかれるという、そういう心構えが必要じゃないんですか。

○生活環境部長（平野貴志君）

議会報告会でそういう御意見があったというのも伺いをいたしておりますけれども、私どもとしては九電さんが各世帯に個別に配布をされたということを受けまして、広報自体は先ほども申しましたように、時期的なもので間に合わなかったんですけども、その全体の計画停電自体はホームページではお知らせはしております。ただ、ホームページを見ている方が、じゃあどれぐらいかという、また議論になった場合にその分はなかなか叶いませぬけれども、ですから瞬時にそうしてお示すするのはそういうものでしかあり得ないのではないかと。ですから、明日、あさって計画停電になるかもしれないというのを事前にお知らせするというのは非常に難しいことではないかというふうに考えているというので、先ほどからご答弁申し上げているところでございます。また公共施設につきましても、事前に計画停電のそういう予定的なものはホームページでもお知らせしてはありますが、そういうもの等につきましても、なかなか予約を受け付けていいのかどうかといったような問題等もございまして、実際に非常に、そういうものを明確に対応していくとなったときには、なかなか難しい面もあろうかと思えますので、やはりもうちょっと時

間をいただいて、検討させていただく必要があるのではないかと考えております。

○委員（久保史郎君）

なぜそれを言うかといいますと、実は、私は6月の一般質問を取り上げる予定だったんですよ、この計画停電については。でも私もはっきりしないから、上げなかった、自分でそう思ってるもんですから、だから6月の時点でもう十分問われたら、当局は答弁書を作って、どのように市民に周知徹底しますよということにはできたと思うんです。ですから今、お聞きしてるわけですよ。だから今、部長が言われるように、各家庭に民間事業者から、九電さんは全部あの計画停電の表をくれました、大きなのを。だから、一個人としては、いろんなことがあれば、あんたの家にもちゃんと来ていたでしょうと言いたいわけですよ。しかし、議員であったり市行政であったりすると、やっぱりそれは言っちゃいけない分野だと思うから、今やはり今後、2回3回というあの形の中でそういうのが出てくれば、前もってできる手立てはしようという、まずそこからの姿勢でないとははいけないと思うんです。私の立場もですよ。だからそういうことを今お聞きしてるわけですから、今後、検討課題としていただいたら結構だと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

久保委員が全部喋っていただいたというのがあるんですけども、私はどちらかという、当日、市内全域、どこかの一部が停電になると、計画停電で実施しますよとなったときに、基本的には九電さんがやることだと思っているんですよ、広報関係はですね。事前のテレビにしろ、また街宣にしろですね。そういう中で市として考えておいていただきたいのは、漏れがないかどうかというところを、もう一回九電ときちっと話をしておいていただきたいなっていうのが、これはもうお願いなるかもしれないんですけども。そういうことが、まずはできたんじゃないかということですね。うちもできていないんですけども。もう一回、その辺が今後できるかどうかというのをちょっと。

○生活環境部長（平野貴志君）

今、御指摘のように、今回の場合については、私どもも初めてですし、また九電事業者のほうも初めてであったので、非常にそういう面では配慮不足の面もあったかと思っておりますけれども、送電線のルートが私どもも分からないので、九電さんも恐らく、先ほど申しましたように分からない面もあったかと思っておりますので、適切でない情報が多分いつているところもあったように見受けられます。ですから、そういうところを再度申し入れするなりして調整をしていただくようお願いをしていきたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

それともう一つ、公共の施設がありますと。そういう中で、今回の計画停電の中で、除外されているところがあつたのかどうか。例えば、市役所の本庁、それから医師会医療センター、その辺だけは除外されていたのかどうか、まずお願いします。

○生活環境部長（平野貴志君）

先ほど申しましたように、事前に調査がございましたので、国分本庁は計画停電の区域からは外れております。ほとんどは総合支所とかそういうのは外れているんですけども、中にはどうしてもその中に取り組みされているというのもございます。ですので、すべてではございません。

○委員（宮本明彦君）

もう一回。医師会医療センターは外した。[「はい」と言う声あり]ああ、分かりました。あと支所関係も基本的には外れているということは、市民の方から電話連絡というのは基本的には受け付けられたってことでよろしいでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

受け付けをすることは可能です。

○委員（宮本明彦君）

最後、もう一点。今回、原子力のことについても、結局、この先ほどの再生委員会、再生エネルギーの委員会なんですけども、それについてもここでやられるということの認識でよろしい

んでしょうか。ということは、例えば、総務の所管からは原子力の件は外れるよという理解でもよろしいんでしょうか。

○生活環境部長（平野貴志君）

再生可能エネルギーの中の検討委員会の中には、その原子力に関する所管の部分は入っておりません。

○委員（宮本明彦君）

聞き忘れがちょっと1点ありました。いろんな自然災害等で、停電になったり、断水になったりしますよね。停電になったら、基本的には九電さんが回られるんでしょうけれども、その場合、消防団であるとか、市の広報っていうのもやはり回られる、今までの実績として回られることになっているんですかね。

○企画部長（川村直人君）

そういった非常時の場合、本市におきましては安心安全課というのが総務部にございますので、基本的には非常時の対応というのは、安心安全課を中心に対応がなされると思います。例えば、水道などの場合は市の事業ですので、直接市のほうで、もう水道のほうで広報などはいたしますけれども、電気についてはやはり電気事業者がまずは第一ですので、そちらのほうでされると。それで、幸いにもその長期にわたるような停電というのが、ここ最近ずっとないわけですよ。ですから、その辺の対応というのは、安心安全課が九電さんとどの程度持ち合わせができていのかというのがちょっと分かりませんが、停電については先ほどから出ているように、まずは電気事業者のほうでやられるというふうには認識をしております。詳細については、やはり安心安全課の方が所管になると思います。

○委員（下深迫孝二君）

今、新しい病院等には、発電機も設置されてると思うんですが、今後は原発事故、そうそう簡単に終息するというふうには私は思っていないんですよ。ですから、いつかは停電だ、こういうことが続くのかなと思っているんですが、発電機ですね、大きな。あれを例えば設置すれば、その停電の間も人命を救うこともできるわけですね。だから、霧島市内の各病院やら、あるいは公共施設の老人福祉施設だとか、そういうところに、この発電機の設置、これは投資はしますけれども、電気がきていない間は自分のところに売電じゃなくて、自分のとこで電気を起こして使えるわけですね。やはりそういうことも考えていかないと、九電だけを頼っていると停電はいつか、あるいは何でということまで心配もしなきゃいけないわけです。ですから、今この涼しい間にそういうことも進めていかないと、また冬のこの1月、2月、この寒い時期になりますと、相当電気の使用料が多くなるということもあるんですが、市をあげて、そういう病院関係者、福祉施設、いろいろなところで、その発電機の設置というようなことについては、協議をされる考えがないかということをお尋ねします。

○生活環境部長（平野貴志君）

ちょっと所管が違うのでお答えしづらいんですが、国が示しております次年度以降の、平成25年度予算のそういう主な中でも、再生可能エネルギーと合わせて、蓄電の関係のそういう事業を積極的に取り組むというふうになされているようでございます。蓄電のそういう性能といいますか、施設設備等の工場が可能になってまいりますと、今委員が言われるような自家発電施設整備の部分と重複しますので、非常にその、どのあたりのところまでを目指していけばいいのかというのがあろうかと思いますが、まあ一義的には今、現状では今のそういう自家発電の施設を整備することがいいかもしれませんけれども、蓄電の技術がどの程度なのか正確に把握しておりませんが、そういうものが可能になってまいりますと、一定の時間的なもので蓄電が可能になりますと、発電をしなくてもそのもので賄っていけるというようなこともありますので、そこについてはこれからの国の動き等も見なければいけない課題になってくるのではないかと。二重投資になるとかいろんなものも出てきますので、そういう可能性も。あるのではないかと。いうふうに、所管が違いますので、非常に難しいんですけども、そういうことでご理解いただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

所管が違うということでございますので、突っ込んで聞きませんが、蓄電の場合は限られた電気の容量で、そして自家発電機の場合は止まっている間、自由にこれは燃料で作動するわけですので、かなり容易に使えるんじゃないかという気がしますので、庁舎内でも、もし協議されるような場合があれば、やっぱりそういう方向も考えなきゃいけないんじゃないかなということの一つ、これは提案しておきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

先ほど計画停電の中で、本庁はもちろん総合支所もそうですが、医療センターのことで出されて、正式にちょっと回答を得ていませんので、お答えいただけますか。

○生活環境部長（平野貴志君）

霧島市の医師会医療センターにつきましては、計画停電の区域に入っておりません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（脇元 敬君）

先ほどから計画停電の話で、一斉にその瞬時に情報を流す、伝達する方法はなかなかないんじゃないかということでお話がありましたけれども。昨日も夕方4時58分だったと思います。九州電力管内の電力の消費が90%になりましたというインフォメーションを私の携帯電話がよく受けます、昨日も受けました。この時期でもまだこういう状況なんだというのを昨日思ったんですけども、そういった情報は流れてきます。それで、私が先日阿蘇に災害ボランティアに行ったときに、ちょうどまだ雨が降っている頃でしたので、避難勧告の情報がエリアメールで流れてきました。これは阿蘇市が依頼をして、熊本県が流している情報だそうです。こういった形で瞬時に流す方法もあるかと思えます。携帯電話ですと、ある程度の方々が持ってらっしゃるかなど。日頃メールというのをされない方も、おお、何か来たぞということで、いつもと違う形、同じようなメールの来方は一緒ですけども、開けてみると違うので、何が来たか、ということですが見られると思いますので、そういった情報もすぐ流す方法はあるかと思えますので、ご検討いただきたいと思えます。あと、これはもう本当に人数が少ないんですけども、フェイスブックの、これ武雄市役所のフェイスブックページですけども、これも1万8,000人の方が登録されて情報を得てらっしゃいます。今週末の敬老会は台風で中止です、というのがすぐ流れてきます。こういった形で、瞬時に流す方法はたくさんありますので、いろいろ検討していただきたいと思えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（植山利博君）

先ほどの話で、原発の話なんですけれども、これは総務ですか企画ですか、所管は。

○企画部長（川村直人君）

安心安全課のほうが、いろんな薩摩川内辺りとのこの協議会で、オブザーバーなんかとしての出席なんかもされているようでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（宮本明彦君）

資料の内容の確認なんですけれども、これは執行部の方も持っておられるんですかね。総務常任委員会資料、2枚目、太陽光FIT価格表、太陽光10キロワットから、下が10kW以上がいわゆるメガソーラーの区分。10kW以上がメガソーラーの区分でよろしいですか。1,000kW以上がメガソーラーの区分というような感じかなど。

○生活環境部長（平野貴志君）

売電価格をお示ししたものでございまして、10kW未満の場合は、同じく42円なんですけれども、固定価格買取の期間が10年間です。それから10kWを超えますと、同じく42円なんですけれども、期間が20年と長いですよという意味です。ですから、この10kW以上の中に、メガソーラーという区分も入りますよという。メガソーラー、1,000kW以上であっても42円ですよ

と。期間も 20 年以上ですよということでお示しをしているものでございます。

○委員（宮本明彦君）

分かりました。10kW 以上だったら 20 年ですよ。メガソーラーもこの区分に入りますよ、
でいいですね。もう一回、4 ページをちょっと見ていただけますか。風力発電のところ、串木野
黎明風力発電、10 基で 2 万 kW 予定ですよ、10 基で。風力発電のところですね。10 基で 2 万 kW
でよろしいですよ。こうまた 2 ページを見たら、風力も大体 20kW なんですよ。それが 20kW
が 57 円 75 銭、20kW 以上が 23.1 円。何かこんな 2 万 kW も発電するのに、かなり上だなと思
ったんですけども。これはこの辺の数字も間違いないでよろしいんですよ。20kW ですよ。

○生活環境部長（平野貴志君）

これも発電量によって、買取価格が違いますので、その区分でお示しをしておりますので、
当然超えますと、安い価格での買い取りになるということでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 10 : 45〕

〔再開 11 : 01〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第 17 号についての自由討議に入ります。委員
の皆さま方のご意見があれば、発言をお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

もうこの原発の問題も政府が廃止の方向で打ち出したわけですから、もう我々のほうもそろそ
ろ結論を出してはどうでしょうかということを思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（植山利博君）

つい先日、国のほうが 30 年までに原発ゼロを目指すということは打ち出しましたけれども、
非常にまだ矛盾を含んだ方針であって、明確な方向性を私は指し示していないと思うんですよ。
ここの資料にあるとおり、まだ再処理の事業は当分このまま続行するという事になっているわ
けですので、原子力政策そのものについては、まだ非常に曖昧な方向性しか示していないと言わ
ざるを得ないと思います。それから、この陳情 17 号の提出をされているのは、例えばその新設
の 3 号機については白紙撤回、中止することということなんですけれども、再稼働についても言
及をされておりますので、この辺のことを、この陳情項目、1 項目から 4 項目まで、このすべて
について結論を出すには、やはりこれまで国の中央官庁の方向性も視察、それから九電とのまだ
聞き取り、そういうことを予定をしておりましたので、その予定をやはりきちっとこなしてから
議論をし、結論を出すべきだというふうに私は思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですが、前回の委員会の打ち合わせの会議でも、国の機関の関係、それから九州電力
の関係を含めて調査をすべきだという意見が、確かあったという認識をしておりますが、そう
いう意味で今回、結論を出すところまでは至らないと認識をしてるんですが、何かご意見
がございましたらどうぞ。

○委員（久保史郎君）

一応、それぞれ結論を出すべき、それから決まったとおりであるべきということでございます
ので、一応全員でそれなりの継続、継続というよりもそれぞれのいろんな形で予定されたことは

済ませてから、結論的なものはこれはもう出すのがやはり筋だろうと思いますので、私はそれでいいのではないかと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第 17 号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 11:05〕

〔再開 11:07〕

△ 議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩に引き続きを開きます。次に、議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

それでは議案第 52 号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、ご説明いたします。今回の改正は、現在、合併に引き続き国分、隼人地区で課税している都市計画税について、平成 25 年度から課税対象を市内全域の用途地域及び建築物形態規制地域内に所在する土地及び家屋とすることに伴いまして、条例第 2 条中の「霧島市都市計画税を除外する区域を定める規則（平成 17 年霧島市規則第 60 号）で定める資産以外の」を「同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域及び建築物形態規制地域（都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定（平成 16 年鹿児島県告示第 951 号）の表 2 の項及び 3 の項で定める区域をいう。）内に所在する」に改めるものでございます。以上が条例改正の内容であります。詳細につきましては税務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（満留 寛君）

〔資料に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

ただ今説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

ちょっと何点かお伺いをしたいんですけども、今回、新たに隼人、国分を除くところ、溝辺、霧島、そういう形で含まれたわけですけども、非常に地域住民がまだこの都市計画区域のそれに対して、理解をしていच्छゃらないというような声。先般の本会議でも地元議員がそういうことの一般質問があったんですけども、ここら辺のこの説明会は、何回程度その各地域ごとに行われて、当局としてはどの程度市民がこの件について、例えば用途地域、都市計画区域、そしてその違い、内容、そこら辺をどのように理解していच्छゃると捉えていच्छゃるのか、そこ辺をまず示してください。

○税務課長（満留 寛君）

都市計画区域拡大の説明会につきましては、建設部の都市計画課のほうで住民の方々に対する説明会が 2 回、それから、地区の自治公民館長さん、地域審議会の方々に対する説明会等が開催されまして、その中で都市計画区域の拡大の説明がなされております。その際に、税務課のほうも同行いたしてございまして、その中では、都市計画税の説明が求められた場合には、今回の条例改正に伴います課税対象が用途地域及び建築物形態規制地域になるというご説明は申し上げてきたところでございます。都市計画税のみの改正での説明というのは、議会の委員会及び議会本会議での決定をいただいてから市民の方々には周知していくというようなことで、これまでの説明は、単独では行っていないところでございます。

○委員（久保史郎君）

例えば都市計画区域がこのように、今回は今までなかったところに拡大しましたよと。その中でも用途地域が、このようになって課税されるんですよというのは、説明まではされたと思うんですよね、当然。その金額がどうであるとか、内容は別にして。ただそこら辺の地域の今回、区域内に入る住民の理解が得られていないということを今、お伺いしてるわけですよ。といいますのは、霧島の議会報告会に行ったときにでも、これはもう一部の人の考えなんでしょうけれども、その内容がよく理解できないうちに、ただご理解ください、ご理解くださいという当局からの説明であったと。ちょっと一方的に言った意見かも分かりませんが、そういうことを言われるということは、あるいは溝辺地区の地元選出の議員さんもあのような一般質問をされるということは、市民の方から多くの、そういう理解していないという声だと思えるんですよね。ですから、そこら辺が税務課としても声が聞こえてきているのか、あるいは本当にそういう理解されているものと捉えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○税務課長（満留 寛君）

その点につきましては、都市計画税についての質問、私のほうは溝辺地区のほうでの会議には同行いたしておりますが、霧島のほうには行っておりません。と申しますのも、今回、霧島地区のほうは課税対象という形にはならないと、変更がないということから行かなかったわけですが、溝辺地域におきましては、確かにそういった都市計画税に関する質問等もございました、その中では先ほど申し上げましたように、区域が拡大される場所については、課税対象としてなることはない、ない予定であります。まだ議会が最終的に決定されますので、予定であるということでは申し上げているところでございます。それから、その会の中であったのは、今後ずっとこの区域を拡大されたところについても課税しないのかということでもございましたが、今回の条例改正では、その区域拡大については入っていない中で、将来について断言はできないわけですが、また条例改正を再度しないといけない形になってくるという中では、今後また区域拡大されたところが課税対象になるというのはないのかというようなことではご説明申し上げているところでございます。

○委員（久保史郎君）

用途地域内に入らないとその課税対象ではないということけれども、実質的に都市計画区域に指定された場合に、それが他の課税標準額なんかに関わってくるということないんですよね。ちょっとそこら辺を確認しております。

○税務課長（満留 寛君）

説明会の中でもそのような質問がございました。今回、都市計画税の条例改正をご提案申し上げているところでございますが、この都市計画税の課税の基本、基となるものが固定資産税の課税標準額でございます。もちろん、都市計画事業等が実施されまして、道路整備等が行われ、道路の拡幅等がなされますと、そういった形で路線価が上昇して、その評価額が上がってくるかと思いますが、今回の区域が拡大されたことによって、その固定資産税の評価基準、評価額が変わるものでもございませぬし、同じく都市計画税の課税標準額が変わるものでもございませぬという説明はさせていただいたところでございます。

○委員（久保史郎君）

その区域の、これ議会報告会の中で出た話で、区域の設定の仕方に地元の職員が全然いないと。その中で、今回そういう区域が、何であんな山林部分が含まれているのかというような意見が出されたわけですよ。ですから、私どもはその地元じゃないから、区域が自分自身の頭の中にちょっと思い描けなかったんですけど、当然これは養豚場建設の反対の方のご意見でしたので、片方の山林部分が含まれて、何でその養豚場計画のそちらが含まれなかったのかということをおっしゃるんですよ、明確に。それはあくまでも、その気持ちの部分で養豚場建設に反対というところから出てきたと思うんですけど、それはそれとして、ただその地元職員さんたちがその霧島町に、この計画が関わるときに入っていない中でされていると。だから、誰がそういうことが本当に、今示された都市計画区域が正当なものであったのかどうかということでも、疑問のそういう声も寄せられたんですけど、その点についていかがですか。

○税務課長（満留 寛君）

都市計画課区域の拡大につきましては、税務課のほうでは関係いたしておりませんで、建設部のほうで進めているところでございます。その辺の区域設定についての部分については、よく存じていないところでございます。

○総務部長（山口 剛君）

今回の都市計画区域の広がった部分については、税のほうの部分とは違う場所であるんですけども、関わりとしては私も都市計画区域の庁内の委員はしておりますので、そういった意味では、ここが適当かどうかというお話の中には入っておりますけれども、直接の事務とかいうのはちょっとしておりません。それと今回、先ほど集中改革プランの中でありましてとおおり、平成 23 年度にかけて都市計画区域の再編成作業を行い、平成 24 年度に新しい都市計画区域を導入する。平成 24 年度にかけて都市計画税の見直し作業を行い、平成 25 年度から都市計画税の新しい課税区域税率を適用するという集中改革プランがあったんですけども、私どももこの都市計画区域とは、この拡大とは今回の都市計画税の見直しの中ではリンクはしていなかったんですけども、まあ一緒にこうやっていったほうがいいのか、やっつかないほうがいいのかというのいろいろ議論もしたんですけども、この都市計画区域の拡大の部分と都市計画税の不公平が今生じている部分とは別問題であるので、都市計画税だけはこの集中改革プランのとおり、25 年度からやっつかうというふうな議論をして、今回はお願いをしたところでございます。議員がおっしゃるとおり、一部溝辺の方々とも話をしたんですけども、やはり最初は広がる都市計画区域のところに課税するというふうにみんな誤解されていたようでございます。ここ辺りは私どももちゃんと説明不足だったのかなと思っております。それからその誤解は、地元の方々といろいろ話をする中で少しずつ解けていったんですけども、今度は、じゃあ今かけなくてもやがて用途地域に指定してかけるんじゃないかというふうなご懸念もございました。

○委員長（常盤信一君）

ここで暫く休憩します。

[休憩 11:35]

[再開 11:36]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（山口 剛君）

そういうことで、都市計画区域の拡大と税とは、今回は、本来は一緒にこうやっていくべきだったんですけども、今回はそのものが、中身が別だったものですから、都市計画税のほうだけちょっと先に、本来あるべき姿に返そうという作業を今、行っているところでございます。

○委員（久保史郎君）

私は、溝辺のあの区画整理事業のされた、あそこについては、そういう税をかけなかった時点で、これは旧溝辺町ですが、こちらの不備であったんじゃないかと思うんですよ。ここに示されているとおおり、この都市計画区域の目的でいいですから、あくまでもそれをするために徴収するわけですので。しかし、あそこの場合はどういう特例があったのか分かりませんが、そういう税は徴収しないでも、そういう事業は進めておられたという経緯だったんじゃないかと思えます。ですから、それはそれでいいんですけども、今回示されたこの中でも、地方税法では原則として市街化区域内に所在する土地、または家屋に課税すると。しかし、霧島のこのような実態を見ますと、この市街化区域に指定するというのも、国分・隼人の一部になると思うんですよ。しかし、原則としてはそういうところでかけてくださいよということになりますと、やっぱり山間部においては、この区域設定においては、これは十分やっぱり注意しなければいけないという点があったんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はどのように思っているんですか。あるいは税をかける立場としてもですね。

○総務部長（山口 剛君）

まず、原則的には地方税法及び都市計画法の中では、市街化区域内にかけるとというのが原則でございまして。それで、鹿児島県内では鹿児島市のみが市街化区域を設定しておりまして、それ以外はないところでございまして、区域については条例で定めるということで、定めているところ

もそれぞれ千差万別のようにございます。先ほど申しました、合併前の国分と隼人が違ったように、今、かけているところも千差万別だと思っております。その中で、一定の線を引くということからいきますと、やはり用途地域が最も適正であるというふうに考えたところでございます。議員が今おっしゃられたのは石峯地区のことかなという気はしますけれども、それを言ってここを除外するとなると、例えば用途地域の中でも、例えば今回、隼人の小浜、小野、松永が外れ、国分の下井、敷根が外れていったところで、外れなかった我々のところとも変わらないじゃないかという議論なんかも出てくるかもしれませんし、なかなかそこは難しいところがあって、やはりこれは税の原則で公平、中立、簡素というシャープ勧告からの原則がありまして、簡素というのは誰が見ても分かりやすいということになってきます。それで、同じ用途地域であるのに、こっちはかけてこっちはかけないとなってくると、その税の三大原則である簡素という部分は説明できなくなってまいりますので、そうなるのと、やはり用途地域にかけるかかけないかという判断をせざるを得ないということから、今回この用途地域、そして建築形態規制区域ということで課税をするというような意思決定をしたところでございます。

○税務課長（満留 寛君）

先ほど説明が漏れておりましたが、お手元に用途地域図を配付いたしているところでございます。今回この課税対象を、用途地域及び建築物形態規制地域といたしておりますが、この今3枚に、これが隼人地区、それから国分地区、溝辺地区というような形で3枚に分けておりますが、この色が付いた部分、この色が付いた部分が用途地域でございます。それと、2枚目の国分地区の分でございますが、ここで小さくて見にくいかと思いますが、先ほどご説明申し上げましたように、国分駅周辺と国分シビックセンター周辺、それから舞鶴中学校周辺、それから一部広瀬のほうもでございますが、ここの斜線が引いてある部分につきましては、これが建築物形態規制地域ということで、用途地域とこの建築物形態規制地域、色が付いている部分について課税されるということでございます。申し訳ございませんでした。

○委員（久保史郎君）

その用途地域で国分、隼人、それから溝辺、私はそこら辺は問題ないと思うんですよ。特定の地域がそういう不平等感があってはいけないわけですので、それはもういいと思うんですけれども。要は、今回の見直しの中で、隼人の小浜、小野、松永というところが外されましたよね。これはもう以前から議会でも散々、どなたかとは言いませんけれども、ああいうどうしようもないところが何でその区域に入っているのかと。どうしようもないと言えば語弊がありますけれども、そういう悪い意味ではなくて、例えばそこに計画していて、その都市計画でできるものか、目的があるのかということ、当然、誰が判断しても分かるわけですよ。ですから、今回例えば牧園、横川、霧島にしても、そういうところにやっぱりそういう区域まで入っているところがあるんじゃないですかということをお心配するわけですよ。地域住民からやはりそういう反対の声が上がってくると。だからそのところは、たとえその区域が広がろうが狭かろうが、そんなたいして税に影響はないわけですので、やっぱりここら辺は計画的にはいずれはこういう一つの、まあ30年でもいいですよ。30年後にはこういう目途が立ちますよというような、やはり市民に納得していただけるようなそういう区域指定でないと、山もひっくるめて、あるいは今後どうなるか分からんというところまで入っているのをちょっと心配、懸念しているところです。そういうことを今お伺いしている。そういう懸念はないですか。

○税務課長（満留 寛君）

今回、議案として上げさせていただいておりますのは、都市計画税条例の改正でございますが、都市計画区域の拡大につきましては、先ほども申し上げましたが、建設部のほうで区域拡大の案を作られまして、その説明会を開きながら地元の皆さまにご説明がされているところでございます。そういった今回、区域を拡大するのについて、どのような主旨でということについては、十分な説明ができないところでございます。

○委員（久保史郎君）

実はこの説明会に入る前に、委員会で確か私はお願いというか、要望したんですけれども、こういう地図を持っていっても、市民にはどこの道路からどうなって分からないという答えが、そ

の地域ごとの拡大図を持って行って、明確にそこの人たちが分かるように、まあ、課長も参加されたということで、そういう体制の説明会だったんですか。その点をお伺いします。

○税務課長（満留 寛君）

会場の両脇にはそういった形で1万分の1ですか、地図を。これはこの用途地域の1万分の1の分でございますが、このサイズの大きさのものをそれぞれ何箇所か両脇にも貼って、市民の方々がそれを見られたら区域の拡大部分が分かるような形での説明はなされていたところでございます。

○委員（久保史郎君）

その説明会が2回行われたということですが、特に用途地域に関わる人たちは、どの程度その参加人員が。例えば、その用途区域内に入る人たちの世帯数の何パーセントの人たちが来ていらっしゃるということまでは分かっておられますか。

○税務課長（満留 寛君）

説明会が溝辺のみそめ館と竹子小学校で行われたわけですが、その用途地域内、今回の図面で溝辺地区のほうを示しております麓第一土地区画整理事業を行われている麓地区と、あと離れて石峯地区がございますが、そこの方が見えていたかどうかというのは承知していないところでございます。

○委員（仮屋国治君）

この問題は、先ほど久保委員からいろいろ出ておりますけれども、私、当初は、2つだけの問題だろうと思っていたんですよね。都市計画区域の指定と課税区域の指定だろうと。ところが、もう一つ落とし穴があるような気がするんですよね。先ほど説明がありました集中改革プランのところで、2つに関して、公平統一化を図るということですよ。だから、都市計画の区域が本当に公平に統一化されたんだらうと思うんですよ。幹線道路沿いでありますとか、支所等の施設があるところを中心に都市計画区域を指定されて、1市6町の公平化が図られたような気がしております。ところが課税区域は、用途区域と建築物形態規制区域というところに簡素化して、指定することにしたということで、当初私もそうだろうなと思いでいたんですけど、ところがもう一つ落とし穴があるとすると、その用途区域というのは公平なのかということですよ、1市6町の。だから、この新しくなった石峯地区、ここが本当にこれと同等の街並みのところが霧島市内にはほかに用途区域でなくてあるのではないかという思いが非常にしているんですよ、今。霧島総合支所周辺。それから牧之原しかり、それからこのご説明の中で、牧園の下水道区域を今後の検討事項としておりますよね。これは公平になってないんだらうと思うんですよね。そしたら、用途区域で縛るのはいかなものかという思いがするんですが、ここで検討事項とする考えがあるならば、石峯地区も検討事項で保留にされるべきではないのかなという思いが今、しているんですけど、いかがですか。

○委員長（常盤信一君）

ここで暫く休憩します。

[休憩 11:49]

[再開 11:55]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。仮屋委員の質問について、ちょっと整理もしていただいて、午後から開催をすることにします。ここで暫く休憩します。

[休憩 11:56]

[再開 13:00]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前の部の仮屋委員の質疑に執行部の答弁を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

まず、ご指摘の部分はやっぱり大きな問題であるという認識をしております。ただ、日本の税

制というのは戦後、シャープ勧告に基づいて税制がずっときております。その底辺に流れるのが公平・中立・簡素という三原則がございます。そういった中で、例えば簡素というのは、いかにわかりやすいかということになっています。納税者の方々に対していかにわかりやすいか。そして公平・中立というのがその字のとおりでございます。公平・中立・簡素というので、今回この都市計画税制を合併後調整する中で、調整するとした場合、最もこの原則に近い方法が現在考えて、今回お示ししているのものであると考えております。それぞれやはり、少しずつは公平性、中立性そういったところも改善の余地があるかもしれませんが、お出ししたのがそれで最も問題が少ないものであると認識いたしております。

○委員（久保史郎君）

ちょっと確認させていただきますけれども、今回それぞれ用途地域なんかを見直しをされたわけですが、その中で総体的には金額で減っているわけです。そうしますと、隼人にしても上記以外の3、4の所では今までは課税をしていたけど、今回見直しで課税をされなくなったということになりますと、当然、旧隼人町においては、その課税をしていたところは間違いだということになるんですけれども、そうやって課税されて徴収した金額はどうなりますか。

○総務部長（山口 剛君）

都市計画税の考え方というの、狭義に考える分と広く考える部分とあると思います。基本的には都市計画事業をすることによって、その土地の価値があるということなんですけれども、直接的にその部分、その部分を都市計画税を入れてする部分と少し離れた部分でも、例えば公園を作ったり、いろいろすることによって間接的にはその土地の価値というのが上がっていくという部分もあろうかと思えます。今回、用途地域ではないことから外したことなども、やはり旧隼人町なり、新市霧島市になってからの都市計画のいろんな事業をする中で、間接的な恩恵を受けていると考えておりますので、今までのものは今までの考え方に沿ってお出しいただいた税と考えておまして、それを今後云々というのは考えていないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今、この表を見ますとですね、3ページですか、国分・隼人・溝辺が載っているわけですが、ここに載っていないところはどのようになっているんですか、まず一点。

○税務課長（満留 寛君）

まず今、用途地域がある地区というのが、国分・隼人・溝辺でございまして、それ以外については、用途地域が設定されておりません。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、公園を造ってほしいとか、いろんな要望が出てきますよね。当然、下水道の整備だとか、都市公園いろんなものを造らなきゃならない時に、入っていないところはどうするんですか。それとも、もうそういうところは造らないということで断言できるんですかね。

○税務課長（満留 寛君）

この都市計画税という目的税につきましては、都市計画法及び土地区画整理法に基づく事業という形になりますので、それ以外の事業につきましては、都市計画税を取る取らないで別の補助事業とか、起債事業とか、そういったものが充当されて実施されていくものと考えています。

○委員（下深迫孝二君）

起債事業にしても何にしても、結局、借金もしなきゃいけないわけですよ。そうした時に例えば、霧島ではれば駅周辺、都市計画区域に入ってもちょっともおかしくない感じですよ。それに例えば、牧園のほうにしましても温泉地、観光地だと言われるようなところ、総合支所のあるあの下の辺ですね。そして、あるいは福山町にしてみれば、あの総合支所の近辺。そういう所があるのに、そういうのをなんでいっぺんに見直しをしないで、こうして中途半端な見直しでこう出てきているのか。やはりそうしないと、今言ったように一方では山の中のような所までかける、一方ではまったくそういうのを手はつけてられないということになればですね、これは不公平感を生じるということで、やはり苦情も出るのは当たり前じゃないかという気がするんですが、そこら辺はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○税務課長（満留 寛君）

今回、都市計画区域を霧島市として見直しの作業中でございます。それで、霧島総合支所の周辺、それから溝辺総合支所の周辺、その部分についても都市計画区域ということで設定をする中で説明をされているところでございます。それと、あとは牧園と隼人結ぶ部分、霧島市の中で都市計画区域が、一つのエリアという形で結べるような形での設定が考えられた中で、今進められておりますので、そういった区域につきましては、今後、都市計画税の充当は別にしましても、都市計画事業としては実施していけるものと考えます。

○委員（下深迫孝二君）

であるとするならば、やはりこういう議会に提示される時に、同時にこうして出てくれば、例えばどこ地域もこうなんですよという説明ができると思うんですよ。そうでないと、一方じゃ出てきてない、一方じゃ出てきて、説明に行ってもいろんな苦言が出るというわけですから。これを例えば、出すのをもう少し遅らせて、全体が出揃った中でされるという考えはなかったのか。

○税務課長（満留 寛君）

冒頭でご説明申し上げましたように、先ほど申し上げました都市計画区域の見直しは今、作業中でございます。本来ならば新しい都市計画区域の導入についても、24年度に設定される予定であったわけなんですけど、それが25年度にずれ込む予定でございます。ただ、集中改革プランの中でも、都市計画税については25年度から新しい課税区域、税率を適用するということでの集中改革プランでも設定がされていたところございましたので、その中で協議していく中で、都市計画税の課税対象区域を用途地域という形でした場合には、今回の都市計画区域の霧島市としての拡大、一本化というのとは別のものという形で方針が決定しましたので、今回都市計画税のほうについては、提案させていただいたものでございます。

○委員（久保史郎君）

確認しておきます。いただいた資料の中で、都市計画税の課税区域というのがあるんですけども、この中で鉄軌道用地というのがありますよね。これは当然JRの線路の部分、あるいは駅舎とかそういう部分になっていきますけれども、これは今まで減免を多分されているんじゃないかと思うんですよ。ですからそこら辺は、この内容からいくとどういう対応になるんですか。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

[休憩 13:09]

[再開 13:10]

○委員長（常盤信一君）

休憩全に引き続き会議を開きます。

○委員（仮屋国治君）

鹿児島市で指定してある市街化区域、これの定義と、どのような方法を使って区域を指定されるものなのかというのを教えてもらえませんか。

○税務課長（満留 寛君）

詳しいことはよくわからないんですが、市街化区域というものにつきましては、都市計画法に基づき指定される区域、区分の一つであるという形で、その都市計画法の定義としては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域とされているようでございます。都市計画区域として指定された区域の内、既に市街地になっている区域や、公共施設を整備したり面的な整備を行うことにより積極的に整備開発行っていく区域として区分されている、ということでございます。

○総務部長（山口 剛君）

ちょっと補足致します。都市計画法の第7条に区域区分というのでありまして、この中に都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるようになっていて、その内の市街化区域というのが、今、満留課長のほうが申し上げたもので、あと残りは市街化調整区域となって、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とすると。ですから、都市計画区域の中にも市街化を進める所と市街化を抑制する所と二つに分けていくというようなことをしております。ちょっと手続については、今こう見る限りでは書いていないものですから、今はちょっとわかり

ません。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩をします。

[休憩 13:13]

[再開 13:17]

○委員長（徳田和昭君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにございませつか。

○委員（仮屋国治君）

どうなんでしょう。この課税区域の変更見直しのところが、どうも不完全のような気がするんですけれども、不完全なままでいって市民に公平感を持たせていくのもいかなものかという思いがあるんですが、国分隼人区域は用途指定区域、その他の地域は区画整備事業をしている所とかそういうことで設定を見直して、用途地域は今後調整を図っていくというようなことでできないものかと。すでに議案だ出ているから、私の立場ではあまり言いたくないけれども、そういう考えもあるのではないかと思うのですがいかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

個々具体的な状況を加味していくと、税制としては厳しいものがあるかと思ひます。仮に石峯地区そのものが用途地域である以上は、やはり簡素な税制をしたいという気持ちがございますので、ぜひ、こういう格好でしていただきたいと。税制で例外を作ってしまうと、用途地域けれども、例外的にここを外しますよという話をしていくと、同じような地域がうちもその例外と同じ所であるという主張が始まってくると、税制そのものがなかなか成り立っていかないような気もいたしますので、やはり制度の中で例外を作るといふのは厳しいのかなという気はいたします。

○委員（植山利博君）

今現在の、課税対象地域がどのような表現になっているのかお示しをいただきたいと思ひます。

○税務課長（満留 寛君）

現在の都市計画税条例の第2条に納税義務者等という形で規定されております。都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域の内、霧島市都市計画税を除外する区域を定める規則で定める資産以外の土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地または家屋の所有者に課するというふうに規定されておひまして、その霧島市都市計画税を除外する区域を定める規則のほうに、合併前の国分市に属する都市計画区域における土地の内、課税地目が宅地と、先ほど説明した部分でございます。

○委員（植山利博君）

今ですね、先ほど資料1に書いてあるわけですよ、その除外はどうするかということで。今回、霧島市全体の都市計画税を統一するに当たって、これまでの課税の在り方についての、今読まれたところをそのまま運用するという議論はなかったんですか。

○総務部長（山口 剛君）

そのまま運用していくとすると、どこかに合わせないといけないとなってきますので、そうすると国分方式にするか、隼人方式にするかという議論になってきます。そうしてくると、おそらく新たに入った霧島などのその辺りにも、宅地であれば税をかけることになろうかと思ひますし、牧園、横川、溝辺、福山も宅地であれば、都市計画区域内の宅地であれば税をかけることとなりますので、それをするためには新たにかける用途地域ではない都市計画区域の中に、新たに仮にかけるとしたら、かけるためのビジョンを示せないとかけることは不可能でありますし、今はやはりビジョンを示すとしたら、用途地域にしないとビジョンも示せないと思ひますので、そういうような議論はしたところでございます。

○委員（植山利博君）

私はこれまで何度か一般質問の中で、この都市計画税について議論をさせていただいたと思ひますが、これまでの議論の中ではですね、私個人が別の議論の中で受けていたのは、当然これまで都市計画課を課税する課税範囲というんですか、それはまあ言えばこれまでの隼人方式か

国分方式、もしくはその折衷案、そういう考え方で都市計画税の霧島市の統一がなされるものだろうと私は思いながら議論してきたわけです。だから、この用途でやるということに対して、都市計画区域はもっているけれども用途の指定がしていないという地域が、国分隼人以外は、用途の規定がないと、溝辺以外はですね。であれば、その矛盾の拡大というか合理性が非常に担保されない状況が出てくると私も考えるんですけども。であれば、今までの隼人方式もしくは国分方式もしくはその折衷案、どちらか精査した中で、これまでの課税の、今読まれたその文章のまま運用した方がはるかに簡素それから中立そして公正、それが私は担保されるのかなと。そして、これまでの課税の状況も合理性が担保される。先ほど久保委員のほうからも言われましたけれども、隼人・国分が大幅に、隼人は50%ぐらい、これまで課税していたところがもう課税はなくなるわけですから。納税者にしてみれば、課税がなくなるということは、それは出す分が少なくなるわけですからいいわけですけども、これまで何十年もその矛盾を抱えながらも納税していたことは何だったのという、そういう合理性が失われるのではないかなと。公平性が失われた税金をこれまで支払っていたのではないのかなという矛盾を引き起こすという思いが強いわけですけども、そこら辺がどうも今回のこの課税の在り方、課税の区域を設定するのに用途地域を持ち出して、もしくはその容積率、用途が指定されていないところについては、容積率とか建ぺい率で縛った地域だけに限定したということに、それは増税ということに対する危惧、大変難しいという配慮があったんだろうと思うけれども、その公平・簡素・中立という観点からすれば、この歴史的な流れも考えた場合に、矛盾が広がるのではないかなという思いがするんですけどもいかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

今言われた部分を、私どもも議論をいたしました。同じような意見がありました。今まで本来取るべきではなかったという議論も出てくるかもしれないという議論もしました。ただ、先ほど久保委員のお話の中でもありましたけれども、直接的だけではなくて、やはり間接的に今回下井、敷根この辺りも都市計画のすぐ隣接地にありますので、間接的に恩恵を受けているというような議論もしたところでございます。法の主旨そのものは市街化区域にしなさいということになっております。市街化区域そのものは、先ほどもました、市街地を形成している地域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域となっていて、これに最も近いという理念でいくと、用途地域がこの理念に最も近いのではないだろうかということで、今まで課税した部分というのと矛盾は生じるけれども、私どもとしてはそこについてはそういう間接的にもいろいろな恩恵をもらってきたという考えできております。例えば、最も遠い所は横川ですけれども、今の都市計画税を投入しているところからすると、間接的に恩恵をもらっていると言えない、地域的に遠いということがございますので、そういった所と同じ議論というのは、それは説明がつくのではないだろうかというようなことで私どもは考えたところでございます。

○委員（植山利博君）

私どもですと、隼人時代から都市計画税については大変多くの議論をしてきました。税率については対して2%が妥当なのか、1%は妥当なのか、それから小浜であるとか隼人の地域の中で、今現在課題をしているところは本当に合理性があるんだろうかという議論を、本当に長い間してきました。そういう中で今おっしゃるように、都市計画税というのは目的税であり応益税があるわけですから、その都市計画事業において恩恵をいかに受けているか、その恩恵が自分の資産に対して直接的に反映させられるものなのか、もしくは直接ではないけれども、その都市計画事業の恩恵を間接的に受けている。そういう論理で小濱とかいかがなものかという所も何十年にも渡って、納税をしてきた課税をしてきた経緯があるわけです。それで今回、例えば、石峯地区と、たまたま例を出された横川地区であるとか、他にも牧園であるとか、霧島であるとか。霧島は今まで都市計画区域でなかったから、ここはできないんですよと。だけど、他は都市計画区域があったわけだから、合併間もない頃から課税をすべきではないかという議論もずっとしてきたわけですね。そして今回、都市計画区域が霧島市全体として一体的なものになるということによって、例えば牧園の総合支所周辺であるとか、一部大きなビルがあったり、商店街が形成されているような所も同じように課税をされていくんだなという思いが、私はあったわけです。いきな

り用途で限定してきたということが、やはりこれまでの執行部の答弁にしてもギャップがあるし、非常に違和感を覚えたというのが正直な気持ちなんです。だから、その間接的な受益、都市計画事業における間接的な受益ということを用いるのであれば、下井であっても小濱であってもですね、これまでそういう形で当たり前として納税してきた、このことに対するその合理性。それから、例えば石峯のこの地域から都市計画税を今度新たに課税するということにとって、他の横川とか、横川もですけども、牧園とか霧島とかの中心部の商店街とか総合支所周辺のある所には課税をしない、ということについては非常に違和感を覚えると。果たして中立性・公平性があるのかなという気がしてならないわけですけども、いかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

先ほど、間接的な恩恵という話をしておりました。それで、旧隼人町であったり旧国分市であったりすると、その間接的な恩恵という議論が成り立っていたんですけども、合併して600平方キロになった時点で、その間接的な恩恵という理論がなかなか成り立たなくなったというのが、私どもの考えでございます。そうなってくると、例えば、旧どこどこ町の役場周辺を都市計画事業をもって発展させようとするとなると、やはりそこを用途地域に指定して、そしてそこに税をかけるべきだと。そうしないと、納税者の納得が得られないのではないかと。都市計画区域の中の用途区域内だけで事業を優先的にやっていく中で、都市計画区域内であればできるんですけども、用途地域がやはり優先していくことになっていった時に、そういったビジョンがない、ただ区域内の宅地であるというだけで税を重ねるといって、逆に不公平感も出てくるのではないかというような議論もして、もっとも説明のしやすい制度が今の制度であろうかと、というような議論をしたところでございます。

○委員（植山利博君）

所管が違いますので、用途地域を今後どういう基本的な考え方で張るのか張らないのか。今、総務課では答弁ができないと思うんですよ。この将来的に今、くしくも部長が、現在では最も公平で中立で簡素な課税のエリアだと言われました。現在ではということ、幾らかまた矛盾を抱えているということですね、部長自らがある程度お認めになったんだろうと。ただ、改善する余地はあるということであれば、この審査を結ぶまでに建設部に来ていただいて、今後の用途の張り方をどのような展望を持っておられるのか。もしくは市街化区域というのは鹿児島市にしかなくて、県の事務だと伺っておりますので、市街化区域の概念が、例えば霧島市で用途を張る場合に、今の部長の答弁によると旧庁舎があるところが、本当に合理性があるのかと、合併してからは少し合理性に欠けるのではないかというような発言もありましたけれども、例えば総合支所の在り方の問題であるとか、地域の活性化の問題であるとかいうことを議論すれば、用途を張って、せめて近隣商業地域ぐらいにしなきゃいかんのだというような考え方があるのかないのか。ぜひ建設部を呼んで、審査をしていただくことを求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務部長（山口 剛君）

今、合理性があるかないかというのも、私のほうも若干疑問があるという意味で申し上げたのではなくて、その議論がないままですというのは厳しいです、というつもりで申し上げたつもりでございます。

○委員長（常盤信一君）

今、この議案に関して、建設部の意見も踏まえて判断をしたほうがいいのではないかというような意見だと思いますが、この件について何か他に意見がございますか。

○委員（仮屋国治君）

とりあえず、その件は後ほど自由討議の時間のところで諮っていただいて、今こちらに対する質疑を継続していただきたいと思っております。

○委員長（常盤信一君）

それでは、そういうことですので継続して質疑を行います。質疑、他にございませんか。

○委員（宮本明彦君）

まず、地図の件です。12番、工業専用地域、これはないということによろしいわけですね。

○税務課長（満留 寛君）

霧島市においては、工業専用地域の設定はしていないようでございます。

○委員（宮本明彦君）

もう1点。溝辺の麓地区、これは私が聞いている中では、土地区画整理事業が終わった段階でというふうにも、何か聞いたことあるんですけども、今回まだ溝辺は終わってないですね。今年度で終わりでしたっけ。終わっていない中で、25年度から一斉に課税の徴収を始めるという理解でよろしいのでしょうか。

○税務課長（満留 寛君）

その溝辺のお話につきましては存じ上げておりませんが、冒頭申し上げましたように、合併協議によりまして、都市計画税の課税区域及び税率については、新たな地域と税率については新市において調整するものとするという形での合併協議がなされ、それに基づいて集中改革プランを設定されて、これまで進んできたところでございます。

○委員（宮本明彦君）

私も仮屋委員、植山委員、そこと似たような感じで、やはり用途地域で今回設定をされるっていうのであれば、確かに市街化区域とか用途地域の指定を、やっぱり今の課税されている区域とかに先に、設定するのができたのかどうかわかりませんが、やはりそういう方向が良かったのかなとは思っているんですが、そういう議論は当然あったという理解でよろしいのでしょうか。

○税務課長（満留 寛君）

現在、それぞれ建設部のほうで、都市計画区域の拡大についての議論はなされてきたところでございますが、こういった形での用途地域の見直しというところの議論はなかったところでございます。

○総務部長（山口 剛君）

本来、この都市計画区域とこの都市計画税の問題は一緒にする予定でありましたけれども、都市計画区域の拡大のほうが遅れていたという中で、今、案の中に都市計画区域の拡大はあったんですけど用途地域の新たな設定というのがなかったものですから、税制そのものには何ら影響は及ばないと、遅れていったからといって、そこが時間差があったとしても何ら影響が及ばないということで、当初の計画どおり、都市計画課についてはこのような統一を図ったところでございます。

○委員（植山利博君）

新たに課税をされる所、溝辺には説明会をなされたという理解で、してない。まだしてない。議会の経緯を踏まえてということなんでしょうけど、よく言われるのは、決まってから言ってもらったって、もう議会で決まったことなんだろうと。なぜその前に、こういう状況でこういうことを考えていますというのは、情報公開といいますかね、そういうことがないのかという御意見を耳にするわけです。執行部としては、議会で結論が出てからということなんだろうけれども、今度は市民としては、決まったものを今から何の説明だというような側面もあるんですが、それはそれとして私が言いたいのは、新たに影響を、課税をされる所は、されるつもりではいらっしゃるということですが、除外される所に、今まで課税をされていて除外される所に何らかの説明をされる考えがあるのかお尋ねします。

○総務部長（山口 剛君）

住民の説明に際しては私どもも、どういう格好をしたらいいのかともものすごく悩んだところでございました。今回、溝辺につきましても、基本的には都市計画区域の拡大という説明ですので、その中に来年の4月施行ですので、半年前に議会にお出しして議会の御同意を得たいということだったんですけども、その前にしていいのかどうかというのもいろいろ議論したところです。特に、まだ掛けるほうはいいんですけども、安くなるほうは議会前にそういったことは避けるべきであるということで、もし仮に可決になったら最大限の努力をして、中身のお話をずっとさせてもらいたいと思っております。溝辺についても基本的にはその拡大の説明会だったので、税務課が行ったほうがいいのか、どうなのかということまで議論しました。仮に出た時に、都市計画化の職員ではそれに対してお答えができないと。今、持っている、こういう案を持っているということなどを仮に聞かれたときに、というようなスタンスで最初の頃は行っております。今

は議会にお出ししましたので、議会にお出ししている案はこういったことですよということで、土曜日に対象の所に行ってお話をさせていただいたりしたんですけれども、ここが非常に私どももどういう手順がいいのかというのを非常に悩むところで、特に住民の方々の利害関係の部分で、議会の御同意ない中で、こう、どこまでどうやってどう説明したらいいのかというのが、非常に悩んだところです。そういったことから、先ほど最初に久保委員のほうからお話があった部分も、あくまでも都市計画区域の拡大のところ、仮に税のことが出たら、今の段階ではこういう考えを持っているというスタンスでいきたいと思いますということにして、私も行ったほうがいいですかと言ったら、部長まで来たらこれは都市計画区域の説明会じゃなくて、税の説明会になってしまうといけないということで、止められたりもしたんですけれども、そういったことで、少しそういった時期を考えながらやっていって、現在に至っているようなところでございます。

○委員（植山利博君）

もう一回確認させてください。この提案をされてからは、行かれて、税の説明もされたという理解でいいんですか。今、土曜日とおっしゃったんですよ。だから、この議会に提案をされた後は出向いて、都市計画税の課税についての説明もされたという理解でいいですよ。というのは、溝辺の方々も都市計画区域の設定が、そのまま全部課税対象になるんだというような誤解もあったようですので、そこら辺のところもきちっと理解をしていただくということが必要だし、それともう一点の確認は、課税から外れるところについても、決まれば何らかの説明、誠意のある説明をするという理解でよろしいですよ。

○税務課長（満留 寛君）

最初に、都市計画区域が拡大されて区域が設定されていくところについても、課税されていくんじゃないのかというのが、説明会におきましてもそういった質問も出ておりました。それにつきましては、現在、提案予定、まだ提案前でしたのでその説明会については、提案予定のものにつきましては用途地域ということでありまして、今回、区域拡大されるところについては、課税対象には予定いたしておりませんという説明をしたところでございます。それと、提案されてからの、先ほどの土曜日の件でございますが、これは溝辺の石峯地区、溝辺の図面の北部のほうに一つ離れた所でございますが、こちらの地区の自治公民館のほうから、今回、都市計画税条例の改正がなされて、石峯地区のほうにも新たな課税対象となっていくということを聞いたが、ということで、この総務委員会前にその辺の説明をしてもらって意見交換をしたいということで、私と都市計画課長が土曜日に石峯地区の自治公民館のほうにお伺いして、今回の提案内容、ほぼこの説明資料に近いものでございますが、説明をさせていただいたところでございます。それから今回、用途地域とすることで、課税対象から外れる部分の説明につきましても必要なのかなというふうには考えております。

○総務部長（山口 剛君）

少し補足して説明させていただきますと、約1年以上前からこの都市計画税についてはずっと議論をしまっていました。その議論の中では、税務課と都市計画課と、当時の都市整備課ですけれども、一緒になっていろいろと議論をしまっていました。今年の3月以前に、都市計画区域の拡大の部分で、少し説明会だったのか、説明があった時に、税はどうなるんだという話をされた時に、当市の都市整備課のほうにそれについてまだ何も意思決定してなかったもので、何も言わなかったという経緯があります。そのときに、おそらく住民の方々は、新たに都市計画区域が広がる部分についても課税されるんじゃないかと。国分・隼人方式でいけば、当然課税されることとなりますので、課税されるんじゃないかというご不安を持たれたと思います。その時点で、私どもとしては、この用途地域の方向で段々とまとまりつつあったんですけれども、やはりこう、はっきり言えないという部分があったので、議会に出す前なんですけれども、市としての意思決定というのをまずしたいということで、3月の末か4月の初めの頃だと思いますけど、市としての考え方を、これでいこうという考えを意思決定したのが、3月から4月にかけてのことです。というのが、5月に再度、都市計画区域の拡大の説明会をしないといけないと。そのときに、税について、それは分からないというのでは説明ができないということで、その方向でいっていたんですけれども、市としての意思決定はそこでやったところでございます。ただ、これは市として

の意思決定であって、最終的なものでも何でもないので、そのような状況いったところが、その不安の解消にならなかったのかもしれないと反省はしております。仮に、可決をいただければ、最大限の努力をしていろんな説明をしなければならないと思っております。

○委員（脇元 敬君）

土曜日に石峯地区に行かれて説明をされたということなんですが、住民の方々からはどういう反応があって、どういう御意見があったのか教えてください。

○税務課長（満留 寛君）

石峯地区の自治公民館の、それぞれ自治会の役員の方々を中心だったのかなと思いますが、この用途地域の設定が昭和 63 年ぐらいに設定されているようなんですが、それについても、用途地域の指定がされているということも知らなかった、ということをお聞きいたしております。それで、用途地域を外していただけるような形での嘆願書なり、陳情書を提出したいというようなことでの御意見でございました。

○委員（脇元 敬君）

ちょっと確認をさしてください。隼人駅そして国分駅、この用途地域名でいうと違うのですかね、ちょっと用途の地域名が。そこをちょっと教えてください。

○税務課長（満留 寛君）

隼人駅につきましては、近隣商業地域という形になっているようでございます。それと国分駅周辺につきましては、同じく近隣商業地域の部分もございしますが、先ほど説明いたしました建築物形態規制地域というのが、また周辺を取り囲んでいるというような状況でございます。

○委員（脇元 敬君）

私がちょっと見たら、国分は商業地域なのかなと、ちょっと用途が違うのかなと。国分と隼人の当時の違いがあるでしょうから、当然ちょっと若干の違いはあるのかなと思います。それ含めて、このまた溝辺地域はまた用途の決定も違うんだろうと思うんですけども、先ほどもありました鉄軌道用地とかですね、そういうところも含まれてくるんですけども、この鹿児島空港が含まれていないのはどういったことなんですか。

○税務課長（満留 寛君）

申しわけございません。先ほどの国分駅につきましては、議員から御指摘のとおり商業地域でございます。それと国分駅周辺は、建築物形態規制地域が周辺にあるということでございます。それともう一点、空港の周辺が用途地域設定されていないのはということでございましたが、その理由につきましては、ちょっと把握いたしておりません。

○副委員長（塩井川幸生君）

石峯のことではございますが、用途指定をされてこれだけ経っているわけですが、この税収は 1 億 3000 万ぐらい減るわけですよ。溝辺を 2,200 万ですから、1 億円 1,297 万、1 億 4,000 万ぐらいですか、こんだけ減るんですが、減るところが今、下井、敷根、小浜、小野、松永、この分がこんだけあったということですか。

○税務課長（満留 寛君）

減る部分につきまして、先ほど御説明いたしました下井、敷根、小浜、小野、松永、そういったところの部分が減るというのも当然、この中には入っております。それと、その 3 ページのほうをごらんいただきますと、面積が出ておりますが、この都市計画税課税面積の 17 年 1 月と、25 年 1 月見込みを比べていただきますと、2,043.1ha から 1,613.5ha に課税対象面積が減っておりますので、これに伴っても減る。また、その土地の上にある家屋についても課税対象外となりますので、減るものと考えております。

○副委員長（塩井川幸生君）

この下井、敷根、小浜、小野、松永の大部分ですよ、面積は。小浜は、とにかく私も何十年と見ていますけれども、一つも変わらない、良くもならない状況であるんですけども、小野地区とか松永とか下井、敷根というところは、石峯などと比べると、小野などはすごく住宅がどんどん建ったりしている場所がたくさん残っているんですが、用途指定を、部長ができないような話をされましたよね。するような考えはないと。そうなった時、また今の状態でしないと不公平

が。こう言った話を持っていたら不公平がもろに出てですね、石峯の方々がもろに怒ってくるのは当たり前ですよ。1億4,000万も削っておいて、ここの1200万ですか、溝辺を増やしたと。あと、今度どんどん住宅が建っていくような所は0だと、そういった部分もその不公平感だけでも、反対がだいぶ出てくると思うんですよ。用途地域の指定は、その都度その都度またされるにしても、住んでいる方なんかがいいよとは、また一騒動あると思うんですが、そこらはどう考えていますか。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

[休憩 13:58]

[再開 13:59]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（山口 剛君）

おっしゃるとおり、個々の問題がいろいろあるかと思えます。その個々の問題をこの都市計画税の中に入れ込んでいくと、税として説明ができるような制度ではなくなって行って、ここはやがてこうだからこう、ここはこうだからこうというようなので都市計画税を入れていったら、税制としたら難しくなるので、霧島市として用途地域に税をかけますと。ここがこうだったら用途地域に入れるべきではないかという議論でしていくのが、最もいい話ではないかなという気はいたしますけれども。

○副委員長（塩井川幸生君）

私もそう思うんです。だから、今さっきも委員の方が言われていましたけれども、同じスタート台にみんな揃えてからやられたら、市民もみんな納得すると思うんだけど、ここをやるがと、ここは0にして、他のところのあちこちあるのを、同じスタートラインに並べばとやられたら、みんな納得しやすいと思ったものだから。何かみんな反発が出そうな議題をばと持ってこられるものですから、なかなか納得はいかないよねと思うんです。私の要望は、他の議員さんも言われましたけれども、すべてこの計画税を霧島市はこういう格好でいきますよと。スタートもどこの市町村もこういう格好でいきますから、用途指定をされたらこうなりますよと、みんな周知の上でスタートしてくれたら、何もかも上手くいくのじゃないかと思ったものですから、そこらをもうちょっと待てないかとか、そういう再考する事はないかと、部長のほうに聞かれましたも同じ答弁だと思うんですけれども、そこが今回足りなかったのじゃないかと。不平不満が出るのは当たり前の案件じゃないかなと思いましたので、そこを再考するところがあつたら再考していただいて、まずは市民あつての提案でございますので、市民から小言が出ない、みんな納得するように説明をしていただきたいと思います。

○総務部長（山口 剛君）

今回の都市計画税の税条例の変更につきましては、今回の都市計画区域は都市計画区域の拡大だけに限るというのを前提にお出しした部分でございます。そこをご理解いただければと思います。

○委員（植山利博君）

今、部長が言われるのはわからないでもないんだけど、今の塩井川委員の話も聞いていても、例えば、もうちょっと合理性を持たせるためには用途地域を見直しをしなきゃいけないという話になっちゃうと思うんです。そうすれば、今、出たように、例えば私が思うには、霧島の庁舎周辺であるとか牧園の一部であるとか、そういうところに新たに用途を張らなきゃいけないという、他の地域とのバランスを考えたときには張らなきゃいけないという方向性が見えてくると。そうすれば、今度除外した、例えばその小野とか、それから日当山の松永とかの一部を除外したのに、また用途地域の見直しを全体として、同じような公平性を持って用途地域の見直しをすると、今回、除外したところにまた用途地域を張らなきゃならないというようなケースも出てくるんじゃないかと思うんです。そうすれば、今まで何十年も都市計画税をかけとって、今度の見直しで除外しますよと、今までの見直しをしましたよと。でまた何年か先に都市計画課を

また課税しますよというようなことが起きる可能性があるのではないかなど、いう気がしてならないんですけどもいかがですか。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

[休憩 14:03]

[再開 14:08]

○委員長（常盤信一君）

休憩全に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

例えば、国分の場合も、今まで都市計画区域の中であっても農地ということで課税はされていなかったわけですね。これを用途地域ということで、農地であっても課税をするということになるわけですけども、農地に対して都市計画税を課税するという論理的な背景をいうのをお示しいただきたいと思います。

○総務部長（山口 剛君）

議論の中では、用途地域という地域限定にしましたので、その中で、地目ですべきでない。簡素な税制を目指したいということから一つあります。それと、用途地域内にあるということは農用地ではないということ、いつでも転用が可能というような場所がございますので、これまでも介在農地などもかけておりましたので、介在農地に準ずるような形で農地は考えていけると思っております。それから、隼人のほうも農用地以外の農地に今でもかけておりましたので、その辺りの整合性も考えていくと、用途地域内の農地というのはかけてもいいという、私どもの結論に至ったところでございます。

○委員（植山利博君）

私も全く同じ考え方を有するものですけども、この地域内の、用途地域内での農地の固定資産税はどうなっていますか。

○税務課長（満留 寛君）

都市計画税については、固定資産税の課税標準について課税対象、課税標準について、ただ税率が0.2%、固定資産税の場合は1.4%という形になっておりまして、固定資産税につきましても、同様に農地については課税されているところでございます。

○委員（植山利博君）

もちろん、固定資産税は、用途地域の農地については農地という形で固定資産税がかかっていますかどうかということを知りたいんですけども、国分の場合もですよ。用途地域の農地には、もちろん固定資産税がかかるわけですけども、例えば雑種地と農地では税率が違いますね。だから、用途地域の中の農地にはどういう税率で課税されていますかということを確認したかったんですけども。

○税務課長（満留 寛君）

登記が例えば農地であって、現況がもう農地でなくなっている部分とか、そういったいろいろなケースがあるかと思いますが、固定資産税につきましても都市計画税につきましても、1月1日基準日の現況によりまして、その現況の地目で判断いたしております、登記の地目が何であろうが、その現況地目によって判断しているところでございます。

○委員（植山利博君）

私は何を言いたいかというと、今回、国分の用途地域の中の農地が、都市計画税を新たに課税するようになるわけですね。その考え方は、今部長がおっしゃったとおりだと思うんですよ。だから、現況課税をもちろんされているわけですけども、地目によって農地は農地としての税率で課税されているんでしょうけれども、この用途地域を張るということは、政策的に土地利用を誘導しようという政策なわけですね。ですから、自治体によっては農地に対して雑種地並みの課税をしたりとか、宅地並み課税をしたりとかいうようなことが政策的に行われているところもあるわけです。ですから、私が何を言いたいかというと、今回の用途地域における都市計画税をかけるということを契機に、そういうことまで踏み込んで検討する必要があるんじゃないですか

ということをお願いですけれどもいかがですか。

○税務課長（満留 寛君）

現在は、現況が農地であれば、当然に農地への評価額に基づいて課税いたしているところがございます。ただ、介在農地、宅地介在農地と申しますけれども、農業委員会の3条、4条の申請があって、転用許可がおりたところにつきましては、農地の課税はせずに、現況での課税をいたしているところがございます。

○委員（植山利博君）

すいません。この議論はちょっと横道にそれているというような、承知をした上で、今回都市計画税の課税の在り方を霧島市として全体的に整理をしようということで、用途地域を着目して、そこに課税をしようとしているわけですから、用途地域の指定をするということは、その自治体が土地利用を誘導的に政策的に進めようという観点から用途地域を張るわけですから、例えば、近隣商業地域の中に現況として農地があったり、商業地域の中にも農地があったりするわけですよ、実態としては。だから、そこら辺の課税の在り方ということもですね、今後はやはりこの作業の方向性の中で、やっぱり考慮しながら対応していくべきだと私は思っているの、このことを契機に、そういうことの課税の在り方についても、ぜひ、検討していただきたいということは、少し議論は離れましたけれども、つけ加えておきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○固定資産税 G 長（江口元幸君）

先ほどの久保委員のご質疑の中にございました、J R九州の軽減の件ですが、調べました結果、九州旅客鉄道株式会社が所有をされております土地家屋につきましては、平成 28 年度まで J R 特例が適用されておまして、10 分の 3 の額で課税がなされております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、これで議案第 52 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 14 : 16〕

〔再開 14 : 19〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 52 号についての自由討議に入ります。委員の皆様方のご意見があればここで発言をお願いいたします。

○委員（植山利博君）

まずですね、先ほど議論の中で言ったように、この用途地域を将来的にどうするかという問題もですね、かなり大きな要因となると思います。ですから、今の段階で、この石峯地域と同じような地域が課税対象にならない。また、用途地域がないということで、今まで課税してあった地域が課税から除外される。それで、今後見直しをしてですね、用途地域を今までないところにこう張っていくと、同じような統一した感覚で、一定の合理性のもとに張っていくと、今度除外したところもまた用途地域を張れば、また課税をしなきゃならないというような状況が出てきますので、ぜひ建設部を呼んで、今後の霧島市全体の用途指定がどういう方針なのかということをお願いした上で、この議案に対する処理をしたほうがいいと思いますので、ぜひ呼んで審査をしていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、また委員会を開かなくちゃいけないということになるろうかと思うんですが、今日この後、建設委員会がもし早く終わるとすれば、その後ちょっと来ていただくというような対

応は、できないのでしょうか。

○委員長（常盤信一君）

暫時休憩します。

[休憩 14:20]

[再開 14:22]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第52号の都市計画税条例の一部改正が提案をされているわけですが、税に関わらず、その対象の地域の用途について、皆さん方のほうから意見が出されています。したがって、今出された、用途地域をどうするのかという問題も含めて建設部を呼んで、質疑をしたほうが判断できるのではないかと思います。そのように取り扱いをしたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○委員（仮屋国治君）

できましたら、総務部も同席させて合同審査にしてください。

○委員長（常盤信一君）

今、総務も一緒にとということでしたが、それでよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

そのことが可能かどうかについて、少し検討をしたいと思えますので、しばらく休憩をしたいと思えます。

[休憩 14:23]

[再開 14:40]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、自由討議の時間でございますけど、先ほど意見が出されて、総務部・建設部が両方テーブルについてということでしたけれども、建設部のほうが今日の常任委員会等で時間が足りそうだとということで少し困難なようですが、委員会につきましては予備日も20日の日に設定をしておりますので、予備日を活用したいと思えますがいかがでしょうか。よろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

はい。それでは予備日を活用したいということで、時間等についてはまたに後ほど、議論をしていただきたいと思えます。他にこの件について発言ございますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第52号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 14:42]

[再開 14:45]

△ 議案第54号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第54号、霧島市火災予防条例の一部改正について審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○局長（田中義春君）

消防局では、平成24年6月28日に、職員が同僚に火傷を負わせるという事件が発生し、7月10日には加害者であります副士長が、傷害容疑で逮捕され、同7月21日には略式命令により、罰金30万円の処分がなされました。それに伴い、8月2日には、加害者である副市長の処分を行い、その他の関係職員につきましても、24名の厳正な処分を行ったところでございます。現在、

事件発生を真摯に受けとめて反省し、原因究明を行うとともに、職員一丸となって、今後は意識改革に向けて努力をしていくところでございます。議案につきましての概要説明はこの後、総務課長が行いますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

議案第 54 号、霧島市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。第 11 条の 2、急速充電設備についてご説明いたします。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、これは平成 24 年総務省令の第 17 号でございますが、これの公布により、電気自動車用の急速充電設備を、対象火気設備等として新たに追加し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに規定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。具体的には、電気自動車の充電に利用される急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準について規定しようとするものであります。電気自動車の充電設備は、100 ボルトまたは 200 ボルトの普通充電設備と、急速充電設備がありますが、霧島市内においては、平成 24 年 9 月現在で 2 台の急速充電設備が設置されており、鹿児島日産自動車国分店と日産レンタカー鹿児島空港前店です。トヨタ自動車、三菱自動車の販売店につきましては、主要な店舗に、200 ボルトの普通充電設備が設置されておりますが、急速充電設備の設置はありません。次に、附則第 4 条の 2 から第 4 条の 5 についてご説明いたします。危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令、これは平成 24 年政令第 405 号でございますが、これが公布され、炭酸ナトリウム酸化水素付加物が、危険物第 1 類に追加されることにより、新たに指定数量の 5 分の 1 以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取り扱いに係る基準並びに位置、構造及び設備の基準について経過措置を規定しようとするものです。炭酸ナトリウム酸化水素付加物とは、主に漂白剤や除菌剤等として、クリーニング業や製造業等で広く使用され、卸売業者やホームセンター等で販売貯蔵される可能性があります。国内製造工場では、非危険物になるよう調整して出荷しているとのことです。国内洗剤メーカーの商品はすべて非危険物とのことです。輸入品については把握が困難となります。現在、霧島市内においては、当該危険物を取り扱っている施設はございません。また、施行日は公布の日からとします。ただし、附則第 4 条の 2 から第 4 条の 5 までの規定は、平成 24 年 7 月 1 日から遡及して適用することとなります。以上で火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

まずはじめに、総務省令で今回、これはの電気自動車の件だと思うんですね、ここに今、冒頭のほうですね。もちろん、総務省でそのような発令ということでありまして、消防法のほうにちょっとそれがもう入ってくると思うんですけど、この 2 点目これをもうちょっと内容的なもの、現在どのような漂白剤や除菌剤として、クリーニング業やそういうところは取り扱いと、あるいは清掃業ですね。内容等がもうちょっと詳しくわかればですね、ちょっと。今は、無秩序に幾らでもその、買い求めて貯蔵していいのかどうか、そこら辺が全然内容が分かりませんので、分かっただけ内容をお示してください。

○消防局次長（蔵元 悟君）

我々もですね、ちょっと分かりにくいもんですから、いろいろ話を聞いたところ、まだこういう品物は、日本に入ってきているんだけど、危険物に該当しない範囲で流通させているということを知っています。だから今度は、実際そのまま入ってきて、そのまま使えば危険物ですね。いわゆるガソリンとか、そうゆうふうなものと一緒に形になるわけです。それで、規定数量以上にたくさん貯蔵することになると許可を、我々の消防のほうで許可をもらうようになっていますので、もし入ってくれば少量危険物、条例で規制する危険物になると届け出が必要になります。ですから、把握できないことはない。ただ非常に危険な代物ではあるということになります。

○委員（久保史郎君）

としますと、消防署のほうでは、例えばクリーニング業やホームセンター等、そういうところでのような商品をこれに関連するようなのを取り扱っていて、貯蔵量がどの程度あるのかということは今後、掌握されるんですか。それともそういうことは掌握はしないと。あるいは通達のほうで、国のほうからその業者等に対しては、そういう使い方等の、あるいは消防法にひっかかるから、例えば許可をとりなさいよというような通達でいくのか、そこら辺の説明をちょっと。

○消防局次長（蔵元 悟君）

今質問があったように、例えばですね、刈り払い機の混合油がホームセンターでも売られています。あれについては、やっぱりガソリンに非常に近いもんですから、危険物になりまして、ある一定以上になりますと、消防のほうで許可が必要になると。そして、それ一定未満、少なくなりますと、今そういうセンター等で売っているのは許可に該当しない、少ない量なんですね。ですから、今度は届け出施設になると。いわゆる条例規制になってくるということで、我々の立ち入り検査などでそういうものがあれば、うちのほうに届け出をしなさいよと。これ以上ここになるとを許可施設だから、できませんよと。こういうところでは売れませんよと。何回も言うようですけども、少量であれば届け出をするだけでOKですよと。当たり前前の容器に入っておればということになります。それと同じような規制になってきます。

○委員（久保史郎君）

ということは、答弁のありましたとおり、構造及び設備の基準については経過措置を規定しようとするということですので、これは当然、電気自動車なんかのそういう設備に関してだと思えますよ。それからその後の部分の炭酸ナトリウムとかそういうことに関しては、霧島市内においては当該危険物を取り扱っている施設はありませんということですから、明確にそういう、国のほうから取り扱うところには連絡がいくと思うんですけども、そうなった場合に、今、霧島市内にはそういうのを取り扱っているところはないけれども、取り扱うようになった時点で、その業者のほうから届け出があるという捉え方でよろしいんですか。

○消防局次長（蔵元 悟君）

そうですね。取り扱う事態になりますと、国のほうからも通知が行っていると思いますので、当然ながら届け出が来るし、指定数量以上になると評価をもらうように、消防のほうに来ると思っております。

○委員（脇元 敬君）

今回の条例改正の件の急速充電設備のお話なんですけれども、先ほど霧島市内には2台あるということで、今現在、このある物は、今回条例改正されるこの基準に合致しているものなのか教えてください。

○消防局次長（蔵元 悟君）

この件につきましては、今ある品物については、施行以前のものについては合致していなくてもいいよということですので、あまり基準自体は厳しくなくてですね、条例で規制するのは標識をつけなさいよ程度ですから、従前のものについては関係ないよというようなことになっております。

○委員（脇元 敬君）

はい。わかりました。それでは、急速充電設備と普通充電設備があるということで、市内には何箇所かあるんだというお話でしたけれども、普通充電設備についてもこういった形で火災予防の中に含まれて、何か規定があるものなんですか。

○消防局次長（蔵元 悟君）

充電設備について少し説明しておきますけれども、今いわゆる条例規制で言う急速充電設備と普通充電設備に分かれます。普通充電設備というのは、一般家庭にも付けられるもので、コンセントをちょっと介して充電するものなんですけれども、今、日産に付いているのは、この急速充電設備、そしてトヨタさんなんかにも付いてるんですけど、この普通充電設備も200ボルトと100ボルトに分かれておまして、早いやつと遅いやつがあると。今トヨタさんなんかに付いているのが200ボルトの普通の充電設備です。ですから、条例には合致しないと。条例に合致しないと、一般家庭にも付けられるもんですから、全然条例には該当しませんので、極端な話、勝手に付け

られたら消防法の規制というのは何もないということになります。

○委員（宮本明彦君）

炭酸ナトリウム酸化水素付加物。これが第1類に入る。特にこの規程の中には、この炭酸ナトリウム酸化水素付加物というのは出てこない。これは1類に入るから出てこないという理解でよろしいですか。すべて1類に入るから1類と同等の扱いをしてくださいと。ただそれだけのことですか。

○消防局次長（蔵元 悟君）

そのとおりでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第54号についての質疑を終わります。

△ 議案第59号 財産の取得について 及び 議案第60号 財産の取得について 一括

○委員長（常盤信一君）

引き続き議案第59号、財産の取得について、及び議案第60号、財産の取得についてを一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

それではまず、議案第59号から御説明申し上げます。財産の種類及び数量は、先端屈折式35メートル級はしご付消防自動車1台。取得の方法は、随意契約でございます。その金額は1億8,999万9,600円。取得の相手方は、鹿児島県鹿児島松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役西之園重雄。提案につきましては、霧島市消防局北消防署に配備しているはしご付消防自動車、昭和63年式でございますが、この一台を更新するため財産を取得しようとするものです。状況につきましては、3社の業者に案内しまして、3社による指名競争入札を平成24年7月12日に総務部財務課で執行しましたが、不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札業者と協議を実施し、随意契約となった状況でございます。引き続きまして議案第60号、財産の取得についてご説明申し上げます。財産の種類及び数量は、水槽付消防ポンプ自動車1台。消防ポンプ自動車1台。いずれも取得の方法は指名競争入札でございます。取得金額は6,919万5,000円。取得の相手方は、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役西之園重雄。提案理由につきましては、霧島市消防局北消防署霧島分遣所水槽付消防ポンプ自動車、平成8年式。及び中央消防署の消防ポンプ自動車、これは平成11年式。計2台を更新するため、財産を取得しようとするものです。平成24年8月9日、総務部財務課で入札を執行しました。状況については、6社の業者に案内しまして、6社による指名競争入札等となった状況でございます。以上で、消防局分の財産取得に関する説明を終わらせていただきますよろしく御審議ください。

○委員長（常盤信一君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませつか。

○委員（下深迫孝二君）委員

議案第60号のほうですが、自動車が2台となってるんですが、それぞれの金額は分かりませつか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

水槽付消防ポンプ自動車につきましては、3,706万5,000円でございます。もう一つの消防ポンプ自動車につきましては、3,253万円でございます。

○委員（下深迫孝二君）

今回、更新をされるということで、前の総務委員会、私は前も総務委員会でしたので、例えば

下取りだとか、そういうのはどのようにされてるのかという質疑があったという記憶はあるんですけども、これは、下取り等はどのようになっているのでしょうか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

車両の引き取りにつきましては、受注者が車両を引き取り、そしてその装備品、そしてまたその積載品を処分することといたしております。

○委員（下深迫孝二君）

これは、それでは処分費用をひっくるめて、この金額はその下請も入ってるというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

実質的に下取り価格というものは出てきまいませんけれども、車両の仕様書の中で、そのよなもろもろ]少しは含まれているのかなとは考えております。

○委員（下深迫孝二君）

議案第 59 号のほうですが、これははしご車でしたかね、はしご車のほう。これは、やっぱり下取りの車というのは、全くひっくるめた形で、今この金額だというふうに理解をしてよろしいですかね。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

議案第 60 号で説明いたしました財産取得と同じような形でございます。

○委員（脇元 敬君）

資料を示していただいて、既存車両と更新予定車両ということで、写真を付けていただいておりますけども、若干、仕様が違うようですけれども、どういうふうなプラス要素があるのかというところを教えてください。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

それでは 59 号の北消防署における先端屈折式 35 メートル級はしご付消防自動車についての比較説明をさせていただきます。皆様方のお手元のほうに、最初のページかと思っておりますけれども、北消防署、上が更新予定車両、下が既存の車両でございます。この大きな違いというのは、まず高さの問題でございますけれども、高さが起立角 75 度まで角度が上がるわけですが、その状態の中で、既存の車両は 31.1 メートルでございました。今回更新予定の車両につきましては、同じく角度は 75 度でございますが、約 35 メートルの高さまで、伸ばすことができるということでございます。旧車両につきましては、新規購入後、今年の 24 年度で 23 年経過いたしております。非常に磨耗など損傷が激しいということで、今回更新をさせていただく予定でございます。それと起立角度ですけれども、高さ、いわゆる角度が立つだけではなくて、マイナス角度なんです。例えば、河川敷等がございますけど、マイナスのほうへも、既存の車両も、マイナス 10 度から。高さについては先ほど申しました 75 度までなんですけど、今回更新予定の車両につきましては、マイナス各度は 17 度まであります。それに屈折いたしておりますので、図を見ていただければ分かりますが、更に曲がっております。この屈折部が 2.5 メートルあるということと、この角度が約 80 度でございますので、本当に橋の上から、いわゆる河川、そういったところへの救出が、容易にできる要素があるということでございます。従来のもは直進式でマイナス確保はありますけれども。堤防から河川への救助は可能ではございましたけれども、非常に厳しいところもございました。それと直線式では回避できない、例えば電線、屋上のフェンス、障害物がある所も、新しい車両者につきましては、屈折がありますので、そういったことも容易に回避できて、迅速な救助活動ができるものではないかと思っております。あとは、上の更新予定車両ですけども、この運転席ですけど、キャビンと言いますが、ここが特徴としましては鉄じゃないんですね、FRP 製なんです。しかし、強度はものすごいものを持ってると。というのが大きな特徴ではないかと思っております。非常に居住性もあると聞いております。それと経過年数でございますけれども、23 年 11 か月でございます。60 号のほうは、これは二つ分けてございますので。まず水槽付きのほうからまいりたいと思っております。60 号の水槽付きでございますが、これにつきましては、既存のほうがこれ上に図示しています。上段が既存のものでございます。1,500 リッターの水を積載しておりますが、今後、今度更新する予定の車両も同じく 1,500 リッターで

ございます。それと、経過年数につきましては16年経過いたしております。あと大きな違いといえますと、基本的には水を積んでいる車両でございますけれども、上の写真の後部、左側後部のほうサーチライトが付いていると思うんですが。ちょっと見にくいかもしれませんが、しかし、下の車両についてはそのようなものはございませんけれども、ちょうど中心部、真ん中のほうに箱があります。ここに投光機、いわゆる名称で言いますとナイトスキャンと呼んでいますけれども、車両に登載された投光機でありまして、リモコンで伸長・点灯し、そして15秒くらいで伸ばせると。そして明るさにつきましても、従来のもより3倍から4倍に明るいということ。旧車のサーチライトですと、ピンポイントというかまっすぐ照らすことは可能ですけれども、新しいものは広範囲に、明るく照射できるというのが大きな違いかと思えます。次は消防ポンプ自動車、これは中央消防署分になるわけなんですけど、これは見ていただいたとおり、鼻のない車なんです。これはCD-1と呼んでおりますが、Cはキャブオーバーのことでございます。いわゆる鼻のない車、前のない車とご理解をいただきたいと思えます。運転席の前が切れているということです。それと、Dきいというのは、ダブルシートのことです。この車両で違うところは、ちょっと写真では見づらいと思えますが、下のほう、天井のほう、下のほうが高いと思えます。これがハイルーフ式といって、ハイルーフになっています。ですから、居住空間、屋内の空間が非常に広いということで、車内での活動ですね、選定し作戦を立てているとき、いろんな書類を積んでいるんですよ。そういうものの収納、それと呼吸器などを装着するとき、中での着装がしやすいということで、ハイルーフ式で室内を広くいたしております。それと、大きな特徴といたしましては、従来にも高圧噴霧、ポンプ装置が付いておりまして、皆さん方ご存知の農作業で使う動噴ですけども、こういったもので、従来は100メートルの高圧ホースを積載しておりました。次の車も今度は、100メートルなんですけど、容量が600リッター積載します。前の車は150リッターでした。今回のものは600リッター積載し、高圧ホース、これは50メートルもを2本積みまして、いわゆる100メートルですと、乱巻きになって、非常に取り扱いにくい点がございまして、50メートルを2本ということで、必要に応じて接続をするということ。それと、一見してお分かりだと思えますが、下の新しい更新車両につきましては、シャッター式にいたしております。ですから、中のものがむき出しでないですので、保護することも有効かと思っております。

○委員（脇元 敬君）

先ほどの下深迫委員の質問とちょっと重複しますけれども、下取りというお話ですが、先ほどそれも含まれているんじゃないかというお話でした。これが、もともとの既存の車がプラスとなって価格から控えているのか、それとも処分するために、その処分するお金まで載っているのか、どちらでしょうか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

処分する金額としては載っておりません。今議員、ご質問のとおり、非常に消防車につきましては、高付加価値があるかと思えます。しかしながら、悪用防止対策ということで、引き取り者がその名称並びに積載品、装備品、無線機、回転灯のすべてを外し、そしてまた塗色、色もですけれども、色も現状を復さない形にする。そして、これがいわゆる悪用防止なんです。国からの通知によりまして、昔はいろんな形で、原型の形に近い状態で車両が出回っておりました。しかし、国からの悪用防止、いわゆるテロリストの問題かと思えますけれども、そのような通知によりまして、永久抹消処分と、道路運送車両法の第15条に基づきます永久抹消処分をしていただきたいというような通知を受けているところでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかに御ございませんか。

○委員（久保史郎君）

何点かちょっと伺いをいたしますけれども、まず、この先端屈折式の入札が2回だめだったということで随意契約という形で議案が上がっていますが、その内容をちょっとお示してくださいませんか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

当然、予定価格に達しなかったということが、まず基本的でございまして、そのうち、2度の入札を行いました、これによりましては不落でございまして、その後、最低指名業者と打ち合わせをし、総務部財務課と連絡をし、許可を受け随意契約となったところでございます。

○委員（久保史郎君）

最低価格に達しなかったということでのいいのですか。結局、予定価格があつて、そこに届く金額がなかったということの内容をちょっと。金額もわかればお示しください。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

最初の予定価格につきましては、1億9,000万円でございますけれども。入札に際しましては、先ほど申しました3者によりましては、まず最初は3社とも1億9,000万円を超えておりました。それぞれの金額は議案に記載してございますので、お目通し願います。

○委員（久保史郎君）

消防車等の買い替えについては、原則何年とか、そういう年数が決まっておりましたよね。そこをお示し願いませんか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

ポンプ車、タンク車につきましては、13年を基準といたしております。はしご付き消防自動車につきましては、18年を基準といたしております。その基準というものは、他の非常備、例えば消防団の車両でございましては、当然消防団の車両の走行距離は余り延びません。年間で500から1,000、多くて1,000、大体500くらいだと思います。常備の場合は、大体すでに10万キロを超えることが当然多いのですけれども、ただ、活動階数、出動回数、いわゆる訓練回数、いろいろな状況の中で、ポンプ回転を高回転・高磨耗ということになりまして、非常に酷使するために、非常に消耗が激しいがために、このような常備と非常備の基準を分けて決めております。

○委員（久保史郎君）

18年を13年という、これはいつ決まってきましたか。

○消防局長（田中義春君）

新しく基準を決めたのが23年1月12日、この基準を決めております。

○委員（久保史郎君）

その前の基準は、何年度に作られた基準でしたか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

平成17年度の11月7日の市町村合併時までは従来の基準でございましたけれども、合併前の基準は調べておりません。

○委員（久保史郎君）

以前、ポンプ車の買い替えのときに、そのときに基準をされたんですよ。何十年もの間、古い基準をもとに、買い替えがずっと行われていたように、私は記憶しております。そのときからすると、道路事情やらポンプの製作の現在、この、製品やらというのは大変な違いがあるわけですよ。それでもやっぱりその基準をもとに、例えば何年の年数が来ましたから買い替えますよという形でずっと説明を受けたような気がするものですから、前回のとき聴けばよかったのですけれども、そのときに聞きそびれたものですから、今おうかがいをしているわけです。ですから、車関係もそうですけど、昔にすればほとんど痛まないというそこら辺を、今回のこの基準を決められたときに考えられて、特殊性はありますよ、確かに消防ポンプというのは、今、説明があったように、急激に過激なモーターなんかを駆使するというのは分かるのですが、通常の車の社会的観念から考えたときにはですね、大部、昔にすれば痛みかたも少なくなってきたのではないかなという思いで今お聞きしたんですよ。23年に基準を変えられたときに、そこら辺も加味されて、そういう買い替えなどの基準にされたのかということをお聞きしたいんです。

○消防局長（田中義春君）

ポンプ車・タンク車を現在、13年と申しましたけれども、この23年の1月12日に、見直しをしまして、3年延長をしております。はしご車についても、それまでは15年で更新予定ということでございましたけれども、今、久保委員が言われたようなことを考えまして、3年更新の時期を延長しているところが、23年1月に見直しをしたということです。

○委員（久保史郎君）

次に、この北消防署の屈折式のこのはしご車。前のやつはですね、30メートル級のはしご車は何回出動して、走行距離は、どの程度だったのかお示してください。特定の、結局災害とか火災とか救助とか、そういうのにこのはしご車が出動した回数です。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

現在、北消防署のこのはしご車について限定して申しますと、平成24年、本日現在でございますけれども、走行距離につきましては1万9,385キロということでございます。その活動につきましては、現在のたまかなところでございますけれども、3件の出動がございます。しかしながら、出動に関しましては3件かもしれませんけれども、いろいろな避難訓練や行事、それと展示等でもはしご車は、フル活用させていただいております。それと補足でございますけれども、18年が経過したものという基準をもってきたという補足でございますけれども、はしご車に関する部品が18年でなくなってしまうんですね。そういったものを含めまして、18年とご理解いただきたいと思っております。

○委員（久保史郎君）

消防車というのは、市民の生命・財産・安全を守るという考えから確かに必要なものでありますけれども、その上で結局、それだけの費用もかかるわけですよね。こうやって金額も、結構、高額なものでありますし、そして、結局、使っても使わなくても、ある一定期間になるとメンテナンスをしなければいけないという需要があるものですから、それをお聞きしたわけですが、3年ということで、従前に比べたらそういうことも考慮していらっしゃるということでございますので。しかし、先ほど脇元委員、下深迫委員も言われましたように、下取りがどうなっているのか分からないというのは若干、この点は問題もあると思っておりますよ。たとえ非鉄金属にしても、ただ通常でいうスクラップにしてもですね、やっぱり明確に金額は出していただいて、その中で、消防局のほうとしても答えられるような、そういうできれば体制をとっていただきたいと、要望をいたしておきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにませんか。

○委員（植山利博君）

まず1点ですね。その落札の背景なんですけれども、2回不落だったと。その予定額が、1億9000万円、これは消費税を含んでということなんでしょうけれども。予定価格の積算というのは、消防署のほうでされたのかお聞きします。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

いろいろと申しますか、インターネット等も通じ、他の本部等の状況も勘案し、予定価格そしてまた一般概略的に見積もりも頂いての話でございます。

○委員（植山利博君）

見積もりをいただいてという話もありましたし、ほかの自治体の導入状況とか調査をされて、予定価格を設定されたいということなわけですが、見積もりを、結果として3社で指名競争入札をされているわけですから、3社から見積もりをとったという理解でいいですか

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

他の業者へも見積もりをお願いしましたが、見積もりに出していただけない状況でございました。現況といたしましては、現在、はしご自動車メーカーは、実質2社でございます。それと、前ありましたはしご自動車の会社が、森田ポンプの傘下に入っております、そういった系列で見ますと、森田の独占企業ではないかと思っております。

○委員（植山利博君）

少し違和感を覚えるのは、見積もりをとって、しかも、森田ポンプがほとんど独占の状態などではというお話もありましたけれども、見積もりをとって入札をするのであればですね、この予定価格、消防局が準備をされた予定価格というのは、当然向こうも分かっているのではないかと。そこそこのところはですよ。だから、2回も不落になること自体がどうだったのかなという気がしないでもないわけですよ。結局は随意契約で、表現を変えると値切ったと。安くさせて、結果

としては落しどころを見つけたということになるかと思うんですけど、実態はそういうことだったという理解でいいんですか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

非常に難しいところではございますけれども、他の本部、本当に車両の購入状況、当然、今インターネット等が普及してわけですけども、そういったもの、当然、他の本部に付きましても、概算に付きまして車両の装備とか、そういうのは若干違ってまいります。平均的なものとして、いわゆる見積りを立てたところでございます。先ほども申しましたが、他の会社にも見積もり要求をいたしましたけれども、出してこない状況でございました。

○委員（植山利博君）

そのところは、できるだけ安く、合理性のある価格で買おうという努力を、消防署のほうでされたという理解をしたいと思います。それと、先ほどの説明の中で、走行距離と出動回数の答弁がありました。この3回というのは、18年間の中で、展示とかいろんなのはあるんでしょうけれども、実際に火災とか救助で出動したのが3回という理解でよろしいんですね。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

実際の活動につきましては、2件でございます。

○委員（植山利博君）

これは、地域の発展の状況（高層ビル）に伴って必要になったと。私も、最初のはしご車の導入の経緯も理解しております。特に牧園が。その当時は、国分市では対象となる建物は少なかったわけですけど、一部事務組合の中で、牧園にやはり、高層ホテルとかがあるということで、一部事務組合の中で負担をしながらはしご車を導入したという経緯があるわけですけども、今は国分市内も相当、高層のビルができて、なくてはならない装備だというふうに理解していますけれども、例えば、これを購入しなきゃならないわけですけども、この18年間で実質2回しか出動がなかったということを考慮すれば、今後ですね、例えば始良市とか、そういう所もはしご車が今、現在あるのかどうかよく知りませんが、広域的な連携の中で導入をしながら、お互いが利活用するというような方向性、あのどンドンますます消防機材の高度化、更に充実という課題が出てくると思いますけれども、そういう地域間の連携をとりながら導入して、例えば、一月の間に、15日は霧島市の消防本部に停めておく。始良市に停めておくというような利活用も、現実的に18年間に2回しか出動してないのであれば、可能なのかなという、素人考えに思うんですけれども、そのような検討なり、協議なりはされたことはないんですか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

はしご車導入につきましては、伊佐湧水消防につきましては、計画はあるということ。そして、始良市消防につきましては、平成24年から26年までに庁舎建設を行い、その後、はしご車の導入を考えているというところでございます。今、御質問の内容につきましては、当然、隣接する消防本部で、大規模な火災、はしご車等を必要とする救助、火災等が発生したならば、相互応援協定に基づきまして、そのような形で、当然対応・対処していただくのではないかと考えております。

○委員（植山利博君）

それはよくわかるんですよ。よくわかるんですけど、こういうのを導入する際に、お互いに利活用しようよと。だけど、財政負担もお互いに応分の負担をしようよというような協議は、なされたことはないのかなと思ったもんですから。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

そのような協議は、ないということはないんですが、例えば、広域化計画がございました。その中でも、やはり自前、自分のところの管轄は、基本自分たちで守るんだということで、その中でも、始良市さんにも伊佐湧水さんにも、はしご車の導入をお願いしたところでございます。しかしながら、そのような状況まで間に合わないときには、いろんな形、先ほど基本に基づきましての相互応援協定が活用できるのではないかとということで、お話ししたことはございます。

○委員（植山利博君）

18年間に実働2度しかなかったはしご車は、必要だと思います。これは、霧島市の実態におい

て、当然必要な資機材だと認識はしますけれども、やはり投資対効果を考えたときに、効率よく限られた財源を有効に使うという視点からすれば、やはり広域での、消防の広域化を進めなさいということではなくて、資機材によっては広域での利活用も視野に入れながら調整することが、財源の効率的な活用ということにつながるのではないかと思いますので、そういうような利活用をすべき資機材があるのかないのかも含めてですね、協議を、今後はしていただきたいなということをお求めおきます。

○消防局長（田中義春君）

今の植山委員の、例えばはしご車を霧島市に1台置いておいて、牧園で火災があった場合にはここから持っていけばいいんじゃないかというような形にもとれると思うんですけども、実際のはしご車は、30メートル40メートル伸ばして上で活動をするわけです。バス1台の重さが、10トンなんですけども、はしご車は20トンあるんです。ですから、平坦は割と走りやすいんですけども、少し坂道になれば人間が走ったほうが速いくらいのスピードになってきます。ですから、安全性を考えれば、重たく作ってあります。走行するための車両じゃございませんので、例えば、北消防署にはしご車を置いてますけれども、前林田、今のいわさきホテルで火災が発生した場合、それじゃ北署からいわさきホテルまで何分かかかるかというようなことを考えれば、非常にあそこにはしご車を置く自体も、消防職員としては不安な面もありました。ですから、考え方としては、昼間はもう丸尾に上がっていてもいいんじゃないかなと、走ることを考えれば。それぐらい、走ることにしてははしご車は、なかなか大変なところがあります。そういうのを始良から持ってきたりとか、あるいは始良に持っていたりとか、なかなか大変なところが実情としてはあるんじゃないかなというふうに思います。

○委員（久保史郎君）

確認しておきます。今回の35メートルのはしご車を取得されたことによって、霧島関係、山手のホテル・温泉がいっぱいありますよね。そこら辺の一番高い建物に対応できる35メートルのこのはしご車であるのかどうか。全部カバーできるのかですね。まだカバーできない、まだ大きな建物あるとか。そういうところが分かっていたら教えてください。下場のほうも併せて教えてください。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

現在、私どもの管内におきましては、委員おっしゃったとおり高さというのが非常に気になると思いますけども、構造建築物という概念からいきますと、4階以上というのが450棟ございます。その中で、高さだけではないんですけど、一番高い建物が14階建てというのが5棟ございます。牧園、いわゆる霧島関連で、2棟。国分のほうで3棟ございます。今、委員がおっしゃった高さ、階数丈イコール高さでもないんですね。高さは当然40メートル50メートルございます。そういったものに設置は35メートルまでだからそこまでしかいかないのではないかとありますけども、仮にこれが低い建物、20メートルしかない建物であっても、使えない状況、それは、土地の状況、進入口、敷地内ですね、進入路関係を含めてのこととございますので、すべてが35あるところには35持っていけばいいんだというような概念ではございません。

○委員（久保史郎君）

お聞きしているのは、一応この35メートルのはしご車を備えることによって、北消防署が、例えば火災から5分以内、10分以内の中で、大体対応できる消防車なのかということ。下場は下場のあのはしご車で、そこをお聞きしているわけです。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

丸尾の地域は、皆様よく御存じのとおりだと思いますけども、丸尾から上ですね、そちらのほうにホテル街が隣接いたしております。旧の車両ですと、まず、いわさきホテルまで行くのに20分から25分かかっておりました。しかし、今度の車両につきましては、実際走行したことはないですが、通常中央消防署のはしご車と比較してもお分かりのとおり、もう半分ぐらいでは、到着いたします。よって、今の北署管内、霧島も含めてですけれども、はしご車的には有効利用できるものと感じております。下場につきましても、14階というものが3棟ございますけども、但し中央地区にあるもんですから、道路狭隘のために、進入ができないという状況が発生してい

るところでございます。しかし、今後はいろんな形の中で、建物の新設の状況の中で、申請が出た段階では、隅切りとか、いろんな進入路とか、そういうものを確保していただくようお願いすることにはなろうかと思っております。

○委員（久保史郎君）

あと1点。実際、大きな建物、ホテルにしても、各種施設にしても、スプリンクラー制度で、今非常にこの、特に老保施設建設なんかは国からの補助でスプリンクラーがほとんど設置されたんですね。そうすると、当然ホテルなんかもスプリンクラーの付いてないホテルなんかも許可にならないと思うんです、まず造る時点でですね。そうしますと、はしご車の、当然消防局は検査に行かれますから、やっぱり火災に対する安心な初期のそういうのが、このようなものを揃えていただけたら、大分対応できると思うんです。スプリンクラーなんかでほとんど初期消火的なものは、特に大きい建物なんかでは対応できると思うんです。そこら辺は、消防局としてどのような捉え方をしているのか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

先ほどお話が出ましたけれども、35メートル級のはしご車ということで。それでは50メートルの建物には届かじゃないかという素朴な質問が出ますけれども、今、委員がおっしゃったとおり、防火対象施設につきましては、高層建築につきましては、いろいろな設備規制も変わってまいります。防火区画の問題、竪穴問題、階段部分ですけども、そういった意味、それと連結送水管、いろんな消防用設備がビル内に建物内に配備されています。そういったものの利活用、いわゆる消防隊専用の侵入、そういった形で対応していくものだと考えております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

はしご車。大分中央署にあるはしご車に似てきたかなと。昔の車両ですね、これと今回買うものと、トン数的には大きな差があるもんなんでしょうか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

トン数的には余り差異はございません。20トン近くということでございます。そんなに差はないと思います。

○委員（宮本明彦君）

ということは、今まで一部制限がかかっていた。どこに置いて、消化ができるよという制限がかかっていたということについては、そんなに変更はないよと。新たに規制がかかるなところは、ないよという考えでよろしいですか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

新たなる規制というのはございませんけれども、確かに、昔のはしご車、31メートル、30メートル級のはしご車でありますけれども、この車両につきましては、4WSと申しまして、前輪が右を向いたら後ろは左を向くと、そういった形で進入が容易であったということは歪めません。しかしながら、走行に際して非常に支障を来していた。それと、取り扱いに対していろいろ不具合も出てきたということ。今の車につきましては、ホイールベースは長いですけども、今度は後の車輪だけが、真ん中の車輪に鳴りますけれども、動くということで、若干、前の車よりは、最小回転半径は広くなりますけれども、そういった意味では、大きな建物、牧園のホテルにつきましては、山上ホテルあたりがちょっと入りにくいかなというのは懸念されますけれども、入ることは切り返し等することによって可能かと思っております。

○委員（宮本明彦君）

もう1点。普通のポンプ車ですか、ピンきりあるんじゃないかなと。いろんな設備、装備によってですね。この今回購入するのはどういうランクと考えたらいいですか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

消防車両につきましてはCD-1でございますので、非常に全国的に普及している一般的な形でありまして、車両的な価格、グレードといいますか、やや高いほうかと思っております。Aの2級というポンプを積んでおりますので、口径4方向でございますと、4方向放水量2,800という

ことで放水量も最大可能な状況は使えますので。ポンプ性能としては非常に素晴らしいものだと
思っております。

○委員（植山利博君）

はしご車なんですけども、今実際に稼働するのはかなり少ないわけですが、ただいざという
ときに稼働、運転して、常に良好な状況を保つには、定期的に走らすとか、定期的に一定のはしご
を伸ばしたりするようなこともまた必要かなと思うんですけど、そういうかねての訓練といいま
すか、訓練も含めて、どのような、例えば一週間に1回は走らせなさいよとか、はしごを伸
ばしなさいよとかいう取り決めが何らかあるかと思いますが、どのようになっていますか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

消防法におきましては、すべての車両、積載品につきましても、一週間に1回点検を行って
おります。操縦の間際ですけれども、当然霧島市消防局内は敷地も広いですし、そのような訓練等
もございます。それと、交通量が霧島市内が非常に多くなってまいりました。そういった時間
を見計らって、早朝に操縦訓練、当然昼間もそうですけども、そして積極的に避難訓練等にも持ち
出して、実際に設置し、救助する訓練を行っております。

○委員（植山利博君）

具体的に、普通のポンプ車とか水槽付きのポンプ車は一週間に1回ということなんでしょう
けども、はしご車については一週間に1回ということではないと思うんですけど、はしご車につ
いては、どのような形になっていますか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

はしご車につきましても、一週間に1回の点検はいたしております。

○委員（久保史郎君）

もう1点だけちょっとお伺いしておきますけど、先ほどのお話の中で、メーカーの見積もりをと
ったら、いただけなかったと。鹿児島県内には2社あったけれども、そのうちの1社は同じ会社
になってるというようなことでございますけれども、消防車もしくははしご車でも、消防に関す
るものを販売しているのは、日本で何社くらいあるものなんですか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

実質的には、1社かもしれませんけども、中身的、総体的に見るなら2社なんですね。2社だ
けれども、森田の傘下に入っているということで、国内で実質1社です。そのもう一つの1社は、
海外のはしご車だったんです。それを取り扱っているところがなくなって、森田がその後を引き
継いでいるという形でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第59号及び議案第60号についての質疑を終わります。ここでし
ばらく休憩します。

〔休憩 15：46〕

〔再開 15：48〕

△ 自由討議

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第54号、議案第59号及び議案第60号につ
いて、一括して自由討議に入りますので、委員の皆様で御意見があれば後発言を願います。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第54号、議案第59号及び議案第60号についての自由討議を
終わります。

△ 議案第 52 号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

それではこれより、議案処理に入ります。議案第 52 号、霧島市都市計画税条例の一部改正についてですが、先ほど建設部の意見も求めたいということでございましたので、後日、委員会を開催いたしますので、そのときにさせていただきます。

△ 議案第 54 号 霧島市火災予防条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 54 号、霧島市火災予防条例の一部改正について。討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決いたします。議案第 54 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第 59 号 財産の取得について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 59 号、財産の取得について、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決いたします。議案第 59 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第 60 号 財産の取得について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 60 号、財産の取得について、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決いたします。議案第 60 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第 17 号 陳情書（川内原発の増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入りますが、議案第 17 号、陳情書、川内原発の増設計画の中止などを求める意見書の採択についてでございますが、これについては、国の機関とを含めてですね、先ほど議論をしていただきましたけども、九電等も含めながら、更に引き続き調査をする必要があるというご意見がございましたので、そういう趣旨から継続にし、今後引き続き審査をしていくというふうに判断をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。したがって、陳情第 17 号については、継続審査とすることに決定をさせていただきます。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

以上で、本日の審査がすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点がございましたら。発言を求めます。ございませんか。

○委員（久保史郎君）

私は、議案第 59 号と議案第 60 号の財産の取得、消防局の消防車の取得についてですが、今回、審査過程で明らかになったことは、下取りについて、何ら明確な、そういう金額的なものが示されていない中で処分されているというようなお話でありましたので、古くなった消防車にしても明確に、市民の税金を使って購入した財産でありますので、その価格等を出していただいて、そして新たに購入した金額の中からその部分だけが明確に差し引かれたという議案を、今後は、処分する場合には出していただきたいということを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにごございませんか。

○委員（植山利博君）

議案第 59 号、60 号についてでありますけれども、今、久保委員のほうから老朽化した消防車の処理の問題について、下取り価格の明確化ということが言われておりますけれども、以前においては消防車を地域の企業なり、それから地域の団体等が自衛消防活動などに利活用するというようなこともあったわけです。例えば、火災があったときに燃えやすいような品物を取り扱っているような企業、それから、相当多くの施設と従業員を抱えているような企業に、まだ利活用ができる消防車を置いて、その事業所の方が一の火災のときに、緊急に対応をできるような自衛消防というんですかね、そういうことに利活用するというようなことで、旧隼人町時代も隼人町の持っている消防車を払い下げたといえますか、そういう事例もあります。いろいろ企業も、機能が非常に高度化してきて、火災の内容も非常にこう高度化する、複雑化する状況の中で、もし、そういう団体とか企業等からそういう要望があって、利活用ができるものであれば、そういうところで使っていただくというようなことも含めて、検討もする必要があるのかなという気がしますので、もう一回再利用の可能性があるのでどうかですね。もちろん老朽化しているので、どうしても無理だという状況であれば別ですけども、その辺のところも含めて検討をしていただきたいということが一点。それから、はしご車の関連ですけども、非常にその高度な消防機材、しかも高額な消防機材が、1自治体で利活用する場合に使用頻度のごく少ないと。このはしご車を見たときに、18年間で実働回数が2回というようなことで、その活用の在り方については広域で利活用できないのか、応分の負担をしながら、広域で利活用できないのかという質疑をしましたけれども、走行に問題があると。長距離を、しかも坂道など上るのにはなかなか問題があるという、執行部の答弁でありましたけれども、はしご車に関わらず、非常に高額な資機材で、利用頻度の少ないもの等については、広域での利活用なども検討はできないかということについても、精査をしながら、検討をしていただきたいというふうに申し添えておきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにごございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないということですので、今、大きく二人の方から3点出されましたので、その点を報告に付け加えさせていただきたいというふうに思います。

△ 所管事務調査について

○委員長（常盤信一君）

閉会中の所管事務調査についてですが、これまでどおり、項目を総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について、及び選挙管理委員会監査委員、公平委員会の事務についてとして、議長に提出をすることにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。日程等については、執行部とも調整をして、委員の皆様にお諮りをしたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

その他として、議案第52号の審査を9月20日の午前9時から開会とさせていただきますので、ご参集願います。そのほか何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、本日の委員会審査を終了いたします。ここでしばらく休憩します。

[休憩 16:03]

[再開 16:06]

△ 所管事務調査

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、所管事務調査を行います。まず、市職員の不祥事等の再発防止に向けた取り組みについて、調査を行います。今までこの案件につきましては、それぞれの委員会、本会議等を含めて説明をいただいておりますので、再発防止に向けた取り組みについてということですので、ご理解をいただきたいと思います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（田中義春君）

今回発生しました案不祥事につきましては、我々も職員のアンケート調査を行いまして、どういふことかどういふことが発生したのかと、またどういふふうになれば再発防止ができるのかと、いふなことを考えまして、全職員にアンケートをとりました。また、その結果によって、本部の総務課辺りが、どういふことを勉強して、また職員にどういふふうにふればいふのかと、いふこと北九あるいは近くでは、大隅曾於地区辺りに研修に行きまして、現在、そういう取り組みを行なうて、職員の意識改革を図ろうとしていふところでございます。

○委員長（常盤信一君）

総務部長のほうは特にないですか。

○総務部長（山口 剛君）

市のほうも職員の不祥事については、それがいふように色々やうてるところでございます。それで、節目節目では、職員に対する注意喚起の文書などを送っておりますし、そういふものの研修なども行っております。それから、今回の消防局のことに関しましては、事件が発覚して、

職員に対して注意を促す文書、それから途中の逮捕されたときなどは動揺しないようにということも文書で送って、全体で3回分の、今回の事件に関しては3回、市の職員のほうに送っております。今回、このような事件になったこと自体が、職員にとっても、やはり大きな影響があるということを感じておりますので、私どもも一生懸命やっておりますけれども、職員も事の重大さを身をもって感じておりますので、そういった意味でも再発防止にも、今後、職員の意識というが高くなっていると思います。さらに、色々な不祥事などがあれば、基準を持っておりまして、その基準に従って処分なども行っておりますので、処分はないほうがいいのですけれども、そういった意味でも厳正な処分をしているということも、職員は分かったと思いますので、今後、ますます公務員としての自覚を更に強めてやっていってくれるものというふうに思っております。

○委員長（常盤信一君）

今、説明が終わりました。これで質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

この件につきましては、臨時議会まで開かれて、それで私どもの、一応の決着はみたものだと思っておりますけれども、しかし、市民の中には議会報告会などに行くと、議会としてどのように対応をとったのかというような話等も、意見等も出ます。それで、以前と比べてというか、私どもの若者の時代と比べて、今の若い職員の皆さん方の育った環境というのが非常に違うと思うんですよ。ですから、東北の大震災を踏まえて、消防局の方がたくさん亡くなりましたよね。人の人命を守るために、あれだけ津波が来るといふ海岸線を管理しながら亡くなられた、そういう実態があるんですけれども、実質的に今、若い人たちが消防局員として採用されてきて、本当に自分の、その使命を自覚してですね、日々のそういう消防訓練に取り組んで、あるいは人のために世のためというような思いで訓練されているかどうか非常に、ちょっと不安的な要素を抱えるんですけれども、そこら辺が現在の若い人たちを採用されたときの、あるいはかねての訓練状況なんかを見て、どのような感覚を持っていらっしゃるかをまずお聞かせいただきたいと思っております。

○消防局長（田中義春君）

確かに、年代が違えば考えも違ってきます。また最近、採用された職員、やはり小さいころから危ないところには行くなと、危険なことはするなというような感じで、育ってきておりますので、消防職員になったから、それがすぐできるかと。いや、なかなかそれも難しい面もあります。ですから、川に入ったこともない、服を着たまま深い所に入ったこともないというような感じですね、消防職員として、いろいろ訓練をするんですけども、そういう初歩的なものから、そしてまたスレートの屋根の上に登って、どこを歩けばいいのか、そういうことも分からないというような育ち方をしておりますので、本当、1から10までいろいろ教えてやらないといけません。そういう中で、制服を着ているときに非常に、みんな一生懸命なんですけれども、一旦プライベートの時間になって、制服を脱げば、育ったそういう環境がオープンな気持ちになって、自覚が足りない面もあるのではないかというふうに思います。そこら辺を加味しながら、3年以内の職員が30名ぐらいいますので、まず、そこら辺の職員から先輩を、誰かアドバイスができる人を付けて、トレーナー制度というものを取り入れて、仕事の中で教えられることももちろんですけども、非番のそういう気持ちも教えていきたいというような形で、取り組みの一つに入れていきます。

○委員（久保史郎君）

今回の経緯を踏まえて、例えば新しく入ってきた人たちが、いろんな悩みを抱えると思うんですよね、今局長が言われたように、育ってきた環境と、いざ今度は社会人になって、消防局としての環境が非常に起立正しいものであれば、ギャップ等があると思うんです。若い人たちの今回のこの件の後、若い人たちがいつでも気軽に意見を述べられて、あるいは思っていることが、例えば、上司の耳に届くような体制等は、何か作れたのかどうか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

先ほどより、局長のほうから答弁いたしましたけれども、いわゆるコンプライアンスの問題、法令を守る、遵守、これがなかったということの一言に尽きると思います。確かに、日々の今現在行

われている職務を粛々とやるのが、実際、市民の皆さん方に貢献することではございますけれども、しかし、当然この日常の中で、公務員としての倫理に欠けていたということ、これも歪めないものでございます。こうしたことを未然に防げなかった我々にも責任があると思っております。そういった中で、若い職員、10年未満の職員が69名おります。そして、今3年を対象とする職員が30名ほどおります。こうした職員をどのように今後導いていくか。そして幹部職員も含めてそうですけれども、私がこの間大隅曾於消防本部のほうに行ってまいりました。この間の一般質問の答弁の中でも、池田議員の一般質問にお答えしたところでもございましたけれども、警察のほうでも、いろいろな企業のほうでも、名称はいろいろありますけれども、トレーナー制度またはブラザー制度と呼んでおります。こういった中で、消防局といたしましては、トレーナー制度と銘打って、今、若い職員が非常に大量退職、大量採用ということで入れ替わっております。こういった人たちへの職務上の倫理観、それと職務上の仕事の大切さ、意義、それと一番大事なのは私生活の問題、個人的な面、いろいろ相談できるものが欲しい、人が欲しい、先輩が欲しい、そういった身近な人、こういった人たちをいわゆる相談相手として対象を立てまして、しかしこの人に重みがかかってはいけませんので、それを全体で包括するために、その所属の体調、当然所長までですけども、みんなでこれを一つの]指導する者に対して、その使途が必要としている。職場での仕事の内容、また私生活のことでいいんですけども、どういうことを君は今後、やっていきたいのか。職場にいかしたいのか、どういう仕事をしてみたいのか、そういったものを聞きながら、それをお互いに話しながら、そしてそれを計画を立て、その中で3か月経ちましたら、みんなでその進捗状況を見て、更にその状況を勘案しながら、更に3か月、その方向性をまた立て、6か月目には、消防局町までそれを報告し、皆で、この人どれだけ成長したか、いろいろな私生活の面まで相談できるような体制が必要ではないかということで、トレーナー制度というのを]今度の10月設けたいと考えております、以上でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○○委員（下深迫孝二君）

消防局の皆さん方には大変、今回はですね、ご心配いただき、本当にご苦勞をされたというふうに思います。やはり、今回の事件を振り返ってみますと同じ意味で、同じ仲間が何回もそういうことを繰り返さということで、心の緩みが出てしまったんじゃないかなというふうに、私は自分なりにこう考えたわけですけども、同じ家を使ってやっぱり飲ん方をするということは、余りよくないのではないかとということを私は思うことでした。馴れというが出てくると、どうしてもそうなります。やはり打ち上げをするにしても何をやるにしても、外で、他人の店でやっていたら人目もありますし、また時間が来れば。帰らなきゃならないというのもあるわけですので、そこら辺を今後、徹底して指導していかれるといったようなことになれば、こういう問題も、もう二度と起こらないのではないかなということも考えましたので、参考にさせていただいたらというふうになります。

○委員長（常盤信一君）

再発防止ということで、私は2点ぐらいあるのかなと思ってます。まずは、やはり最初に通報と申しますか、連絡を受けた際に、やはり、口頭で報告を受けられたんじゃないかなと。最初は電話というお話で伺いましたから、そういう中で、最後の時には、最終的にはと申したらいいんですかね、皆さん一緒に飲まれた13名の方々にきちっと報告書を書いていただいたというのがあります。ですから、そここのところも、やはり報告もあったかと思っておりますけれども、きちっとやはり文書で報告を受ける。もう早い段階で報告を受ける。その中で、またかくしごとがあったらというのはあるかもしれませんが、まずそういったところ、もう一回今回の事例からして、報告書はどのような段階で提出されたのか。今後は、ちゃんと報告があったときにきちんとまず報告書を出すような形になっているのかどうかお尋ねします。

○中央署長（塚田修二君）

言われたとおり、28日に1中隊の中隊長に、ケガをさせたということで、電話があったと。詳細については、翌日に報告しますとにことで、その日4は、それでは分かったと。明日その状況

を聞くからということで、私のところに28日の8時10分に、所長室に中隊長とその副士長がまわってきて、実はケガの内容はやけどをさせた、二人で飲んでいてやけどをさせたということで、事情を聞きながら、やけどの内容も聞きましたけども、我々もやけどについては、寝ているものに悪ふざけで火を付けたところ、やけどをさせてしまったと。しかしながら、何で衣服に火を付けたなら、すぐ消せたはずだけど、いろいろちょっとそこで疑問がありましたけれども、とりあえず、やけどをさせてことは事実だということで、すぐにまた次長と総務課長には連絡したわけです。その後に、私も、すぐに形成外科のほうに行かないといけないということで、市立病院のほうに私が向かいまして、それで本人と会いまして、そのやけど内容とか、そういったも含めて聞きました。そこでもやはり、二人でやっただと。あとで結局分かったのが29日の夜に、伊佐湧水消防組合の予防担当者会がありまして、そこに私は出席しないといけなかったものですから、その席で本当に二人でだったのかと、疑問が出てきまして、署長にももう少し詳しく聞いたほうがいいのかということで、その席から中隊長に、本当二人だったのか、再度確認してくれということで、私が連絡しまして、そのあとはすぐに帰りまして、自宅に帰りまして11時過ぎに、署長、本当は二人ではないようですと。14名の者が加わっておいましてということ聞きましたんで、じゃあ、私はそこで、13名のものについてすべて、書類でその日の始まりから書類報告をなさいと。私が30日の昼から出てくるから、その書類を預かるということで、そこで私は指示しております。

○委員（宮本明彦君）

確かに、もう一回、29日にきちっとやはり書類報告をしていただく、本人さんからは29日の書類で報告があったんですか、もう一回、29日に書類で報告があった。

○中央署長（塚田修二君）

29日ではなくて、29日私が書類を出しなさいとで、受けたのは30日の午後でした。

○委員（宮本明彦君）

ということですから、交通事故の違反があっても基本的には報告書で、報告するような形になっているかと思えます。ですから、そこをまずはね、間違いなく、本当のことを書いていただくというのが、第一義にありますけれども、まずはもう1回そこをきちっと、事故があったら早めに報告書でということをお願いしておきたいと思えます。それともう一点。やっぱり、これは個人がやったこと、体質的なことってということもあって、再発防止というのは非常に難しいと思うんですけれども、体制のことですからね。ただやはり、もう一つ思うものは、副士長が口止めをされた、一緒に飲んでおられた方々に。これもやっぱり副士長の個人的な見解といたら、個人的な行動というところがあるかもしれませんけれども、もう一回その辺に対する、幾ら上司でも、正しいことが何なのかってところをおのおのが分かっているか、また次の機会、上司があんなに言ったから黙っていないといけないという体質にならないような形。もう一回そこをどういう、先ほどトレーナー制度と言ってましたけども、そういう中で行われるのか、もう一つ何か考えないといけないことがあるのか、その説明をお願いします。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

確かに、「報・連・相」と申しますけど、こういったことが一番大事かと思えます。ささいなことでも必ず報告をする。我々の職場は、車両の問題もそうですけども、接触、例えば駐車場、自分の車庫内でもそうです。または自分が、機材・器具を持っていて車両を築ける。そういうときも、必ず。機器損傷報告書を出させております。今回、宮本委員がおっしゃったとおり、やはり先輩である職員の口止めが強く働いたのか、そこはそのときの状況でありますけれども、やはりそのような度合いが高かったのかと思っております。しかし、これは陰湿的なことであってはいけませんので、すべてのことに対して、ささいなことでもそうですが、日常のこと、特に公務に関する点については、今以上に報告を求め、そしてまた私的な面につきましても、飲み方をするなということではございません。飲み方をするときには必ず報告をする。そのようなことも含めて今後、対応・対策をしていきたいと考えております。

○委員（宮本明彦君）

今、お伺いしました、まあ、大きくやはりトレーナー制度でしたか、それできちっとそういった

ところの再発防止をするということで理解をいたします。あとは本当、沈滞したムードがないような形で、ある意味ハッパをかけるということで、もう一回明るい職場戻していただけたらと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございますか。

○○委員（脇元 敬君）

臨時会のときにも、非番の過ごし方といますか、非番だからいいんですけれども、特に大雨洪水警報なり、注意報が出ているときの非番の過ごし方というのを、今後どういう形でやっていくのかというのが、決まっていたら教えてください。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

議会答弁の中でお話をさせていただきましたが、かねがね悪天候、通常、注意報・警戒が出る前の段階でもそうなんです、勤務をしている状況の中で、定時交代というのをを行います。その交代の中で、昨日の雨量等を情報司令課のほうへ聴き、そしてその状況を勘案しながら、朝礼等でも、今日は、これは災害応急対策要綱というのを設けておりますけれども、その基準に達しなくても、今日はこうして雨が降るようだから、みんな自宅のほうで、待機に近い状態、待機もありますけれど、待機に近い状態、すぐ連絡が取れる状態、このようなものを確実にとれるようなことにしておきなさいというのは、かねがね言っていたところでしたが、今回このようなことになって申しわけございません。しかしながら、今後はますますこのような点を強化しながら、職員のほうには、指示・伝達をしていきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

先ほどの答弁の中で、コンプライアンスがなかったと言わざるを得ないとゆうような表現をされたんですけれども、私はコンプライアンスがなかったという表現でいいのかなという気がするんですよ。だから、その全体としてのコンプライアンスという意識というのはあるんだろうけれども、消防局、私が以前に質問したときも、消防局というのは階級制度がありますので、そこにおける構造的なパワーハラスメント的なものはなかったですかとお尋ねしたら、なかったと。そういうものはないということだった。それから、全員にアンケートか聞き取りをされたということで、そういう中にも、一部、問題のあるような表現もあったということでしたけれども、そのところがですね、私はコンプライアンスとはまた別な領域ではないかなと。はっきりコンプライアンスがなかったと言い切ってしまうとですね、何なのかという気がしますので、そのところは少し整理をされて、発言をされたほうがいいのかと思うんですけど、その構造的な階級、まあ言えば、普通の市役所の本庁と違って、消防局という、ある意味階級制度が少し明確なところが、構造的にパワーハラスメント的なのが、ややもするとあるんじゃないかという思いはあるわけなんですけれども。聞き取りをされたときの内容があったのかなかったのか。それから、本当にコンプライアンスがなかったという、幹部職員の認識なのか、そこをもう一確認させてください。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

コンプライアンスの意識に欠けていたということに訂正させていただきたいと思います。基本的なこととして、小さいときから言い伝えられているいろんな決まりごとですね、こういったものが大人になって、また消防職員としてもなって守れなかったということの意味で、ちょっと過言であったかもしれませんが、コンプライアンスの欠如ですね、できなかったということ表現をいたしました、欠けていたということで御了解いただきたいと言えます。そして、その意見の中にも、誹謗中傷するような非常に辛らつな意見もありますけれども、やはりここは建設的な意見というのが非常に多かったです。そういったものをくみ上げていかなければいけないと。しかしながら、辛らつな意見も当然、私たち幹部職員の中では、こういう意見があったというのは分かっております。しかしながら、他の職員へは建設的な意見を伝え、そしてまたこれを改善し、これをまた育てていくという意味で、今後はこの制度を有効に、どのような点からしていくか、まだ未定でございます。大隅曾於消防本部につきましても、何もこの実態をつかむことはできない。しかしながら、これをしたことによって、特段大きな問題は発生していないということをお

聞きまして、私どもも何かやらなければならないということから、こういった身近な職員と、やはり昔の我々入ったころの職場の環境、いろんな世代の違い、考え方の違いあるといます。そういったものを少しでも縮小・縮減して、すり合わせることできたらいいなと思って、この制度を取り入れていく次第でございます。

○委員（植山利博君）

私も気になったのは、コンプライアンスがなかったということは、消防局そのものに法令遵守という、もちろんこれは公務員ですから、すべて法令遵守という中で運用しているわけですから、これがなかったという表現はやはり、いかがなものかという気がしました。それと、ぜひ、このことお互い、何と云うんですか身をきられるようなそれぞれの立場で、霧島市民の方々も、議会人としても、市長をはじめ執行当局も消防局も、本当に身を切られるような痛みというのがあったと思うんですよ。ですからぜひ、このことを災いを転じて福となすというか、雨降って地固まるというか、これは我々も含めてこのことを試練として、今後いい方向に、すべての人たちが立ち向かっていくように、前向きに取り組めるような形で、再発防止に最大限の努力を求めておきたいというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

今の意見を含めて、課長のほうから何かございませんか。

○消防局総務課長（木佐貫 誠君）

いろいろなご意見ありがとうございました。本当にコンプライアンスの問題、非常に難しいことですが、やはりそのような観点と申しますか、しっかりとわきまえながら、今後はやっていく。そういったことを守るといふ基本的なことが、若干、欠けていたと申しますか、守れなかったことが、こういった大きなものに発展したのではないかと考えております。本当に申し訳ございませんでした。

○委員長（常盤信一君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他にないようですので、これで市職員の不祥事等の再発防止に向けた取り組みについての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 16：34〕

〔再開 16：45〕

○委員長（常盤信一君）

休憩以前に引き続き会議を開きます。5時が迫っておりますが、あらかじめ5時が過ぎることもご了承をいただきたいというふうに思います。それでは次に、天降川の洪水に備えての防災訓練及び防災の観点からの河川管理について調査いたします。執行部の説明を求めます。

○危機管理監（宇都克枝君）

それでは、天降川の洪水に備えての防災訓練ということで説明させていただきます。

〔配付資料（河川水位と危険レベル）に基づき説明〕

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

天降川の洪水に備えての防災訓練ということで、きょうはこれが1点ですね。それから河川管理というのが別に1点あるわけですが、天降川の洪水に備えての防災訓練は、今お話を聞いた20年に実施をした訓練以降は、実施がないという理解でよろしいですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

そのとおりでございます。訓練につきましては、もう、今年の1月26日の新燃岳の避難訓練、昨年の県と市の共催によります総合防災訓練ということで、牧園であったあの総合的な火山に対する訓練をはじめとして、水防訓練、そういったものを総合的にやっております。

○委員（植山利博君）

今回、所管事務調査でこの件について議論をしようというのは、議会報告会の中で、前回の6月議会の議会報告会する中で、地元の自治会の皆さんから要望があつてといいますか、天降川は、あの辺の東郷とかは、ちょっと雨が降ると床下浸水とか、床上浸水が多いところだと。だから、そういうことで天降川の氾濫に対して、定期的な防災訓練はするべきじゃないか。定期的な防災訓練は必要ではないかというような趣旨の御意見を受けて、こういう機会になったわけですがけれども、今後も霧島市全体の防災訓練ということではなくて、あの地域の限定的な地域の中で、自治会や公民館などを対象にした防災訓練を、先ほど野口の自治防災で毎年やっているというふうにおっしゃいましたけれども、そのような規模での防災訓練をやるというような取り組みは考えられてらっしゃらないかどうかということだろうと思うのですが、いかがですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

来年も総合防災訓練の年に当たっておりまして、今それを現在、企画段階から練っておるところでございますけども、天降川に特化した訓練というのは、市では現在考えておりません。来年は津波ということで大々的な、海浜公園、そういったところを中心とした津波、当然水防訓練もやりますけど、そういった総合防災訓練ということで考えております。もう一つは、総合防災訓練をやらない次の年は何もやらないかということ、土砂災害警戒訓練というのをやっております、そういったことで地域地域によって、ぐるぐる回しながら、そういった訓練をやっておるところです。それを地域ごとにやるかどうかというのは、やっぱり、あくまでもその地域に対応していただかないと、なかなか限られた枠では、企画からなんか全てをお膳立てをしてやってもらうというようなことは、ちょっと現在の編成では難しいというふうに考えています。

○委員（植山利博君）

そうなりますと、地域で自主的にやってくださいということだろうと思うんですけど、その際に、地域と連携をとりながら、例えば隼人の地域振興課であるとか、もしくはその一部、本庁のとかの部署であるとか、相談があつたときに、地域の自治会なり公民館単位でこういうことを定期的にやりたいんだけどと、そのノウハウであるとか支援、そういうようなところをどこに相談に行けばいいのかわ、自分たちでゼロから立ち上げるというのは、なかなか厳しい状況があるので、そういうことを手伝っていただける、支援していただいて、1・2回やれば地域が主体となって取り組めるのでしょけれども、今こういう非常に、東日本大震災やら大きな災害があつて間もなく、地域特性のある災害というのがそれぞれあるわけですね。津波だったり、新燃だったり。だから、限定的な地域の中で、そういう避難活動とか訓練とか、そういうものをやりたいんだけど、どうしたらいいだろうかというような相談窓口なり、支援をする部署なり、というのが必要ではないかと思うんですけども、そういうことについての考え方はどうですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

現在も相談の窓口としては、機能していると思っております。いろんな各地区で防災訓練をやられるときには、色んな相談がまいります。最も基本的なところでは規約はどうしたらよいかとか、女性部なども訓練で炊き出しをやりたいのでメニューなどはどうしたらいいのだろうかとか、炊く場所、材料、釜、そういったものの準備から始まってどうしたらいいかといった相談は、たくさん受けているところでございます。

○委員（植山利博君）

そうなれば、このような市民の方々との相談があつた場合には、市が主導的に地域地域での防災訓練を、今やる状況にはないけれども、地域の公民館もしくは自治会として取り組みたいという要望があれば、安心安全課のほうで相談に行ければ、適切なアドバイスや進め方についてのノウハウは、指導がいただけますよということだという理解でよろしいですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

そういうことでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませつか。

○防災G長（石神 修君）

ただいま植山委員から申し出のありました相談もそうなんですけれども、私どものほうでは、例えば、今度野口地区で防災訓練をする際には、市内のすべての自治公民館長さんに案内を出しまして、どうか視察をお願いしますと。それを地域の防災に役立てくださいというような案内を出して、視察の御案内もしておりますので、ノウハウが分からない、そういった御相談プラス実際目を見ていただくというようなこともお願いしております。

○委員（久保史郎君）

これまでですね、いろんな訓練が行われてきたわけですが、実質的に今、先ほど植山委員も言われましたように、東郷地区の水が溢れるという件、それから私も議会でも取り上げましたけれども、西瓜川原の件ということで、実質的に今までですね、天降川が溢れて、平成5年にしてもですよ。そしてそういう水で浸かったという事例があるんですか、そこら辺は把握しているんでしょうか。

○危機管理監（宇都克枝君）

お手元に配っていますこの地図です。防災マップですが、この防災マップのピンクの部分でございまして、ここは鹿児島高専の疋田先生が、平成5年のときに浸かった所を実際に現地調査をして、その当時を知っていた人にどこまで浸かったかというのを具体的に学生と一緒に調査して、そのデータをいただいて、今回の5月の防災マップには、ピンクの所で実際浸かった実績として、表示をしておるところでございます。

○委員（久保史郎君）

私が聞いているのは、天降川が決壊して浸かったのですかということを知っており、多分これは内水の水がこここの低いところに溜まってきてですね、浸かった実績だと思うんですよ。そうしますと、その後、排水機場をつけたり、いろんな形で対応策を今とってきているわけですよ。そういうことではないんですかね。

○危機管理監（宇都克枝君）

今、委員が言われたとおりでございます。天降川から逸水をして、外側に溢れたということは、私が来てからはありません。

○委員（久保史郎君）

であれば、自主的に防災訓練、これは定期的にやっていただいて、やるのが一番いいのですが、実は東日本大震災を踏まえて、津波なんかの被害に遭わないための講師があちこちで話をしていられる話をニュースで聞いたんですけど、その講師がなんて言っているかという、想定を信用するなということを書いてらっしゃるんです。例えば行政などが、想定で何メートルの津波が来るよとか、予測しているとか、そういうのを信用するな。そして、家庭内においては、ばらばらであってもかねてからよく話し合いをしておいて、まず自分が逃げると、助かると。それが第一だと。だから、それが家庭内で話をしとってくださいということの話をされるのを耳にしました。生きていたら、必ず会えると、その講師は言われるんです。だから、家族が家にいるから、あるいは子供が家にいるから迎えに行くとかそういうことじゃなくて、みんなばらばらに、まず自分が避難をして、自分の命を守ると、津波に対して、高台に逃げて。そういうことをずっと子供たちに説明して回っているというニュースをちょっと見たいただきましたけれども、例えばこの天降川の洪水対策にしても、河川というのは必ずどちらかの堤防が低くなってるんですね。必ず一方が水が溢れたときには、そちらに流れ込むようになってるんです。ですから、そこら辺を踏まえたときに、昔は田んぼに流れるようになっていたんですよ。しかし今、両方に家が密集してきますと、高いとか低いとか関係なく、低いほうに流れたときにも家があるわけですよ。ですから、そこら辺を考えたときの今後の天降川ですよ。あるいはほかの川でもいいですけども、川に対する対策は、そこら辺を中心に考えていかないと、堤防を嵩上げて両方を一緒にして、住民生活を守るということは、本来自然の姿からは、恐らく外れているんじゃないかと私は思ってるんですよ。ですから、そうであればやっぱり、そこら辺を考慮したところの防災訓練であったりしないと、例えばよく、小さな川でも何でもそうですけど、溢れるときに土嚢を積んだり、入って来ないように、自分の家でもそうしますよ。しかし、小さい川ならそれでいいですけど、天降川みたいに大きなところが溢れてくるときに、土嚢を積んで

守ろうなんていうのは、そこに参加している人たちが災害に巻き込まれる可能性もあるんですよね。だから防災計画の中では、そこら辺も踏まえた一つの、万が一溢れたときには、その水はどこに流れるんだと、どこに持っていくんだというようなところまでの検討が必要ではないかと思うんですけどもいかがですか。例えば、今度野口で訓練をされるときに、やはりそうやって住民を守るということは結構なんですけれども、本人たちもどこに避難をしたらいいのかというようなところを兼ね合わせた防災訓練でなければいけないと思いますけど、そこら辺はどうなんですか。

○危機管理監（宇都克枝君）

やはり何事も、そのハザード・ソフトあとヒューマンということで、人も絡んできて、防災対策というのは総合的なものが求められるわけなんですけども、どこに逃げるかという話になってきますと、要するに地震でも水害でもいろんなケースがあるわけなんですけども、それぞれに行政がすべてにタッチできるかというところではなくて、やはりそこに住む人たちがどこに逃げるかと、普段から避難経路なり、どこに避難所とか、そういったものも自ら確認をして、経路から何から、要するに地震でもブロック塀があるようなところは避けるとか、水害のときには橋を渡って反対側に渡るとか、そういうようなのを普段から、どこに逃げたらいいんだというものは常日頃考えて、それぞれの地域で検討しておかないといけないというふうに思っています。

○委員（久保史郎君）

私は、防災という観点からは、やっぱりその避難経路なんかを、あるいは避難場所なんかを住民に周知徹底することが一番大事だろうと思うんです。防災の津波対策として、何mという看板を作られるという話でございましたけれども、それももちろん大切です。自分が住んでいる地域が、海岸の0mから何メートルの地域にあるというのを知るというのは大切ですけれども、それよりも、高いところはどこにあり、どうやって、どの避難経路を使って逃げるんですよということをやまず示される、それがやっぱり行政としての責務じゃないかと思います。例えば、今、山手の下に住んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。山手は、防災のがけ崩れ防止のためにずっとフェンスいますか、防護柵を張ってあるんです。だから、一部においてはその防護柵の間に、山に逃げられるように、上がり口なんかを作って取り組んでいる市町村もあるんですね。ですから、私はやっぱり、せっかく防災訓練や、市民の命を守るという、生命財産を守るという対策はとっていらっしゃるわけです。一番大切なのは、どうやって市民の命を守るかということをやまず基点に考えていただくと、当然そこら辺の考えは既決するんじゃないかと思うんですけどもいかがですか。

○安心安全課長（酒元 博君）

今、久保委員のおっしゃるとおりだと思います。各公民館、自治会にそれぞれの避難路、避難の館、そこまでに行く順路を、行政のほうでつくってあげれば、本当にいいかもしれません。ただ、そこに住んでいらっしゃる地域というのは、地域の方が一番良く知っていらっしゃると思います。道であり、どういった工作物があるとか。ですから、先ほどから言いますとおり、自分たちの命、生命・財産は自分たちで守るという観点から、日頃から津波が来たらどこに逃げるんだ、どの道を通るんだということを、その自治会あるいは公民館で日頃から考えておいていただいて、詳しいというか安全なところを通してそこに逃げていくということが一番ベストかなというふうに思います。たくさんある公民館の中で、行政のほうで、こう逃げなさいということはなかなか厳しいと思いますので、自主防災組織を作っていただいて、その中で、常日頃からいろいろ学習、勉強という言い方は失礼かも知れませんか、災害のときは、津波のときはこう逃げるんだ、地震のときはこう逃げるんだということを頭に置いて、そういった訓練・活動をやっていただければベストかなという気がします。

○委員（久保史郎君）

平成5年の大災害がありましたよね。大雨が降って天降川橋も流れました。その時に、うちの
新川地域の国道より下のほうですよ。あの人たちはあの下にある公民館に避難されたんですよ。だから住民意識というのはその程度なんです。公民館があるから公民館に避難すれば、あれで堤防が決壊でもしていたら、公民館とも全部流されていますよ。国道よりだから上に逃げる。今言

われるんですね。そういう話なんですけど住民が考えなければ、只、各公民館に行って防災なんかの話をしてられる時に、まず1番最初の時点では、例えば津波が来た時にはどうやっていきますかというような、そういう意思発表を行政のほうからしてもらったら、皆町民も考えると思うんです地域にも。ところがそういうのが何もなく、只自分たちで考えてくださいよという、先ほど平成5年に新川地域の皆さん方があの低い公民館に避難したという一例がありますので、私は大きくたいいその程度の意識だと思います。ですから、何も行政がこの道を通ってこうではなくて、そういう意識啓発の提案だけはしていただかないとどこにおいても。例えば、河川があふれそうな時期には、この地域の人たちはどこに避難されますかという意識を投げかけてくだされば、あとは住民が考えると思うんです。意見も出ると思います。そこら辺は今後のいろいろな防災的なあれで、地区住民と語る機会があれば、そういう提案を市民からなかなか出ないと思います。公民館の中なんかでは、出していただけたら、あとは地域住民がしっかりと考えていくと思いますので、ぜひ、していただく提案をしておきます。

○委員（植山利博君）

あと一点、調査項目が、天降川の洪水に備えてその河川管理、防災員の観点からの河川管理ということで言われているわけです。だから、天降川を浚渫をしなければ流下能力が減退すると、そのことによって、堤防を越えて氾濫する可能性があるんじゃないかというふうに不安を持っていらっしゃるわけですが。現実にはこれまで、平成5年も含めて、天降川が氾濫というか、あの堤防を超えて水が、もちろん内水面があふれて床下とか床上浸水になったことはあるわけですが、河川が氾濫をして、そういう状況になったということはありますか。

○土木課長（馬場義光君）

平成5年からこちら、そういったことはないと思っております。河川を超えることはですね。それで今、県のほうでも昨年は天降川の水道部の前、あるいは泉帯橋の上流、それから手籠川の中流域、それから鎮守尾川の辺り、そういったところをおよそ1万9,000立方程度の土砂の浚渫をしていただきました。およそ7,000万ぐらいを投入していただきました。今年も今、やり残したところ。今、これにつきましては平成21年度から25年度を目途に、今やっているところでございますけれども、総合流域防災事業ということで、土砂の浚渫等を目的にして今やっているところでございます。皆さま目に止まらないと思うんですけれども、水道部の前あるいは野口橋の左岸のほう、そういったところを今、重点的にやってもらっているところでございます。そうすることによって、川の断面をより広く確保して洪水を防いでいくということを目的としております。そしてまた、久保委員のほうからのお話の中で、ちょっと若干お答えとは違うかもしれませんが、我々土木課のほうでは今、ソニーの隣の堤防を下流側のほうに補強して幅員を確保して通れる。そして幅員の確保をするということは堤防の補強、それから野口橋の下流、リサイクルセンターのほうに向かって天降川東通り線という名のもとで、今その同じような拡幅と堤防を上げていく工事。それから住吉方面、今度は右岸のほうですね。山形屋から来て今度は南のほうに10号線のほうに抜ける、あの道路につきましても、今改良していくというような状況で、堤防を強化していくという工事を今進めているところでございます。

○委員（植山利博君）

平成5年の大水害以降はなかったということですが、平成5年の水害においては、天降川の堤防を越えて逸水したという認識でいいんですか。

○土木課長（馬場義光君）

平成5年の時の水害でも超えたところは無かったというふうに聞いております。ただ、昭和47年頃、私入っていた頃、松永のほうの天降川の上流、そこでちょっとしたオーバーするかな、どうかなという状況があったということだけは記憶しておりますが、そこでオーバーしたという記憶はございません。

○委員（植山利博君）

そうすると、天降川の決壊、オーバーフローですね。堤防を超えてオーバーフローというのはこれまでなかったと。私もそういう認識で、同じような認識を持ってるんですけども、5年の水害を踏まえて新川橋も架け替えられて、その設置部分も補強されて、より橋も高くなって、設置

部分も高くなったということで、さらに強化をされたという理解でよろしいですか。

○土木課長（馬場義光君）

そうですね、そうだと思います。

○委員（植山利博君）

それと、今ここ1、2年、22年度からこれまでに浚渫を、県のほうがやってきたので、天降川の流下能力は今この防災の観点から河川管理としては前向きに浚渫などをやっているの、適切な管理がされているという理解でよろしいですか。

○土木課長（馬場義光君）

その通りでございます。

○委員（脇元 敬君）

今回の議会報告会の中で、今回のこの天降川の防災訓練、そして様々なことが出てきたものですから、今回の所管事務調査に至っているわけですが、その中で出てきたのが、隼人地区ですかね、姫城地区公民館に行った時にこの話が出たということなんですけれども、防災用のヘルメットそして腕章等の保管する場所を何か確保して欲しいという旨のお話だったように思うんですけれども、以前はそういう場所があったんだということを、私はその場所に行っていないので、はっきりと分かりませんが、そういう話があったそうですが、そこら辺どういう認識がされていて、どういうふうな対応をされようと考えますか、お聞かせください。

○防災G長（石神 修君）

今、隼人姫城公民館からというようなお話がありましたけれども、昨年度だったかと思うんですが、姫城の公民館長さんがそういった倉庫みたいなものを造ってほしいということ、共生協働推進課を通じて話しがございました。安心安全課としてはそのような事業は持っていませんでしたので、共生協働課のほうで地域振興補助金の6割を使って造るのであればできるというような回答でございました。また、場所が姫城の公民館の敷地内ということでしたので、共生協働推進課のほうが生涯学習課にも話をされたみたいですが、生涯学習課でも、そういった事業はないということで、結論としては地域振興補助金を使って、地域で整備していただきたいということで回答されたというふうに聞いております。今現在でも、そういった事業は私どもは持っていませんので、そういった補助金を活用して整備をしていただきたいというふうに考えております。

○委員（脇元 敬君）

わかりました。

○委員（仮屋国治君）

題名が天降川が頭に付いてますから、やり難いんですけれども、その他の河川管理について。私も一般質問でいろいろ御質問させていただいた経緯があるんですけれども、天降川に関しては、先ほどおっしゃった総合流域防災事業が5年間付いてやられているということで、その他河川。手籠川、郡田川、検校川等々の堆積土砂の除去とか寄り州の除去とか、その辺のところの事業の進捗状況といいますかね、今年度どの程度の事業が県においてなされるのか。また市においてなされるのか。それから、抜本改革ということも御要望申し上げておりましたけれども、この土砂堆積を防ぐための方策等の要望はどのようなものをお考えおられて、上げておられるのか等について、ちょっとお示しをいただきませんか。

○河川港湾G長（西元 剛君）

2級河川につきましては、もちろんの県の管理でありますので市のほうでも年次要望して、対応をしていただいているところでもありますけれども、今現在、浚渫に関しましては、緊急性があるところを中心にやられているところでもあります。年間を通しまして、約1万5,000立平程度の2級河川の浚渫をしていただいているところでもありますけれども、その中でも、どうしても2年・3年経ちますと同じような形態になってきますので、繰り返しのところもありますけれども、我々も県単要望といたしまして毎年、要望は出してはいるんですけれども、県といたしましては、緊急性のあるところから年次、順々にやっていきますので、県は年間を通して、限られた予算で定期的に行なっていきたいという程度の回答をいただいています。

○土木課長（馬場義光君）

それに狩川、手籠川その辺りにつきましては前年被害を受けたということで、狩川につきましては流出を含めた防災計画書を作って、今後何らかの利用で改善していこうという動き。それから手籠川等につきましては、4つあるトンネル、そういったものを拡幅していこうという計画を進めていただいているという情報は得ておりますが、その他の2級河川につきまして、今具体的にどこをどうするという事は、この霧島市については余りにもいろんな要望があり過ぎることからですね、具体的な状況はまだありません。

○委員（植山利博君）

確認をさせてください。この地図の赤丸の説明をいただいたんですけども、ちょっと聞きのがしましたので、これの屋外防災無線とは違うんですね、防災行政無線とは違いますね、この赤丸は何だったのかが一点と。それから、先ほどこの氾濫危険レベルのところ、8.4mとおっしゃった。TPからというTPという意味がよくわからないので、TPの言葉の説明をお願いしますか。

○危機管理監（宇都克枝君）

隼人町のこの地図の赤丸は現在、今年霧島と牧園を整備しておりますものと同じ、霧島市で199基、今整備中の屋外拡声子局の位置でございます。それから、TPというのは東京ペールということで東京湾平均海面のことでございます。そこが垂直関係の海拔とかの基準ということで、海拔表示のことでございます、標高でございます。TPというのはですね、東京ペールというのはオランダ語みたいですけども、そういうことでございます。

○委員（植山利博君）

屋外拡声子局と、その防災行政無線、この違いを少し説明していただけますか。

○危機管理監（宇都克枝君）

防災行政無線というのは、市町村が防災の避難情報とか、そういったものを流すために整備をする無線の総体でございます。その防災行政無線の中で、今回霧島市が取り組んでおりますのが、その屋外拡声子局に電波を飛ばして、そこで放送するというその一帯の、屋外拡声子局というのはその防災行政無線システムの中の機材のことでございます。

○委員（植山利博君）

ラッパですね。具体的に言えば、浜之市のふれあいセンターにも付いています。あれもラッパが付いていますよね。機能は同じですね。その確認。

○委員（下深迫孝二君）

今、防災行政無線の設置がどんどんされてるわけですけども、これは雨降りの時は聞こえなくて、そして地震とかそういう時にはいうんでしょうけれども、そして普通の時はうるさいという地域住民から、特に下場の住宅密集地では聞いているんですけども。やはり、そこら辺の調整といいますか、天気の時にはそのボリュームをちょっと下げるとか、あるいはまた大雨の時なんかは、何か室内に設置できるようなことも考えないと、現実的に大雨で聞こえないというようなことも聞くんですが、そこら辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

○防災G長（石神 修君）

防災行政無線の、今お話のありました屋外拡声子局のボリュームですけども、天候によってボリュームを操作するというのは、ちょっと厳しいかと思えます。と言いますのは、こちらから放送するものもあるんですが、国からこの間、ジェイ・アラートの試験放送がありましたけれども、国から直接入ってくるものもございまして、ボリュームの調整はちょっと厳しいかというふうに思えます。それと、家庭内での放送ですが、今、デジタル化の整備を行っているところでございまして、今、国分・隼人地区が終わりまして、今年度牧園それから霧島地区を整備する予定にしておりますが、そういった整備の終わったところから順次、地域のコミュニティ無線、公民館とか、自治会で整備されているかと思えますけれども、そういったところの無線と接続するための設計それから工事を順次進めていくように予定しております。国分地区におきましては調査が終わったんですけども、それをもとにしまして、来年度工事をするべく、今ちょっと予算化をお願いしているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

消防詰所に、今、無線がこう設置をされていますけれども、恐らくああいうものにも接続ができるように考えていらっしゃるんだろうと思うんですけれども。やはり私の地域などはですね、上之段の今、もと小学校の跡にスピーカーが設置されてるんですけど、それから1山2山越えなきゃいけない所で、その周辺だけが聞こえても、全く周辺部は聞こえないというのがあるんですが、そういう地域はどのように整備というか設備というんですか、考えていらっしゃるんですか。

○防災G長（石神 修君）

市民の方々への伝達方法というのは、防災行政無線だけとは私も考えておりませんで、例えば、携帯電話を持っていらっしゃる方は、携帯電話に直接災害情報が入るような仕組みを、今携帯会社3社と協力をお願いして、できるようにしております。今のその申し上げた携帯電話への情報伝達と申しますのは、例えば避難情報ですとか、あるいは、国民保護の情報、そういった緊急かつ大きな災害が発生されるような場合には、強制的に霧島市内にいる方全員に通知ができるように仕組みをとっております。これは市民に限らず、車両通行されている方、そういった方々もすべて入るような仕組みになっております。ただ、携帯電話を持っていらっしゃらない方もいらっしゃいますし、パソコンもない方もいらっしゃいます。防災行政無線の届かないところに住んでいらっしゃる方も、地域コミュニティ無線の届かないところに住んでいらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますが、あと防災行政無線には、個別受信機というのがございまして、市役所から発せられた情報がすべて黒石岳の中継所に集まるんですけども、そこから直接受診できる個別受信機というものもございまして、土砂災害警戒区域ですとか、土砂災害危険箇所になるところに対しましては、将来的にはそういったものの配付もできるのではないかと考えておりますが、現在のところは、先ほど申し上げました防災行政無線の整備、それに並ぶ地域コミュニティ無線との接続、そういったものを申し上げないんですが、先に進めさせていただきたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

やはり、犠牲になられるのはやはりお年寄りなんです。今おっしゃったように携帯電話も持っていない。そして、いろんな情報が入ってこないという人たちが、霧島でも大雨の集中的な大雨で亡くなられたという方は、一軒家に帰ってきておられた方が裏山からの土砂崩れで亡くなったと。やはり8・6災害でも、私どもの周辺部で亡くなられたのは、ほとんどお年寄りでした。逃げ遅れということですね。ですから、やはり大災害がこうして発生するような時には、もしそうなれば当然電話も不通ということになりかねないわけですけども、やはり公民館長さん、ここら辺りには連絡が欲しいなという気がするんですけども、そこらはどのように考えていらっしゃいますかね。

○防災G長（石神 修君）

災害がおきる場合は、通常大雨の場合を例にとりますと、いきなりということはありませんで、雨が降り始めまして、気象庁が大雨注意報、大雨警報を出しまして、それから土砂災害警戒情報というようなものも発されております。通常大雨警報が出ますと、市の防災担当職員はすべて登庁しまして、情報連絡体制に入ります。それから、土砂災害警戒情報が出ましたら、土砂災害起きる可能性がかなり高くなってきますので、地区自治公民館長さんですとか、あるいは危険箇所にある福祉施設ですね、そういった災害時要援護者施設にはファックス等を送りまして、市民の皆さんに警戒をお願いしますというような依頼もいたしております。そしてまた、浸水の被害があるようなところ、そういったところにも公報車を出すなりして、警戒を呼びかけるようなことをいたしております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで天降川の洪水に備えての防災訓練及び防災の観点からの河川管理についての質疑を終わります。これしばらく休憩します。

[休憩 17:40]

[再開 17:42]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。河川管理あるいは洪水に備えての防災等を含めて、県のほうに要望をするという、今議会全体として準備を進めております。したがって、市として、市民の要望等も踏まえてですね、特別この件について、御意見や要望をしてほしいとか、要請とか、議会のほうにございましたら。この場で簡単に整理していただいて、述べていただければと思うんですが、何かございませんか。先ほど、2級河川の浚渫のことだとか、要望はしてるけども、緊急を要するところからとか、随時とかいう話がありましたけど、もちろんそのことは聞いておりますので、指摘はしたいと思いますが、そのことも含め何かほかにもございますか。

○土木課長（馬場義光君）

先ほどもちょっと仮屋委員のほうにお答えさせていただきましたが、広い霧島市の中で河川に関する要望等は本当にたくさんございます。その中で、やはり実際しなければならぬところに、緊急順位を付けて、その中で集中的にやはりしないと、あれもこれもの中では県も予算が縮小している中で、積み残されるという案件がかなり多ございますので、その辺りを十分に絞ってお願いしていただきたいと考えます。

○委員長（常盤信一君）

ほかには何かないですか。順位を付けるともう何か順位をつけていらっしゃるんですかね。おたくのほうでは。特別ないすか。

○土木課長（馬場義光君）

今、進めをしてもらっております。2級河川天降川のあるいは手籠川のこの土砂の浚渫これを早めていただくということと、これとを重点的にとにかく進めていただくということを要望していただければと考えます。

○委員（仮屋国治君）

今現在、要望されていらっしゃる場所もあると思うんですが、当局のほうで緊急性があるんだという所をマップで後もってご提出をいただけませんか。ここはまだ年間の1万5,000立米の中に入っていないというようなことも含めて、どことどここの部分を早急に集中的に改善してほしいというマップの提出を求めたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○土木課長（馬場義光君）

はい。分かりました。

○委員長（常盤信一君）

ほかには何かございませんか。総務全般何かございませんか。

○委員（植山利博君）

総務部は特にないというですけども、例えばその権限移譲であるとか税源の移譲であるとか、総務部として、この例えばその防災という観点だけじゃなくて、ぜひ、そういうことですね議長。例えば総務部で権限移譲が本当はこういう事務事業が霧島市に早く移譲をしてもらいたいのだけというようなのがあるとか、もしくはそれに伴ってであれば財源もこうですよというようなのがあれば、私としては権限移譲であるとか財源移譲というようなところで具体的なものは何かないのかなという思いがあるんですがいかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

今、まさに言われた財源移譲をお願いしたいと思ひます。と申しますのが権限は、いっぱい移譲をしていただきました。権限を移譲していただいたんですけども財源の移譲が、市民税で一部移譲があったんですけど、全体的にはないと。それから補助金を廃止したんですけども、交付金になっているという中で、よく御指摘いただくんですけども、市として何かこうやりたいという時に、例えば来年度予算を立てる時に、財源の移譲がないものですから、やはりこれ国は見取って国がいつ頃どういうふうに交付金をくれるのかとか、そういったのを考えながらやらないといけないと、そうなってくると、交付金の目途が財源の目途がついてから、初めてなってくると

この前も御指摘いただいたんですけれども、当初予算として出せなくて、例えば9月で財源の目途が立ったので出しますと、これは権限移譲とは言えないです。財源のない権限移譲は市の自立は全くないと思いますので、やはり財源を移譲していただけないと、9月補正で、本来4月にやるべきものは、財源の目途が立ったのでやりますというような説明しかできないのが今の現状です。そうすると、やはり市町村の自立というのではないと思っております。それは強く感じております。いつも、私も財務部の担当部長になって、そこが一番市町村の国と地方は対等協力と言いながら、全く対等ではないというのを非常に感じておりますし、その交付金も国の舌なめただけ、いくらくらかわからないという、そういった中で我々は権限移譲だけいただいてやっていくというのは、非常にやりにくい部分だということを常に感じております。

○委員（植山利博君）

そこでですね、私もそこだと思っておりますけれども、例えば県民税から市民税への一部移転というのがあったわけですね。その時に、そのことが今度は納税者にとっては、市税が高くなったという見識を持っていらっしゃるわけです。そうすると説明はするんですけれども合併してから市税が高くなった、市税が高くなったんじゃないじゃなくて、県民税が市民税に一部移管になったんですよということを十分にアナウンスをしないと、なんかやたら市民が合併したら、市民税だけ高くなったというような認識を持たれる納税者がいるので、その辺のところもしっかりうまくアナウンスをしていかないといけないのかなという気がしてならないんですよ。それとその今おっしゃった、例えば消費税の取り扱いもあって、地方消費税がこうですよと段階的に示されておりますけれども、果たしてそれでいいのかというところもありますのでね。例えば消費税を将来10%にするのであれば地方消費税の部分のこうこうではないかと、こうしてほしいというような要望も含めてすべきではないかなという思いが強いですけど。その消費税についてはいかがですか。

○総務部長（山口 剛君）

まず、最初の権限移譲の中での税源移譲だったんですけれども、ちょうど所得税の一部が市県民税のほうに移ってきたのと合併が一緒でした。その関係で市県民税が上がったんですけれども、それは権限移譲による市県民税が上がって、その分所得税が下がったんですけれども、それを合併になって市県民税が上がったというふうに勘違いされた方がかなり多かったです。これはいろいろアナウンスはしたんですけれども、これはまあニュースなんかでも、そういう権限委譲の中で財源を移譲しますというニュースなんかもあったんですけれども、やはり、私どもも一生懸命しないといけないし、住民の方々もやはりそういったのは、情報はいっぱい仕入れて欲しいなという気はします。そうでないと、そういった部分では出てまいりますので、やはりこういったどんどん制度が変わって行って、中央分権という制度が変わっていく中では、住民の方々も注意深くその辺りは見て、何でこうなったんだろうというのも、自分なりにわかっていたいただければなと思いがいたします。そのから消費税の関係なんですけれども、やはり前消費税が上がった時に、私が本会議で言った時にこう首を捻られた方も何人かいたんですけれども、見る限りはちょうど金融危機とそれからアジアの金融危機とそういったのが重なって、消費が一時的に落ち込んだというのがあったんですけど、それと買いだめがありますので、買いだめの反動として次の年が買い控えになってしまうということで、次の年は完全に落ちたんですけれども、その有効な部分としては段階的に上げるというのは、有効であるというような話も聞いております。その中で地方消費税というのを位置づけしていただいて、消費税が上がるということは地方交付税は率が下がりますので、率が全体的には下がりますので、やはり地方の財源が枯渇しないというか、そこまでちゃんと考えたような制度にさせていただきたいという気はします。今、全体の国税の中の20何パーセントが10何パーセントまで下がると思っていますので、結局消費税をすれば国税が上がるのでその何パーセントという率が下がっていくよという話ですけれども、それ下がったのを補うのが消費税だと思いますので、やはりそれと、今使い道そのものはもう決まっていますけれども、国の消費税なんかは国の100兆円規模の何とかありますので、そっちのほうに持っていかなければならないようにちゃんと守っていただきたいと。市は、今10年後を見ていった時に、保健福祉部いわゆる福祉予算というものがどんどん上がってきますので、それをするためにはどうしても消費税をいただ

かないとやっていけない状況なんですけれども、その消費税の一部を削って公約違反みたいになって、100兆円規模の公共事業をやってもらうと、市はもうやっていけないということになってきますので、用途の明確化というのを法律中でうたってるんですけれども、それをちゃんと担保していただきたいというのがすごく思うところです。

○委員長（常盤信一君）

ほかに何かございますか。

○委員（下深迫孝二君）

建設部のほうにお願いしておきます。敷根から牧之原に上がっている高橋川ですね。これも、ぜひ、要望を議長に出される時に出示していただかないと、10号線の上之段から上の辺は、かなり土砂が溜まっていて建設部なんかのほうで、たまに災害が出たときに取り除いたりもしてもらっているようですけれども、かなりの量になっておりますのでよろしくひとつお願いしておきます。

○委員長（常盤信一君）

ほかに何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、県への要望等につきましても一応伺いをしましたので、これで終わります。これでしばらく休憩します。

[休憩 17:47]

[再開 17:48]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次の会次第にあります国県への補助事業等についての要望等については、今総務、建設聞きましたし、企画については後日ということでございますので、次に進めさせていただきたいと思えます。本日の所管事務調査に伴う案件全て終わったわけではございませんけれども、終わった時点についての委員長報告に伴う、付け加える点等がございましたら、発言を求めたいと思えますがいかがでしょうか。いいですか。消防の関係等については、いろいろ委員会やら本会議やら臨時会も含めて出されましたので、今日あった点、指摘をした点もございましたので、それはそれとして委員長、副委員長のほうで整理をして報告をさせていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えますけれども、その点はいいですか。

[「はい。」と言う声あり]

要望等については、また後日話をする事になるかと思えますので、その点を含めてお諮りをしたいと思えます。皆さん方のほうから何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員（下深迫孝二君）

行政視察のほうは、もう確定したんですかね。

○書記（宮永幸一君）

まだ確定しておりません。決まり次第ご連絡いたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、以上で所管事務調査を終了いたします。これで本日の総務常任委員会を閉会いたします。20日は午前9時開会ですので、よろしく願いいたします。

[散会 17:50]